

北谷町一般廃棄物処理基本計画

平成25年3月

北谷町

<<<<<<<<<<<<<<< 目 次 >>>>>>>>>>>>>>>>

第 1 章 『一般廃棄物処理基本計画』について

1. 一般廃棄物処理計画	1
2. 一般廃棄物処理計画の構成および内容	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の目標年度	3
5. ごみ処理の基本方針	4
6. 生活排水の基本方針	5

第 2 章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の状況	6
2. ごみ処理行政の動向	24
3. ごみ排出量の予測	25
4. ごみの減量化目標値	28
5. ごみの排出抑制のための方策	31
6. ごみの分別区分	36
7. 収集・運搬計画	37
8. 中間処理計画	38
9. 最終処分計画	39
10. 大規模災害時の廃棄物処理について	39

第 3 章 生活排水処理基本計画

1. し尿処理の状況	41
2. 生活排水処理の将来量について	48
3. 生活排水処理対策	49
4. し尿および浄化槽汚泥の処理計画	51

○資料編

- I. 北谷町の概要
- II. 関係法令
- III. 一般廃棄物処理施設の整備状況
- IV. ごみの排出量の予測(倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画 平成24年10月 抜粋)
- V. 北谷町の減量化目標値(詳細資料)

第1章 『一般廃棄物処理基本計画』について

1. 一般廃棄物処理計画

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について、市町村に策定が義務づけられている計画です。

なお、計画策定に当たっては、「ごみ処理基本計画策定指針(平成20年)」および「生活排水処理基本計画策定指針」などに沿って策定されます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」抜粋 (基本計画関係)

- 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
 - 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
 - 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
 - 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
 - 4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 一般廃棄物処理計画の構成および内容

一般廃棄物処理計画は、『長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)』と『基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分などについて定める計画(一般廃棄物処理実施計画)』から構成されています。また、それぞれ、「ごみに関する部分」と「生活排水に関する部分」とから構成されています。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。一般廃棄物処理基本計画の策定に当たっては、「廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢」、「一般廃棄物の発生の見込み」、「地域の開発計画」、「住民の要望」などを踏まえた上で、「一般廃棄物処理施設や体制の整備」、「財源の確保」などについて十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

なお、一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、処理主体、収集計画等を明確にし、市町村はこれに基づき一般廃棄物の処理を行っていくものとしています。

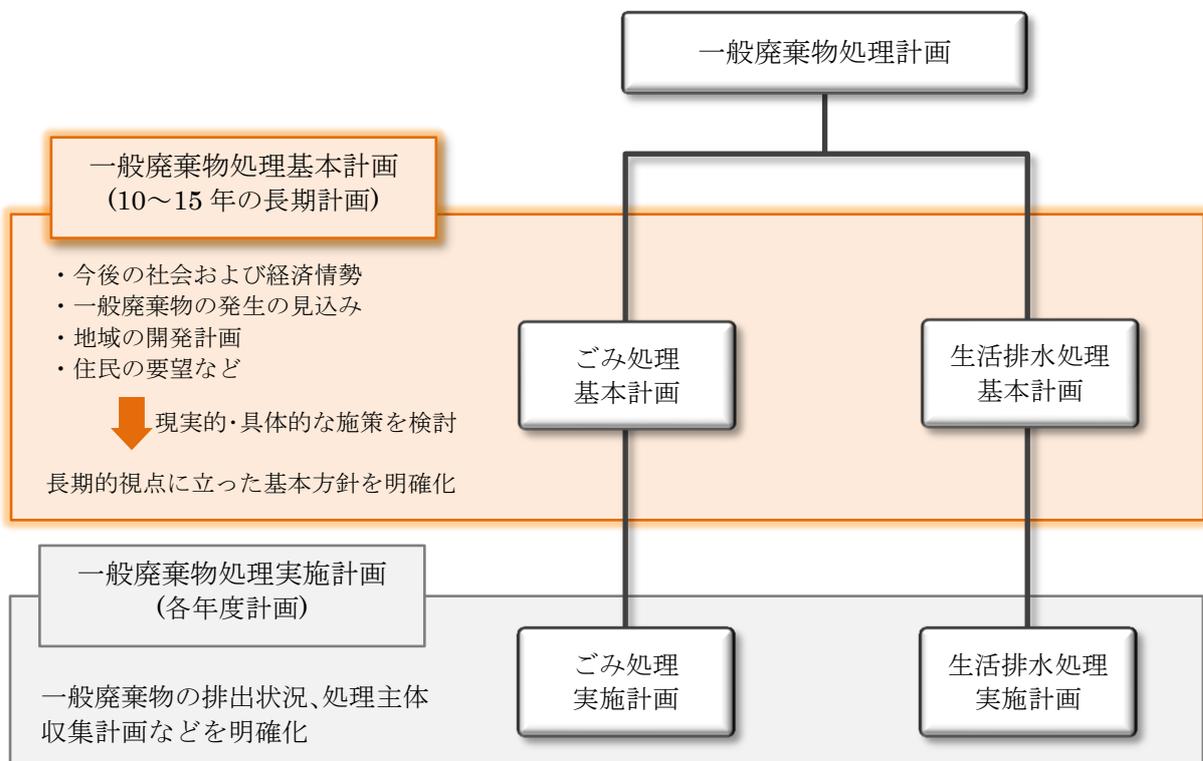


図 1-1 一般廃棄物処理計画の構成

3. 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「北谷町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の規定に基づき策定するもので、町がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

本計画では、町内全域(米軍施設内は除く)を対象とするとともに、倉浜清掃施設組合管内の沖縄市、宜野湾市の一般廃棄物処理の枠組みを踏まえたものとします。

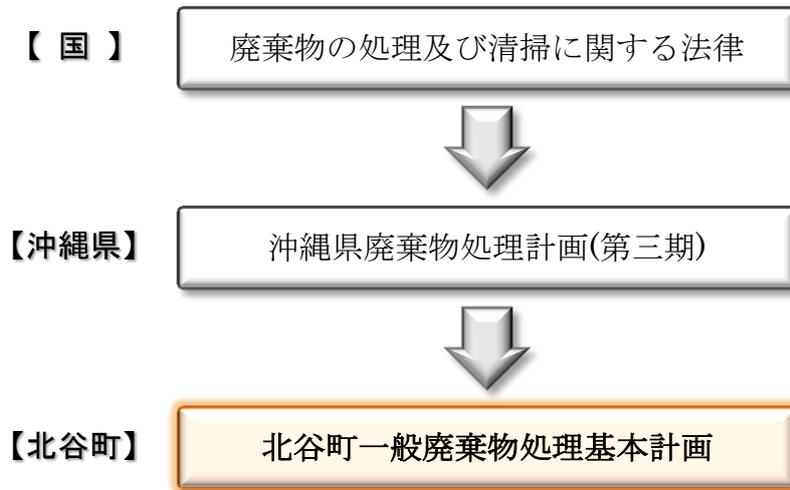


図 1-2 北谷町一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

4. 計画の目標年度

本計画の目標年度は、平成 25 年度を初年度とし 10 年後の平成 34 年度とします。

平成 34 年度における北谷町と周辺地域の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年度に理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指します。

なお、本計画は、計画期間において、おおむね 5 年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

平成	25 年度 (1 年目)	26 年度 (2 年目)	27 年度 (3 年目)	28 年度 (4 年目)	29 年度 (5 年目)	30 年度 (6 年目)	31 年度 (7 年目)	32 年度 (8 年目)	33 年度 (9 年目)	34 年度 (10 年目)
					計画 の 改 定					計画 目 標 年 度
	計画の前提条件に大きな変動があった 場合には見直しを実施します									

図 1-3 北谷町一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度

5. ごみ処理の基本方針

北谷町では、「循環型社会」の形成に向け、ごみとなるものは断り(リフューズ)、ごみの発生を抑制し(リデュース)、製品等の再使用(リユース)に努め、資源として再生可能なものについては再生利用(リサイクル)を図る『4R』を推進します。

町民・事業者・行政の3者の協働により、「循環型社会」の構築を目指します。

本町の今後のごみ処理に関する基本方針を以下のように定め、ごみの排出抑制およびごみの適正処理に向けて積極的に行動します。

《ごみ処理の基本方針》

基本方針1 ごみの排出抑制の推進

町民・事業者・行政の3者が協働し、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみの排出抑制に取り組みます。

基本方針2 ごみの資源化の推進

分別の徹底を呼びかけ、更なるリサイクルに努めます。

基本方針3 ごみの適正処理

循環的利用が困難なごみについては、適正な処理・処分を行います。
また、不法投棄や野焼きなどのごみの不適正処理の防止に努めます。

基本方針4 ごみに関する普及・啓発

ごみ問題やリサイクルなどに関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進、不法投棄防止の徹底、環境美化などに関する普及・啓発を推進します。

基本方針5 関係市との連携

北谷町、沖縄市、宜野湾市は、『倉浜衛生施設組合』を設立し、ごみ処理・処分などに関する広域的連携による処理体制を確立しています。

また、倉浜衛生施設組合では平成24年10月に「ごみ処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の抑制目標や施策などが設定されています。

これらの目標や施策との整合を図り、関係市との連携を深め、効率的な処理体制の確立に努めます。

6. 生活排水の基本方針

北谷町では、公共下水道の整備推進と下水道への接続を促進します。

下水道の整備が困難な地域(下水道処理区域外の地域)については、合併処理浄化槽の普及を促進します。

浄化槽設置世帯に対しては、浄化槽を適正に管理して頂くように周知を図ります。

本町の今後の生活排水処理に関する基本方針を以下のように定め、公共用水域を保全し、快適な生活環境を目指すために積極的に行動します。

《生活排水処理の基本方針》

基本方針1 公共下水道への接続の推進

公共下水道の整備済地域については、下水道への接続を促進します。

基本方針2 合併処理浄化槽の普及推進

公共下水道の未整備地域については、各家庭への合併処理浄化槽の普及を促進します。

基本方針3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽設備の適正管理を設置者に啓発します。

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の状況

1-1 ごみ処理体制

北谷町のごみの収集・運搬は、一般家庭より排出される「家庭系ごみ」については委託業者により行われており、事業所やスーパーマーケットなどから排出される「事業系ごみ」については許可業者による収集となっています。

ごみの中間処理は、『倉浜衛生施設組合 エコトピア池原(熱回収施設)』において、燃やせるごみの熔融処理を行い、熔融残渣などについては『同組合 エコボウル倉浜(最終処分場)』にて埋立処分を行っています。

また、『同組合 エコループ池原(リサイクルセンター)』において、「燃やせないごみ」および「不燃性粗大ごみ」の破碎・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」および「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源ごみのリサイクルを行っています。

庭木の剪定などから発生する「草木類」については、『北谷町草木類資源化処理施設』において、チップ化による減量および堆肥化を行っています。また、公園や街路樹の維持管理、行政区や学校での一斉清掃により発生した草木類についても処理を行っています。

収集・運搬の概要

収集区域：北谷町内全域(米軍施設内は除く)

収集業者：家庭系ごみ …… 委託業者
事業系ごみ …… 許可業者

収集方式：各戸収集方式(家庭系ごみ)

分別種類：家庭系ごみ …… 燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ
資源ごみ(5種分別)

事業系ごみ …… 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(3種分別)

※『資源ごみ』は、缶類、びん類、ペットボトル、古紙類、草木類(申込み制)に分類されます。

※基地外居住の軍人軍属などから排出される廃棄物については、「事業系ごみ」として許可業者による収集が行われています。

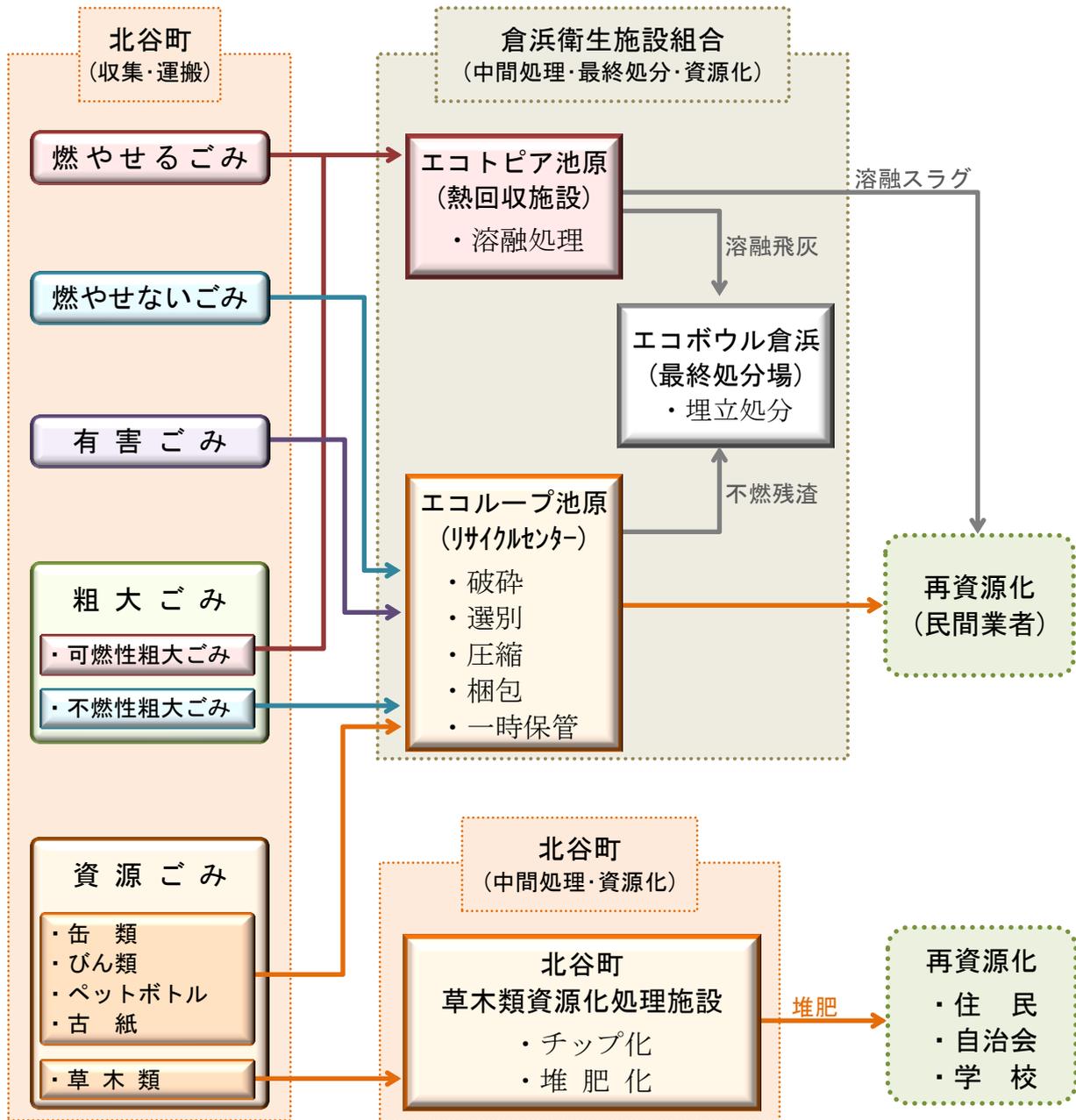


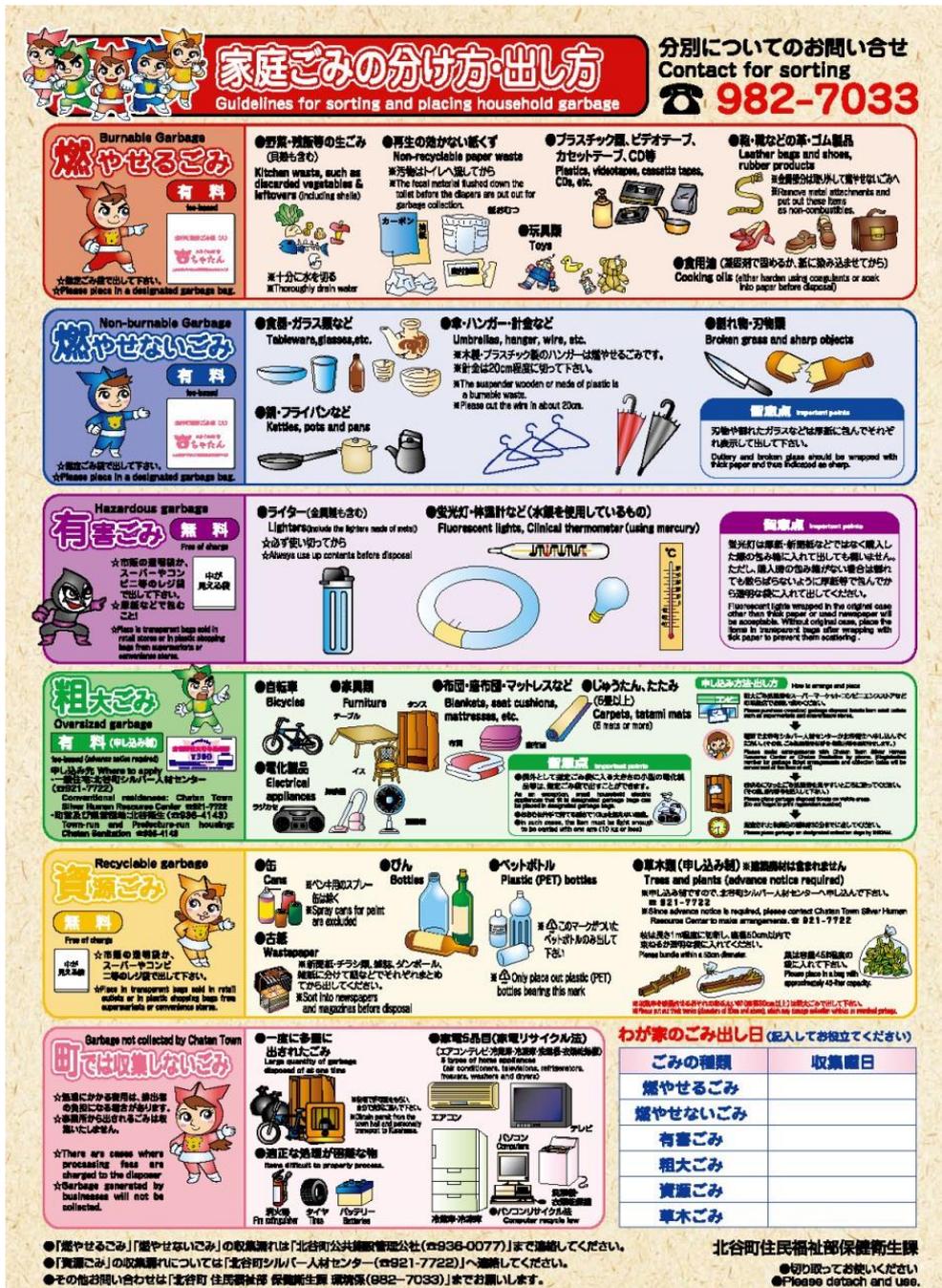
図 2-1 ごみ処理の流れ

(1) ごみの分別種類

北谷町のごみの分別種類は、家庭系ごみが「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の5種分別となっており、事業系ごみは「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」の3種分別となっています。

なお、「資源ごみ」は、[缶類]、[びん類]、[ペットボトル]、[古紙類]、[草木類(申込み制)]に分類されます。

本町のごみの分別ポスターを以下に示します。



家庭ごみの分け方・出し方
Guidelines for sorting and placing household garbage

分別についてのお問い合わせ
Contact for sorting
☎ 982-7033

燃やせるごみ (Burnable Garbage)
● 野菜・残飯等の生ごみ (厨ごみ) Kitchen waste, such as discarded vegetables & leftovers (including shells)
● 再生の効かない紙くず (頁もきむ) Non-recyclable paper waste
● プラスチック類、ビデオテープ、カセットテープ、CD等 Plastics, videotapes, cassette tapes, CDs, etc.
● 靴・履などの革・ゴム製品 (靴・履) Leather bags and shoes, rubber products
● 食器類 (食器) Dishes, bowls, etc.
● 玩具類 (玩具) Toys
● 食用油 (食用油) Cooking oils (either harden using congelants or soak into paper before disposal)

燃やせないごみ (Non-burnable Garbage)
● 食器・ガラス類など (食器) Tableware, glasses, etc.
● 傘・ハンガー・針金など (傘) Umbrellas, hanger, wire, etc.
● 破れ物・刃物類 (破れ物) Broken glass and sharp objects
● 網・フライパンなど (網) Kettles, pots and pans

有害ごみ (Hazardous Garbage)
● ライター (ライター) Lighters (discard the lighter inside of metal)
● 蛍光灯・体温計など (水銀を使用しているもの) (蛍光灯) Fluorescent lights, Clinical thermometer (using mercury)

粗大ごみ (Oversized Garbage)
● 自転車 (自転車) Bicycles
● 家具類 (家具) Furniture
● 布団・座布団・マットレスなど (布団) Blankets, seat cushions, mattresses, etc.
● じゅうたん、たたみ (じゅうたん) Carpets, tatami mats (8 mats or more)

資源ごみ (Recyclable Garbage)
● 缶 (缶) Cans
● びん (びん) Bottles
● ペットボトル (ペットボトル) Plastic (PET) bottles
● 古紙 (古紙) Wastepaper
● 草木類 (申込み制) (草木類) Trees and plants (advance notice required)

町では収集しないごみ (Garbage not collected by Chitan Town)
● 一度に多量に出されたごみ (大量に出されたごみ) Large quantity of garbage disposed of at one time
● 家電製品類 (家電製品) (家電製品) Appliances (TV, VCR, etc.)
● 冷蔵庫 (冷蔵庫) Refrigerator
● エアコン (エアコン) Air conditioner
● パソコン (パソコン) PC
● プレバ (プレバ) Preva

ごみの種類	収集曜日
燃やせるごみ	
燃やせないごみ	
有害ごみ	
粗大ごみ	
資源ごみ	
草木ごみ	

●「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の収集場所は「北谷町公共施設管理公社(☎936-0077)」までご連絡してください。
●「資源ごみ」の収集場所については「北谷町シルバー人材センター(☎921-7722)」へご連絡してください。
●その他お問い合わせは「北谷町 住民課 保健衛生課 課長(☎82-7033)」までお願いします。

北谷町住民福祉部保健衛生課
●切り取ってお使いください
●Please detach and use.

図 2-2 家庭系ごみの分別ポスター

平成23年4月から事業系ごみの分別方法が変わります！！

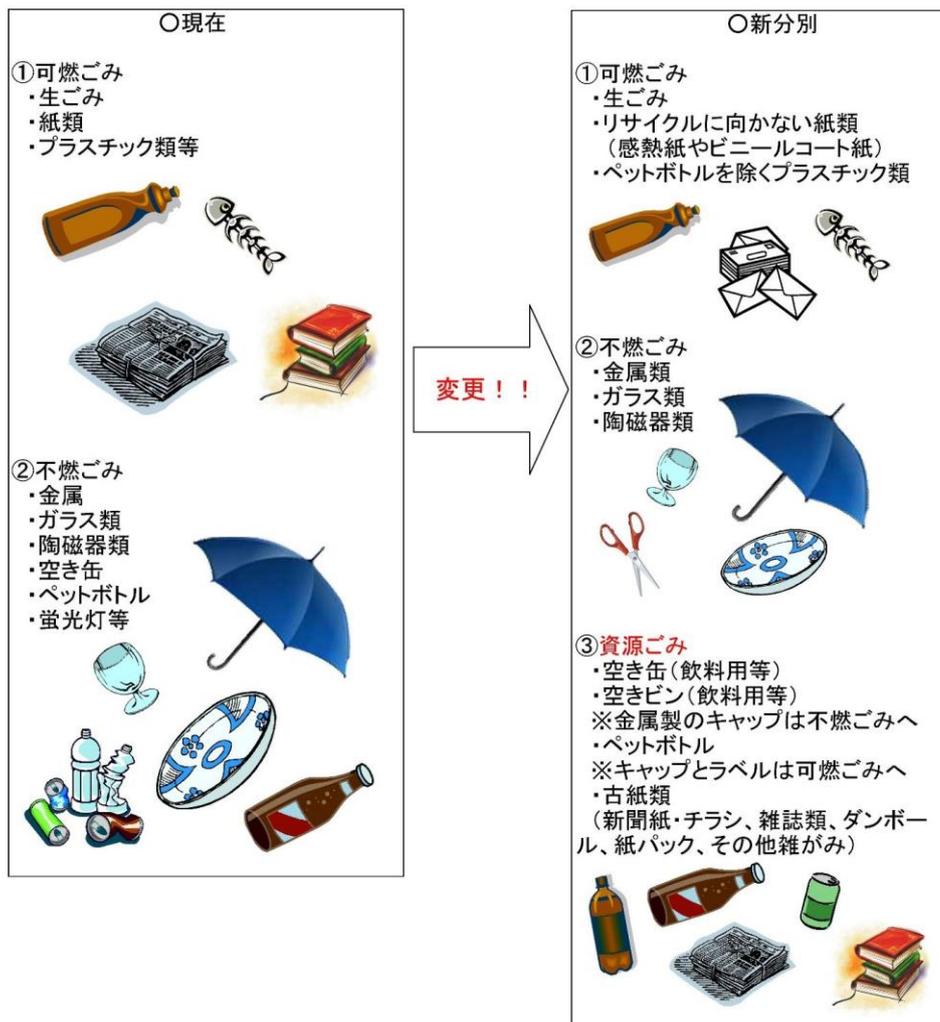
北谷町では、家庭や事業所から出される「一般廃棄物」の処理について、平成13年度に「北谷町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量化や資源化に努めております。

家庭系ごみについては平成17年度に「家庭ごみ有料化制度」を導入し、ごみの発生抑制と資源化分別の徹底を図っておりますが、「事業系ごみ」については「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2種分別のままとなっております。

循環型社会のまちづくりのため、平成23年4月より倉浜衛生施設組合清掃工場へ搬入する事業系一般廃棄物については、家庭系ごみと同様の分別・排出方法へ変更していきます。

各事業者の皆様には、廃棄物の排出抑制、資源の循環、適正処分についてご協力くださいますようお願い致します。

平成23年度からの新たな事業系ごみ分別方法について



- ※ 資源ごみの排出・回収方法については、現在契約している許可業者との調整・相談をお願い致します。
(資源ごみ類の処理費用は、無料となっております。但し、収集運搬料については別となっておりますのでご契約されている業者へご確認をお願い致します。)
- ※ 家庭ごみの分別区分に準じたものとなりますので、家庭ごみ用パンフレットをご参考に内容等のご確認をお願い致します。
- ※ 一度に大量にごみを出すなど収集・運搬に支障を来す場合は処理困難物として回収出来ないことがあります。事前に契約業者へ確認を取るなど調整をお願い致します。また、産業廃棄物は収集対象となりません。不適切な排出方法等がなされている場合には、収集業者も立会いの上で現場確認及び指導を行います。

図 2-3 事業系ごみの分別ポスター

(2) 収集・運搬体制

北谷町のごみの収集・運搬は、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」は【委託業者】によって行われ、事業所などから排出される「事業系ごみ」は【許可業者】によって行われています。

① 収集区域

本町には、自家処理区域はなく、町内全域(米軍施設内は除く)が収集区域となっています。

② 収集方式

家庭系ごみの収集方式は、「門口収集」により行っています。

事業系ごみは、事業者と許可業者との契約により収集が行われるため、特に収集方式は定めていません。

(3) 中間処理体制

北谷町の中間処理は、北谷町、沖縄市、宜野湾市の3市町で構成されている「倉浜衛生施設組合」の『エコトピア池原(熱回収施設)』、『エコループ池原(リサイクルセンター)』および本町の『北谷町草木類資源化処理施設』にて行われています。

『エコトピア池原(熱回収施設)』では、「燃やせるごみ」の熔融処理が行われています。

『エコループ池原(リサイクルセンター)』では、「燃やせないごみ」および「不燃性粗大ごみ」の破碎・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」および「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源化が行われています。



図2-4 「エコトピア池原」および「エコループ池原」の外観

表2-1 「エコトピア池原」および「エコループ池原」の概要

施設名称	エコトピア池原(熱回収施設)
所在地	沖縄市字池原3394番地
施設規模	309 t/日 (103t/24h×3 炉)
熔融焼却設備	流動床式ガス化熔融炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電および蒸気利用方式(最大出力 6,000kW)
建築面積	5,059.55m ²
延床面積	9,425.85m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリートおよび鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階
施設名称	エコループ池原(リサイクルセンター)
所在地	沖縄市字池原3394番地
建築面積	3,195.33m ²
延床面積	5,480.57m ²
構造	鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリートおよび鉄筋コンクリート造、地上4階

資料:倉浜衛生施設組合ホームページ

庭木の剪定、公園や街路樹などの維持管理、自治会や学校での一斉清掃により発生した草木類は、『北谷町草木類資源化処理施設』において、チップ化による減量および堆肥化が行われています。

肥料は、町民、行政区および学校などに無料配布(一部有料)を行っており、ごみの減量、再資源化を行うとともに環境美化などのまちづくりにも貢献しています。

草木類資源化処理施設



堆積ヤード



図 2-5 北谷町草木類資源化処理施設

表 2-2 北谷町草木類資源化処理施設の概要

施設名称	北谷町草木類資源化処理施設
所在地	北谷町字上勢頭 8 4 6 番地 2
竣工	平成 16 年 4 月
処理方法	剪定枝葉・剪定木のチップ化处理、草については堆積処理
施設規模	4,390 m ²

(4) 最終処分体制

中間処理により発生する「溶融飛灰」および「破碎残渣」は、倉浜衛生施設組合『エコボウル倉浜(最終処分場)』にて埋立処分が行われています。



図 2-6 エコボウル倉浜(最終処分場)

表 2-3 エコボウル倉浜(最終処分場)の概要

施設名称	エコボウル倉浜(最終処分場)
所在地	沖縄市字倉敷111番地
竣工	平成8年12月
処理方式	埋立処分場：準好気性埋立・サンドイッチ工法 浸出水処理施設：接触ばつ気生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着
施設規模	埋立処分場：埋立面積 38,000m ² 、埋立容量 400,000m ³ 浸出水処理施設：処理能力 140m ³ /日

資料：倉浜衛生施設組合ホームページ、一般廃棄物最終処分場パンフレット

1-2 ごみ処理の実績

(1) ごみ処理状況

① ごみの総排出量

北谷町における平成23年度の「ごみ総排出量」は11,705トンであり、1人1日当たりの量に換算すると1,134グラムとなります。

平成22年度における1人1日当たりのごみ量(1,106グラム)は、全国平均値(976グラム)や沖縄県平均値(834グラム)と比較すると高い値となっています。

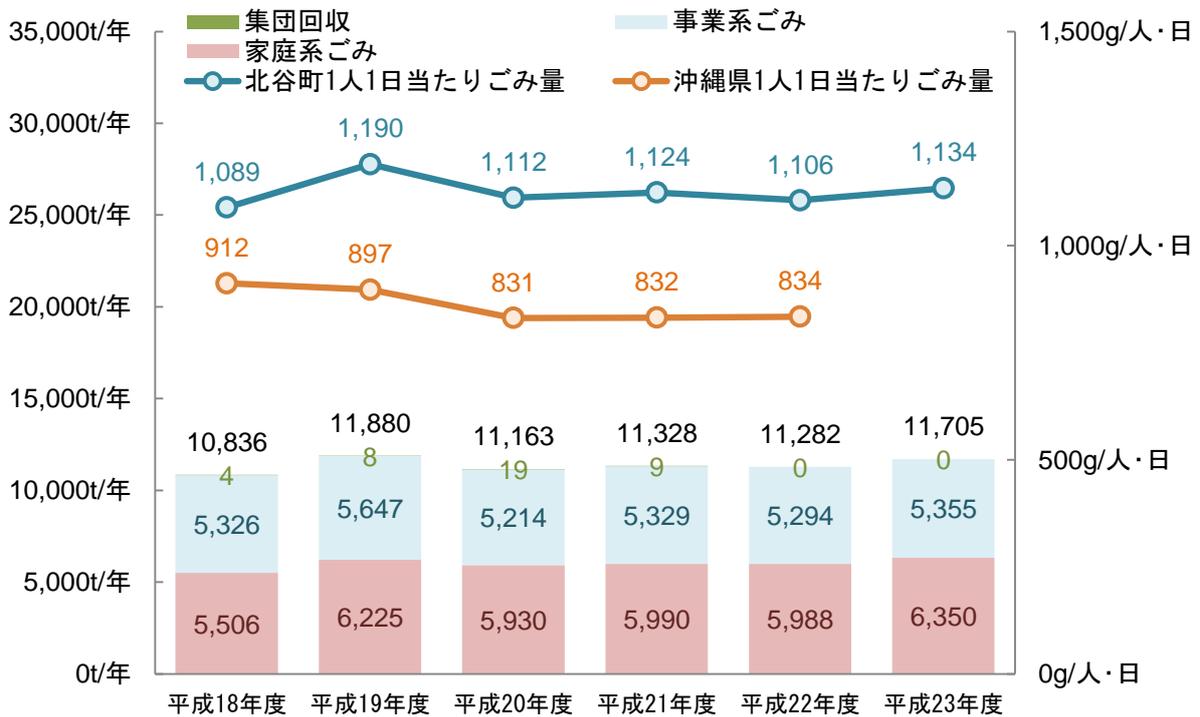


図 2-7 北谷町のごみ排出量の推移

表 2-4 北谷町のごみ排出量の推移

年度	項目 人口 (人)	ごみ排出量(t)				1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)		
		家庭系	事業系	集団回収	総排出量	北谷町	沖縄県	全国平均
平成18年度	27,272	5,506 (50.8%)	5,326 (49.2%)	4 (0.04%)	10,836 (100%)	1,089	912	1,115
平成19年度	27,342	6,225 (52.4%)	5,647 (47.5%)	8 (0.07%)	11,880 (100%)	1,190	897	1,089
平成20年度	27,515	5,930 (53.1%)	5,214 (46.7%)	19 (0.17%)	11,163 (100%)	1,112	831	1,033
平成21年度	27,607	5,990 (52.9%)	5,329 (47.0%)	9 (0.08%)	11,328 (100%)	1,124	832	994
平成22年度	27,959	5,988 (53.1%)	5,294 (46.9%)	0 (0%)	11,282 (100%)	1,106	834	976
平成23年度	28,289	6,350 (54.3%)	5,355 (45.7%)	0 (0%)	11,705 (100%)	1,134	—	—

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

※平成23年度の沖縄県および全国平均の1人1日当たりごみ排出量は、平成25年1月末現在公表されていないため「—」としています。

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

② ごみの種類別排出量

北谷町における「ごみの種類別排出量」の推移を以下に示します。

ごみの種類別排出量では、「燃やせるごみ」が最も多く、全体の約8割を占めています。

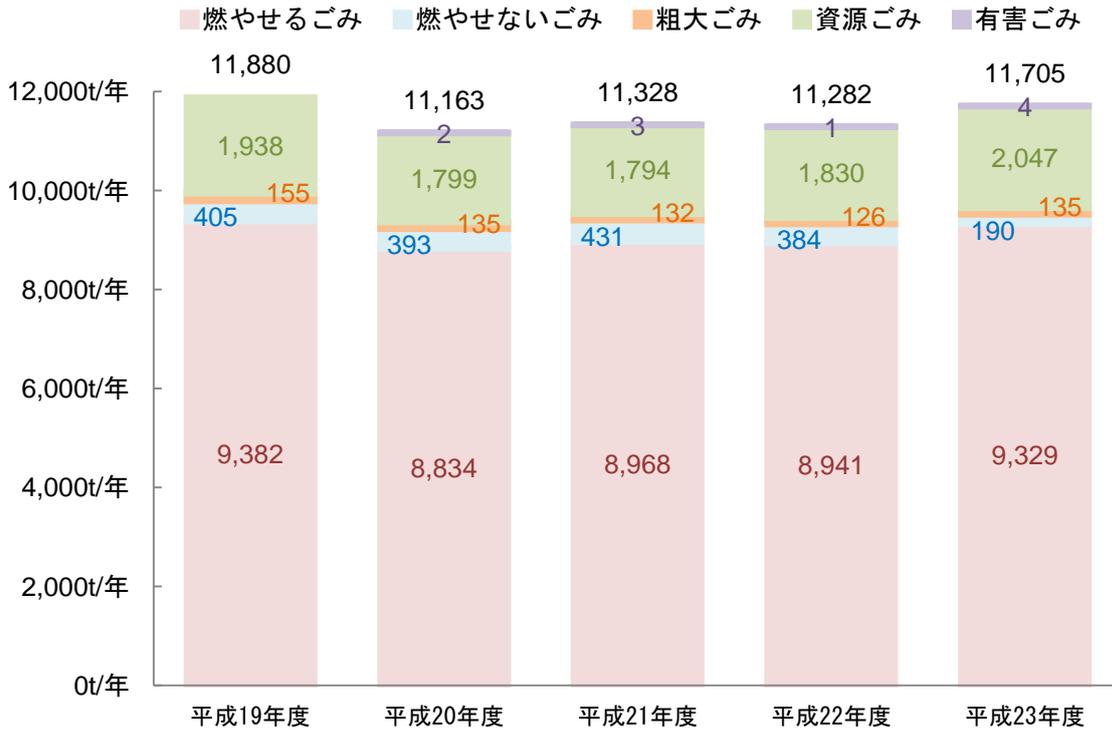


図 2-8 北谷町のごみの種類別排出量

表 2-5 北谷町の「ごみの種類別排出量」の推移

単位：t/年

年 度	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	資源ごみ	有害ごみ	合 計
平成 19 年度	9,382 (79.0%)	405 (3.4%)	155 (1.3%)	1,938 (16.3%)	0 (0%)	11,880 (100%)
平成 20 年度	8,834 (79.1%)	393 (3.5%)	135 (1.2%)	1,799 (16.1%)	2 (0.02%)	11,163 (100%)
平成 21 年度	8,968 (79.2%)	431 (3.8%)	132 (1.2%)	1,794 (15.8%)	3 (0.03%)	11,328 (100%)
平成 22 年度	8,941 (79.3%)	384 (3.4%)	126 (1.1%)	1,830 (16.2%)	1 (0.01%)	11,282 (100%)
平成 23 年度	9,329 (79.7%)	190 (1.6%)	135 (1.2%)	2,047 (17.5%)	4 (0.03%)	11,705 (100%)

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

③ ごみの処理状況

北谷町における「ごみの処理状況」の推移を以下に示します。

ごみの種類別排出量では、「直接焼却量」が最も多く、全体の約8割を占めています。

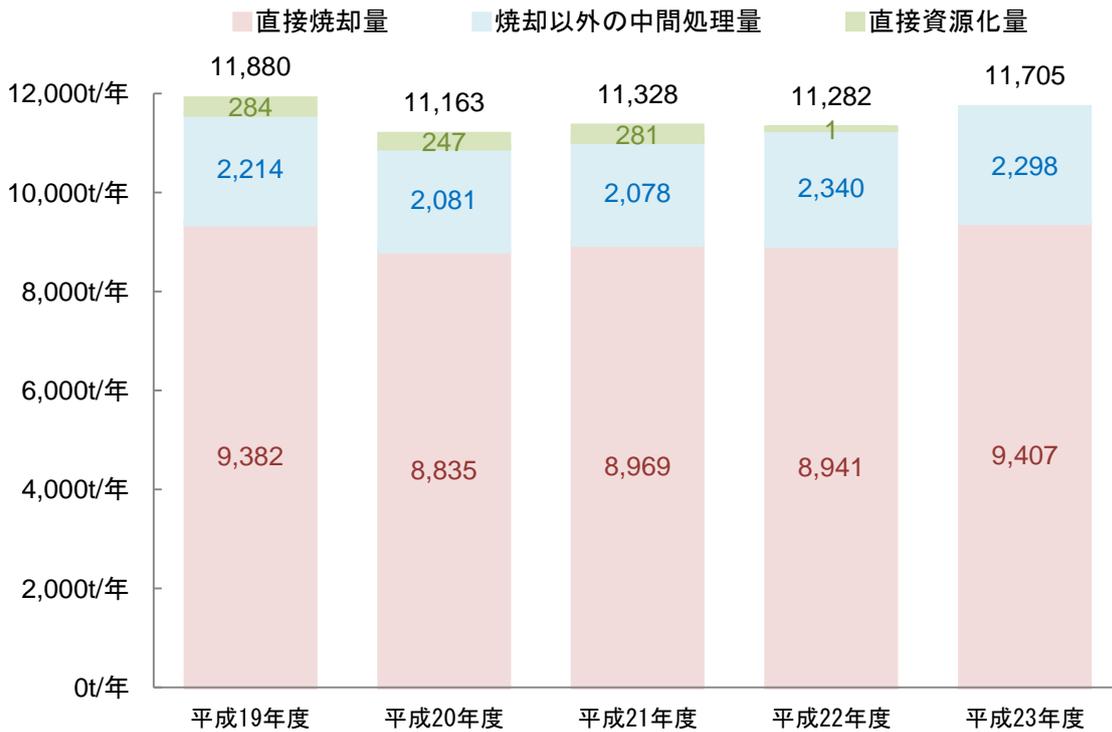


図 2-9 北谷町のごみの種類別排出量

表 2-6 北谷町の「ごみの処理状況」の推移

単位：t/年

年 度	直接焼却量	焼却以外の中間処理量	直接資源化量	合 計
平成 19 年度	9,382 (79.0%)	2,214 (19.0%)	284 (2.0%)	11,880 (100%)
平成 20 年度	8,835 (79.0%)	2,081 (19.0%)	247 (2.0%)	11,163 (100%)
平成 21 年度	8,969 (80.0%)	2,078 (18.0%)	281 (2.0%)	11,328 (100%)
平成 22 年度	8,941 (79.0%)	2,340 (21.0%)	1 (0.01%)	11,282 (100%)
平成 23 年度	9,407 (80.4%)	2,298 (19.6%)	0 (0.0%)	11,705 (100%)

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

④ 資源化の状況

北谷町における「資源化の状況」の推移を以下に示します。

平成23年度における資源化量は、肥料(575トン)が最も多く、資源化量全体の約33%となっています。

次に多いものは、溶融スラグ(360トン)およびガラス類(352トン)がそれぞれ約20%、金属類(181トン)が約10%となっています。

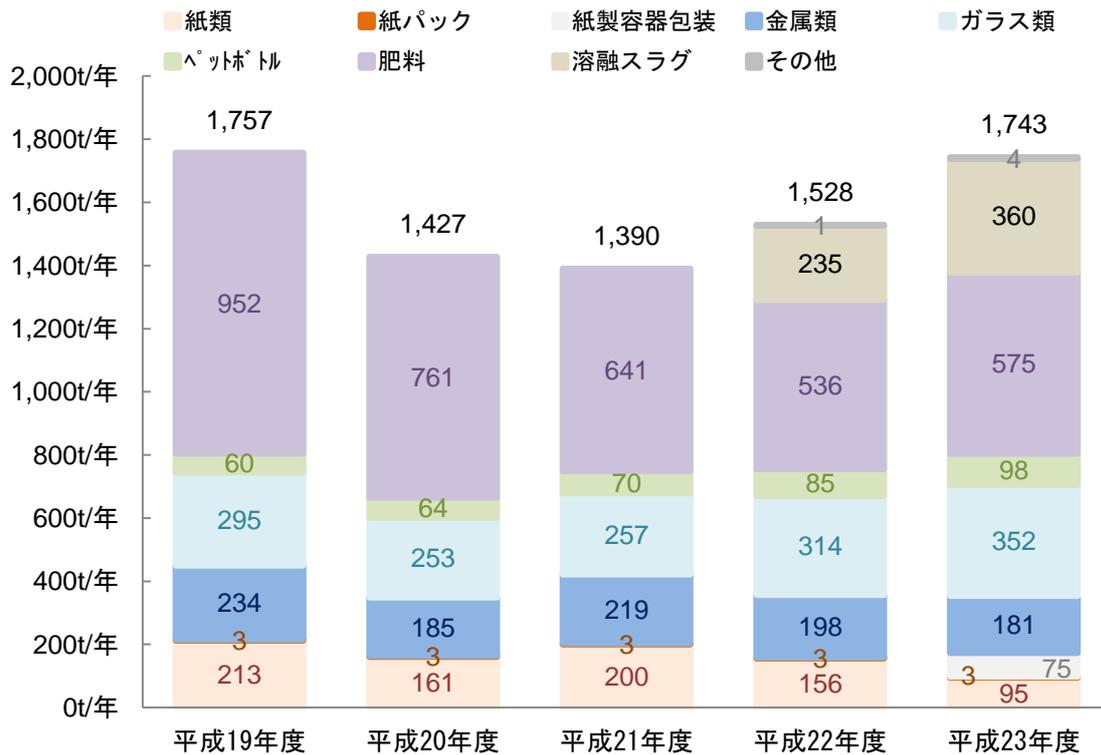


図 2-10 北谷町のごみの種類別排出量

表 2-7 北谷町の「資源化量」の推移

単位：t/年

年度	紙類	紙パック	紙製容器包装	金属類	ガラス類	ペットボトル	肥料	溶融スラグ	その他	合計
平成19年度	213 (12.1%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	234 (13.3%)	295 (16.8%)	60 (3.4%)	952 (54.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,757 (100%)
平成20年度	161 (11.3%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	185 (13.0%)	253 (17.7%)	64 (4.5%)	761 (53.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,427 (100%)
平成21年度	200 (14.4%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	219 (15.8%)	257 (18.5%)	70 (5.0%)	641 (46.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,390 (100%)
平成22年度	156 (10.2%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)	198 (13.0%)	314 (20.6%)	85 (5.6%)	536 (35.1%)	235 (15.4%)	1 (0.07%)	1,528 (100%)
平成23年度	95 (5.5%)	3 (0.2%)	75 (4.3%)	181 (10.4%)	352 (20.2%)	98 (5.6%)	575 (32.9%)	360 (20.7%)	4 (0.2%)	1,743 (100%)

※()内の構成割合は、四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

⑤ 可燃ごみの性状

北谷町のごみ処理を実施している倉浜衛生施設組合における「可燃ごみ」のごみ質の推移を以下に示します。

平成23年度における可燃ごみの性状は、「紙・布」が最も多く、全体の約43%となっています。

次に多いものは、「ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類」が約28%、「厨芥類」が約14%となっています。

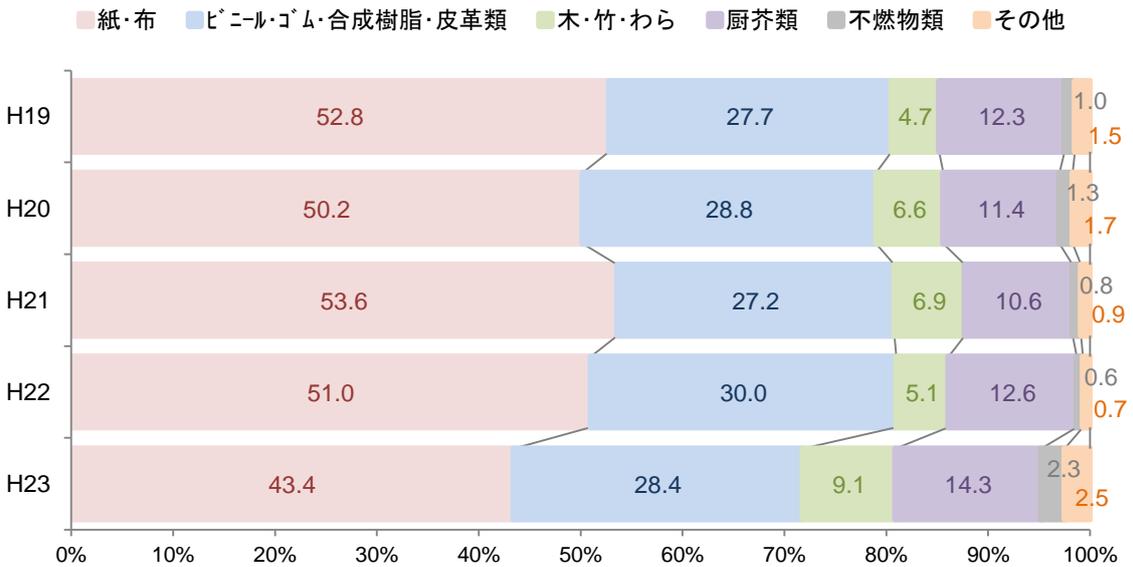


図 2-11 倉浜衛生施設組合「可燃ごみ」の性状

表 2-8 倉浜衛生施設組合「可燃ごみ」の性状

項目		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
種類・組成	紙・布	52.8%	50.2%	53.6%	51.0%	43.4%
	ビニール・ゴム 合成樹脂・皮革類	27.7%	28.8%	27.2%	30.0%	28.4%
	木・竹・わら	4.7%	6.6%	6.9%	5.1%	9.1%
	厨芥類	12.3%	11.4%	10.6%	12.6%	14.3%
	不燃物類	1.0%	1.3%	0.8%	0.6%	2.3%
	その他	1.5%	1.7%	0.9%	0.7%	2.5%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	単位容積重量(kg/m ³)	94	76	106	86	122
三成分	水分	56.3%	58.6%	54.3%	37.7%	45.1%
	灰分	37.5%	37.0%	40.7%	56.7%	5.9%
	可燃分	6.2%	4.4%	5.0%	5.6%	49.0%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
低位発熱量 実測値 (kJ/kg)		10,368	12,167	10,598	12,550	10,463

※資料：倉浜衛生施設組合資料

1-3 ごみ処理の評価

(1) 国・沖縄県の実績値との比較

平成22年度および平成23年度における北谷町の実績値と「国」および「沖縄県」の実績値を比較したものを表2-9に示します。

平成22年度における「1人1日当たりのごみ量」は、本町が1,106グラム/人・日となっており、国(976グラム/人・日)、沖縄県(834グラム/人・日)の値を上回っています。

「再生利用率」は、本町が13.5%となっており、沖縄県(12.7%)の値を若干上回っていますが、国(20.8%)の値を下回っています。

「最終処分率」は、本町が6.1%と国(11.3%)、沖縄県(7.5%)の値を下回っています。

表2-9 国・沖縄県の実績値との比較

項目	国 (平成22年度)	沖縄県 (平成22年度)	北谷町	
			平成22年度	平成23年度
1人1日当たりのごみ量	976 g/人・日	834 g/人・日	1,106 g/人・日	1,134 g/人・日
再生利用率	20.8 %	12.7 %	13.5 %	14.9 %
最終処分率	11.3 %	7.5 %	6.1 %	5.1 %

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

※1人1日当たりのごみ量(g/人・日)＝総排出量(t/年)÷人口(人)÷365日×1,000,000

※再生利用率(%)＝総資源化量(t/年)÷総排出量(t/年)×100 ※最終処分率(%)＝最終処分量(t/年)÷総排出量(t/年)×100

(2) 国・沖縄県の目標値との比較

「国」および「沖縄県」の目標値の概要を表2-10、「国」および「沖縄県」の目標値と本町の実績値(平成22年度)を比較したものを表2-11に示します。

「1人1日当たりのごみ量」および「再生利用率」は、国、沖縄県の目標を達成していませんが、「最終処分率」は国、沖縄県の目標を達成しています。

表2-10 国・沖縄県の「目標値」の概要

項目	国	沖縄県
目標年次	平成22年度	平成22年度
排出量	平成9年度の排出量に対し年間排出量を5%削減する 1人1日当たりのごみ量換算値【1,056g/人・日】	平成16年度の1人1日当たりのごみ量(925g/人・日) から8g/人・日減量し【917g/人・日】とする
再生利用率	再生利用率を【24.0%】に増加させる	再生利用率を【22.0%】に増加させる
最終処分率	最終処分率を平成9年度の約半分に削減する 【13.0%】	最終処分率を【12.0%】とする

表2-11 国・沖縄県の「目標値」との比較

項目	国の目標値 (平成22年度)	沖縄県の目標値 (平成22年度)	北谷町の実績値 (平成22年度)
1人1日当たりのごみ量	1,056 g/人・日	917 g/人・日	1,106 g/人・日
再生利用率	24.0 %	22.0 %	13.5 %
最終処分率	13.0 %	12.0 %	6.1 %

※資料：市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(平成19年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)
沖縄県廃棄物処理計画 第二期(平成18年12月沖縄県)

(3) 倉浜衛生施設組合 関係市 との比較

平成23年度の北谷町のごみ排出量の内訳では、「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」の割合は【54.3%】と【45.7%】となっており、沖縄市、宜野湾市および沖縄県平均と比較して、事業系ごみの割合が多くなっています。

表 2-12 北谷町、沖縄市および宜野湾市のごみ排出量の内訳

年度	北谷町				沖縄市				宜野湾市			
	家庭系	事業系	集団回収	ごみ総排出量	家庭系	事業系	集団回収	ごみ総排出量	家庭系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
H19	6,225 (52.4%)	5,647 (47.5%)	8 (0.07%)	11,880 (100%)	28,022 (67.8%)	12,487 (30.2%)	832 (2.01%)	41,341 (100%)	16,829 (65.8%)	8,349 (32.6%)	400 (1.56%)	25,578 (100%)
H20	5,930 (53.1%)	5,214 (46.7%)	19 (0.17%)	11,163 (100%)	27,085 (69.3%)	12,000 (30.7%)	0 (0%)	39,085 (100%)	16,274 (66.1%)	7,915 (32.2%)	418 (1.70%)	24,607 (100%)
H21	5,990 (52.9%)	5,329 (47.0%)	9 (0.08%)	11,328 (100%)	28,598 (68.5%)	13,136 (31.5%)	0 (0%)	41,734 (100%)	16,658 (66.8%)	7,890 (31.6%)	386 (1.55%)	24,934 (100%)
H22	5,988 (53.1%)	5,294 (46.9%)	0 (0%)	11,282 (100%)	27,865 (68.4%)	12,903 (31.6%)	0 (0%)	40,768 (100%)	16,941 (67.7%)	7,720 (30.9%)	351 (1.40%)	25,012 (100%)
H23	6,350 (54.3%)	5,355 (45.7%)	0 (0%)	11,705 (100%)	29,034 (68.8%)	13,153 (31.2%)	0 (0%)	42,187 (100%)	17,569 (68.0%)	7,798 (30.2%)	463 (1.79%)	25,830 (100%)

※()は、構成割合

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

表 2-13 沖縄県のごみ排出量の内訳

年度	沖縄県			
	家庭系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
H18	299,893 (64.8%)	156,351 (33.8%)	6,868 (1.48%)	463,112 (100%)
H19	297,011 (65.1%)	156,867 (34.4%)	2,104 (0.46%)	455,982 (100%)
H20	278,196 (65.5%)	145,385 (34.2%)	1,054 (0.25%)	424,635 (100%)
H21	278,978 (65.3%)	147,422 (34.5%)	865 (0.20%)	427,265 (100%)
H22	282,425 (65.5%)	147,615 (34.3%)	926 (0.21%)	430,966 (100%)

※()は、構成割合

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

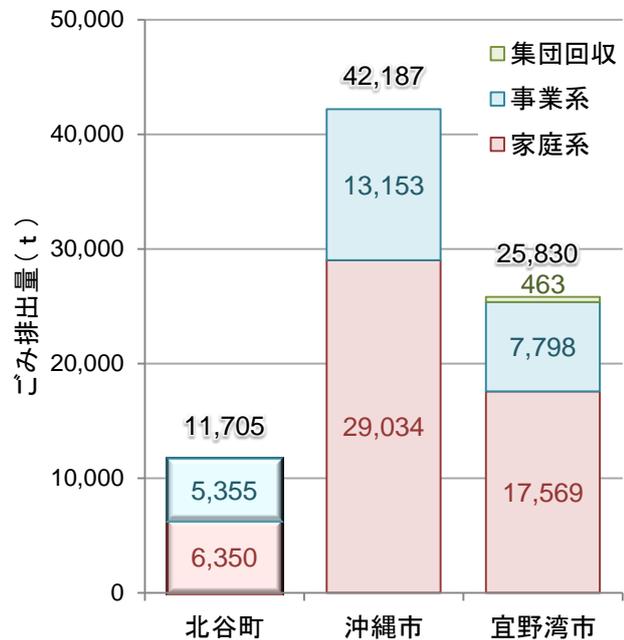


図 2-12 平成23年度 ごみ排出量の内訳

1-4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制に係る課題

北谷町においては、「資源ごみの分別収集」、「家庭系ごみの有料化」、「生ごみ処理器などの購入助成」など、様々な排出抑制施策を実施しています。

しかし、本町の1人1日当たりのごみ量は、平成23年度において1,134グラム(家庭系・事業系の合計)であり、平成22年度の沖縄県平均の834グラム(家庭系・事業系の合計)を上回る値となっています。

今後は、ごみの排出抑制に関する意識啓発や環境教育などを推進し、ごみの排出抑制を図っていく必要があります。

(2) 収集・運搬に係る課題

収集・運搬については、ペットボトルやびんに異物の混入や、キャップがついたままとなっていたり、紙類が雨の日に排出されていたりする場合がみられ、排出時のルールが十分に浸透していない状況にあります。

今後は、これらの排出時のルールが守られていないごみについて、収集を拒否するなどの指導の徹底や排出方法を分かりやすく示した広報を配布するなど対策が必要となります。

また、アルミなどの高価な資源ごみについては、町の委託業者による収集・運搬が行われる前に、個人的に回収を行ういわゆる「資源ごみの無断持ち去り」が行われていることが見受けられます。

資源ごみの無断持ち去りは、その収集・運搬量が金属類などの取引市場に左右され、収集・運搬体制の不安定要因になることも考えられます。

また、本来、資源ごみの販売収益は町のごみ処理費用にあてられるものであり、現状においては、これが流出していることになり、今後は、無断持ち去り防止策を検討する必要があります。

(3) 中間処理に係る課題

本町のごみの中間処理は、倉浜衛生施設組合『エコトピア池原(熱回収施設)』において、「燃やせるごみ」の溶融処理、同組合『エコループ池原(リサイクルセンター)』において、「燃やせないごみ」および「不燃性粗大ごみ」の破碎・選別処理、「缶類」の選別・圧縮処理、「びん類」の選別処理、「ペットボトル」および「古紙類」の圧縮梱包処理を行い、資源ごみのリサイクルなどを行っています。

庭木の剪定などから発生する「草木類」については、『北谷町草木類資源化処理施設』において、チップ化による減量および堆肥化を行っています。

今後は、既存の廃棄物処理施設を有効に利用し、施設の長寿命化を推進することが必要です。

(4) 最終処分に係る課題

本町から排出されるごみは、倉浜衛生施設組合『エコトピア池原(熱回収施設)』、『エコループ池原(リサイクルセンター)』にて処理され、溶融飛灰などは『エコボウル倉浜(最終処分場)』にて埋立処分を行っています。

今後は、ごみの分別排出の徹底や適正処理を推進し、埋立廃棄物の減量を図り、埋立処分地施設の延命化を推進する必要があります。

(5) 不法投棄に係る課題

本町では、空き地などの人目に付きにくい場所に粗大ごみや廃家電などの不法投棄が散見されます。

年々不法投棄方法が悪質化しているため、パトロールの質とともに回数も増強し、さらに、不法投棄防止看板に記載する内容を変更しながら不法投棄対策を行っています。

今後は、これまでの不法投棄対策を継続的に実施していくとともに、他市町村の事例なども参考にしながら、より効果的な不法投棄対策の検討を行っていく必要があります。

(6) 大規模災害時における課題

台風や地震などの大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制などの確立、および災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保などを図る必要があります。

2. ごみ処理行政の動向

2-1 第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）

「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法 第15条第2項の規定に基づき、『① 循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針』、『② 循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策』、『③ その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項』が定められています。

2-2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号、平成22年改正）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の2第1項の規定に基づき、『① 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向』、『② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項』、『③ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項』、『④ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項』、『⑤ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項』が定められています。

2-3 沖縄県廃棄物処理計画(第三期)（平成23年3月）

「沖縄県廃棄物処理計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5第1項の規定に基づき、『① 廃棄物の発生量及び処理量の見込み』、『② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項』、『③ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項』、『④ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項』が定められています。

2-4 倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画（平成24年10月）

「倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項に基づき、『① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み』、『② 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項』、『③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項』、『④ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項』が定められています。

なお、本計画は、当該組合を構成する沖縄市、宜野湾市、北谷町の基本方針を包括したものとして策定されています。

3. ごみ排出量の予測

北谷町のごみ排出量の将来予測は、平成24年10月に倉浜衛生施設組合において策定されている「ごみ処理基本計画」において行われています。

当該計画に準じた将来ごみ排出量の予測を以下に示します。

3-1 人口の将来予測

人口の将来予測は、10年間の実績値(平成14～23年度 各年度3月末日の住民基本台帳人口+外国人登録者)の実績値をもとに予測が行われています。

また、キャンプ桑江北側地区の開発人口として、「平成18年度 北谷町一般廃棄物処理基本計画」(平成19年3月)の推計人口を用いています。

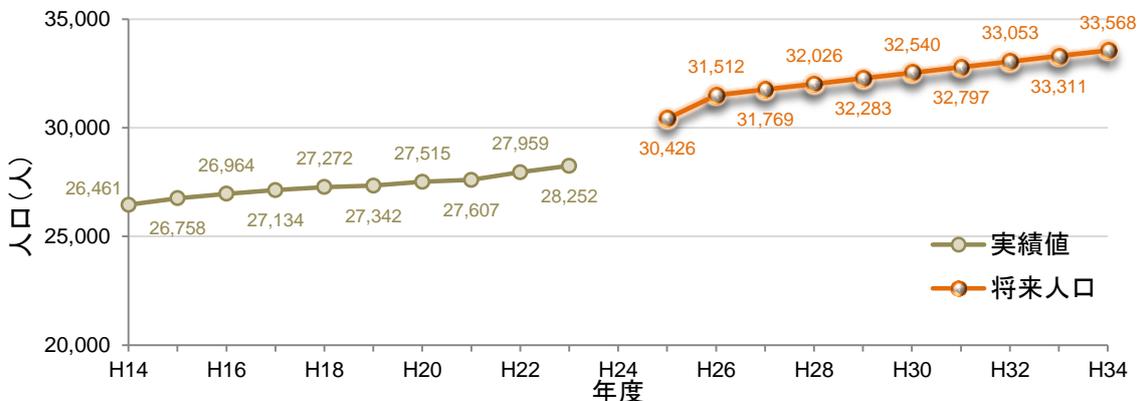


図 2-13 将来人口の将来予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画(平成24年10月)

3-2 事業所数の将来予測

事業所数は、平成9年度から18年度の実績値をもとに予測が行われています。

予測に用いた事業所数の実績値は、平成8年度、11年度、13年度、16年度、18年度のみ把握されているため、その他の年度の事業所数については、補間されています。

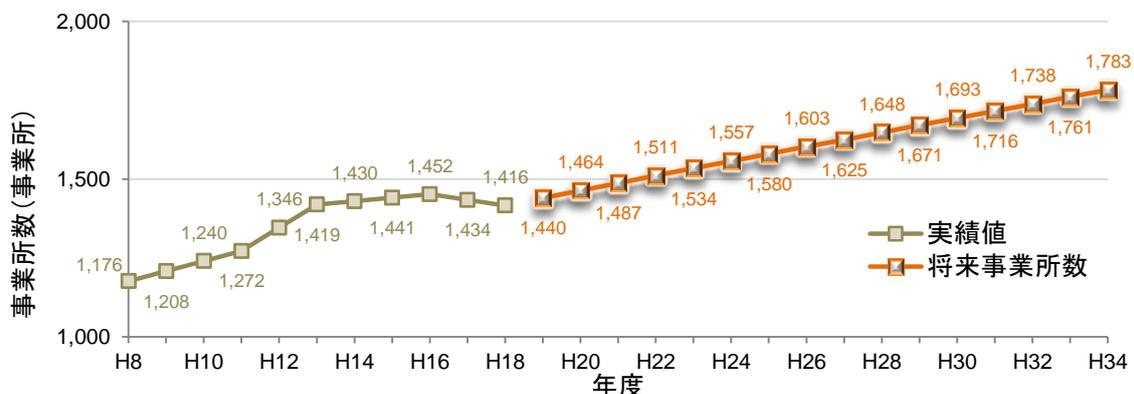


図 2-14 事業所数の将来予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画(平成24年10月)

3-3 家庭系ごみの排出原単位(1人1日当たりの排出量)の将来予測

家庭系ごみの排出原単位(1人1日当たりの排出量)は、平成18年度から23年度の実績値のうち、推移が安定している平成20年度から23年度の実績値をもとに予測が行われています。

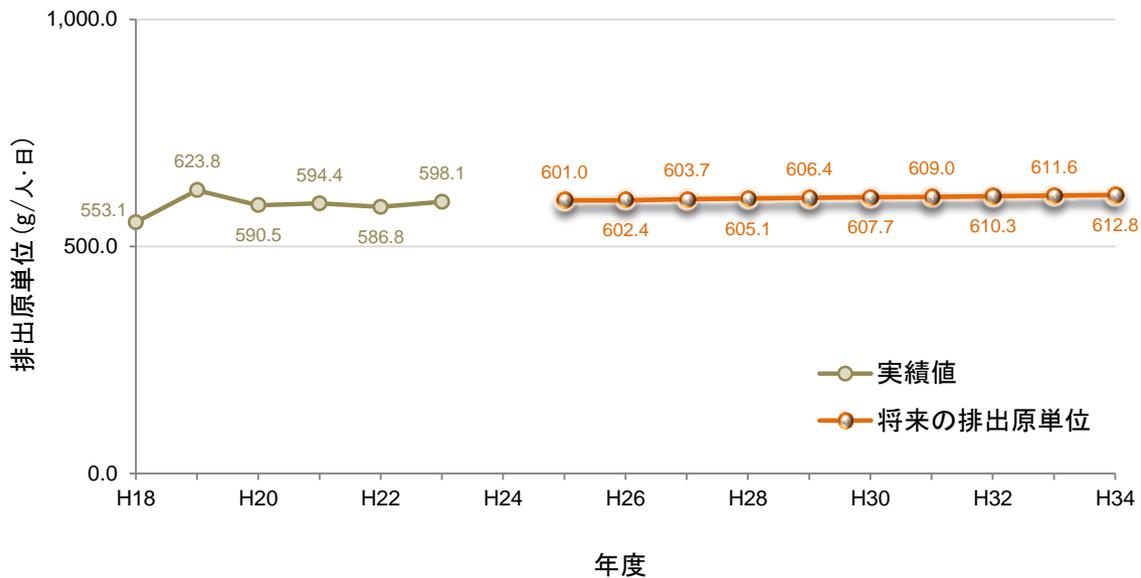


図 2-15 家庭系ごみの排出原単位 予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画(平成24年10月)

3-4 事業系ごみの排出原単位(1事業所当たりの排出量)の将来予測

事業系ごみの排出原単位(1事業所当たりの排出量)は、平成18年度から23年度の実績値のうち、推移が安定している平成20年度から23年度の実績値をもとに予測が行われています。

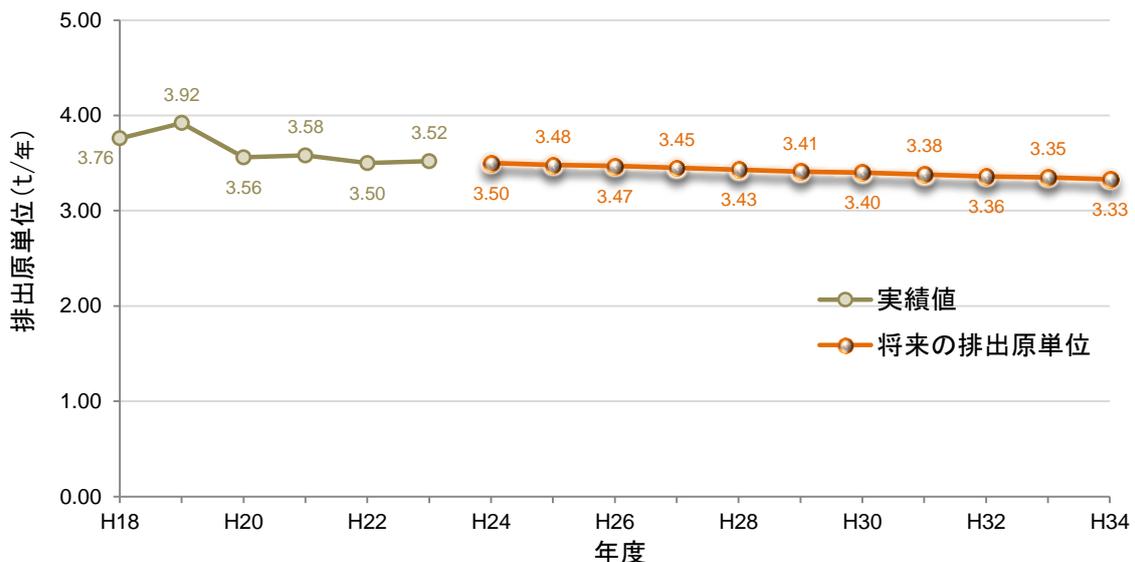


図 2-16 事業系ごみの排出原単位 予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画(平成24年10月)

3-5 ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量は、予測を行った「人口」および「事業所数」にそれぞれの排出原単位を乗じて予測が行われています。

ごみ排出量の将来予測は、増加するものと予測されています。

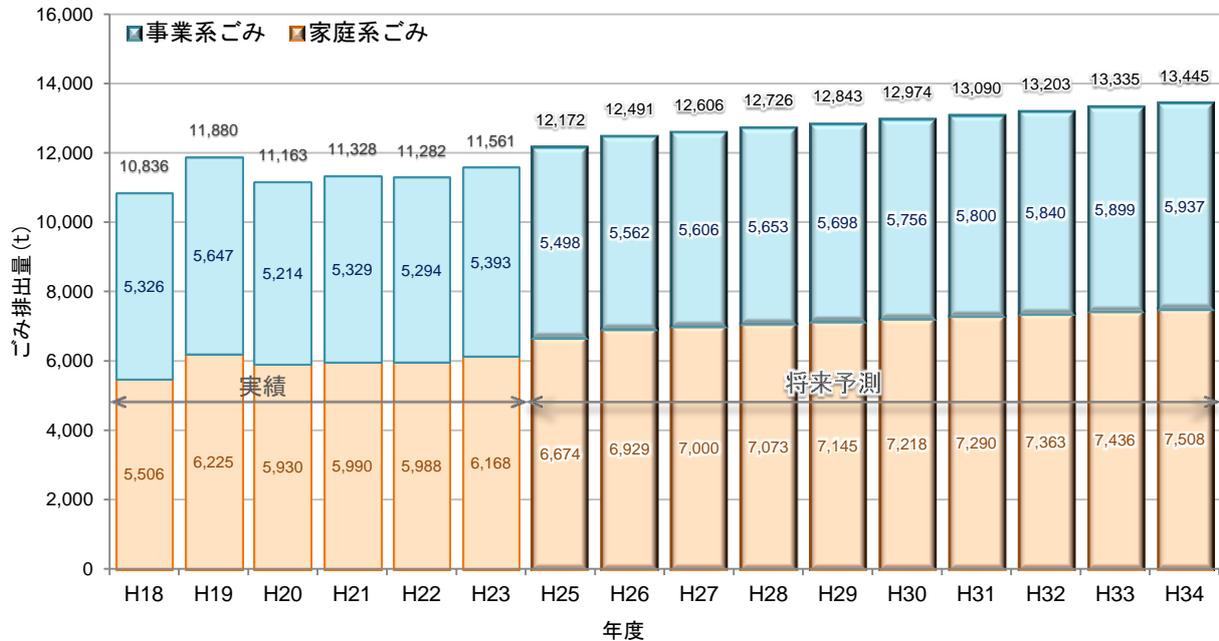


図 2-17 ごみ排出量の将来予測結果

表 2-14 北谷町のごみ排出量の将来予測

ごみ排出量 将来予測	家庭系ごみの排出量			事業系ごみの排出量			集団回収 (t)	総排出量 (t)	
	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	家庭系 (t)	事業所数 (事業所)	排出原単位 (t/事業所)	事業系 (t)			
実績	平成 18 年度	27,272	553.1	5,506	1,416	3.76	5,326	4	10,836
	平成 19 年度	27,342	623.8	6,225	1,440	3.92	5,647	8	11,880
	平成 20 年度	27,515	590.5	5,930	1,464	3.56	5,214	19	11,163
	平成 21 年度	27,607	594.4	5,990	1,487	3.58	5,329	9	11,328
	平成 22 年度	27,959	586.8	5,988	1,511	3.50	5,294	0	11,282
	平成 23 年度	28,252	598.1	6,168	1,534	3.52	5,393	0	11,561
将来予測	平成 25 年度	30,426	601.0	6,674	1,580	3.48	5,498	0	12,172
	平成 26 年度	31,512	602.4	6,929	1,603	3.47	5,562	0	12,491
	平成 27 年度	31,769	603.7	7,000	1,625	3.45	5,606	0	12,606
	平成 28 年度	32,026	605.1	7,073	1,648	3.43	5,653	0	12,726
	平成 29 年度	32,283	606.4	7,145	1,671	3.41	5,698	0	12,843
	平成 30 年度	32,540	607.7	7,218	1,693	3.40	5,756	0	12,974
	平成 31 年度	32,797	609.0	7,290	1,716	3.38	5,800	0	13,090
	平成 32 年度	33,053	610.3	7,363	1,738	3.36	5,840	0	13,203
	平成 33 年度	33,311	611.6	7,436	1,761	3.35	5,899	0	13,335
	平成 34 年度	33,568	612.8	7,508	1,783	3.33	5,937	0	13,445

※資料：倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画(平成 24 年 10 月)

※将来予測では、平成23年度ごみ排出量について速報値が使用されているため、一般廃棄物処理事業実態調査(北谷町)の値と異なります。

4. ごみの減量化目標値

ごみの減量化目標値については、「倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画」（平成24年10月）において、「国」や「沖縄県」の減量化目標値を参考に設定されています。

4-1 国の減量化目標値

国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示34号、平成22年改正）において、減量化目標値を以下のとおり設定しています。

	平成19年度 実績値	平成27年度 目標値
排出量	51百万トン/年	平成19年度比 約5%削減
再生利用率	10.3百万トン/年(約20%)	約25%に増加
最終処分量	6.4百万トン/年	平成19年度比 約22%削減

4-2 沖縄県の減量化目標値

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画(第三期)」（平成23年3月）において、減量化目標値を以下のとおり設定しています。

	平成20年度 実績値	平成27年度 目標値
排出量	425千トン/年 1人1日当たり 831g/人・日	425千トン/年 (平成20年度と同程度) 1人1日当たり 805g/人・日 (26gの削減)
再生利用率	52千トン/年(12%)	94千トン/年(22%)
最終処分量	38千トン/年(9%)	36千トン/年(8%)

4-3 北谷町の減量化目標値

北谷町の減量化目標値については、「倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画」(平成24年10月)において、国、沖縄県の減量化目標値を踏まえ設定されています。

なお、目標の設定では「排出量」および「再生利用率」の目標値について設定されており、「最終処分量」については、設定されていません。

「排出量」の目標の設定は、倉浜衛生施設組合管内(沖縄市、宜野湾市、北谷町)の人口や事業所が増加傾向にあることから、排出量を指標とした評価が難しいため、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」の排出原単位を指標としています。

排出量の目標値は、沖縄県の目標である『平成27年度の排出量を平成20年度の実績値と同程度に抑制する』を参考に定められています。

「再生利用率」の目標の設定は、沖縄県の目標である『平成27年度に22%に向上させる』を参考に定められています。

倉浜衛生施設組合および本町の減量化目標を以下に示します。

『倉浜衛生施設組合』の一般廃棄物の減量化目標値

『排出抑制の目標』

- ・平成27年度の家庭系ごみ、事業系ごみの排出原単位を平成20年度と同程度に抑制する。
- ・倉浜衛生施設組合ごみ処理基本計画の目標年次である平成38年度までは平成27年度の排出原単位を維持する。

『再生利用の目標』

- ・平成27年度の再生利用率を22%まで向上させる。
- ・倉浜衛生施設組合ごみ処理基本計画の目標年次である平成38年度までにさらにリサイクル率を1%増加させ23%まで向上させる。

『北谷町』の一般廃棄物の減量化目標値

	平成20年度 実績値	平成29年度 中間目標値	平成34年度 目標値
排出量	11,163 トン/年 家庭系ごみ 590.5 g/人・日 事業系ごみ 3.56t/事業所・年	11,998 トン/年 家庭系ごみ 582.9 g/人・日 事業系ごみ 3.07t/事業所・年	12,431 トン/年 家庭系ごみ 591.1 g/人・日 事業系ごみ 2.91t/事業所・年
再生利用率	1,427 トン/年 (約13%)	約22%に増加	約22%を維持

減量化目標にしたがって、ごみの減量などが計画どおり実施された場合のごみ量の推移は、以下ようになります。

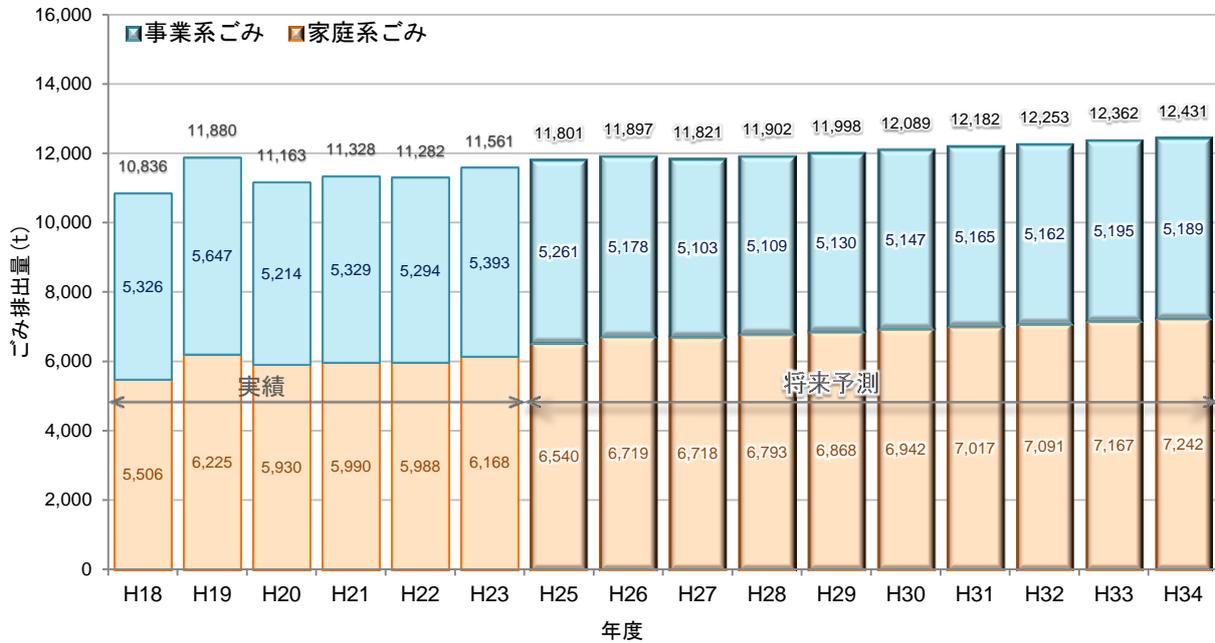


図 2-18 北谷町のごみ減量化目標値

表 2-15 北谷町のごみ減量化目標値

ごみ排出量 将来予測	家庭系ごみの排出量				事業系ごみの排出量				集団 回収 (t)	ごみ総 排出量 (t)	削減量 (t)	
	人口 (人)	排出 原単位 (g/人・日)	家庭系 (t)	削減量 (t)	事業所数 (事業所)	排出 原単位 (t/事業所)	事業系 (t)	削減量 (t)				
実績	平成 18 年度	27,272	553.1	5,506	—	1,416	3.76	5,326	—	4	10,836	—
	平成 19 年度	27,342	623.8	6,225	—	1,440	3.92	5,647	—	8	11,880	—
	平成 20 年度	27,515	590.5	5,930	—	1,464	3.56	5,214	—	19	11,163	—
	平成 21 年度	27,607	594.4	5,990	—	1,487	3.58	5,329	—	9	11,328	—
	平成 22 年度	27,959	586.8	5,988	—	1,511	3.50	5,294	—	0	11,282	—
	平成 23 年度	28,252	598.1	6,168	—	1,534	3.52	5,393	—	0	11,561	—
将来予測(目標)	平成 25 年度	30,426	588.9	6,540	134	1,580	3.33	5,261	237	0	11,801	371
	平成 26 年度	31,512	584.2	6,719	210	1,603	3.23	5,178	384	0	11,897	594
	平成 27 年度	31,769	579.4	6,718	281	1,625	3.14	5,103	503	0	11,822	784
	平成 28 年度	32,026	581.1	6,793	280	1,648	3.10	5,109	544	0	11,902	824
	平成 29 年度	32,283	582.9	6,868	277	1,671	3.07	5,130	568	0	11,998	845
	平成 30 年度	32,540	584.5	6,942	276	1,693	3.04	5,147	609	0	12,089	885
	平成 31 年度	32,797	586.2	7,017	273	1,716	3.01	5,165	635	0	12,182	908
	平成 32 年度	33,053	587.8	7,091	272	1,738	2.97	5,162	678	0	12,253	950
平成 33 年度	33,311	589.5	7,167	269	1,761	2.95	5,195	704	0	12,362	973	
平成 34 年度	33,568	591.1	7,242	266	1,783	2.91	5,189	748	0	12,431	1,014	

※資料：倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画(平成 24 年 10 月)

※将来予測では、平成 23 年度ごみ排出量について速報値が使用されているため、一般廃棄物処理事業実態調査(北谷町)の値と異なります。

5. ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出抑制にあたっては、「行政」、「住民」、「事業者」のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要となります。

5-1 行政の役割

北谷町は、一般廃棄物の処理責任者として本計画に定めた各種施策を実施していくとともに、住民、事業者との協働体制の構築に努める必要があります。

また、自ら一事業者として、一般廃棄物の排出抑制に努め、再生品利用(グリーン購入)などに率先して取り組む必要があります。

具体的には以下のような事項に取り組む必要があります。

北谷町における取り組み

【ごみの排出抑制に関する取り組み】

- ① ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動
(ポスター・パンフレットなどの作成、配布)
- ② 住民に対するマイバッグ運動の普及啓発
- ③ 販売業者などに対するマイバッグ運動の普及啓発
- ④ 住民に対する食品トレイなどの店頭回収利用の普及啓発
- ⑤ 販売業者などに対する食品トレイなどの店頭回収実施の普及啓発
- ⑥ 集合住宅などの管理者に対し、分別排出の指導
- ⑦ 住民・事業者への指定ごみ袋などの使用の指導
- ⑧ 多量排出事業者への「廃棄物減量計画(仮称)」の作成などの指導
- ⑨ イベント時のごみ排出抑制(使い捨て製品などの使用抑制)の実施
- ⑩ ごみの減量、排出抑制などに関する講演会などの開催
- ⑪ ごみ減量アイデア集の発行
- ⑫ 不用品などの交換情報誌の発行
- ⑬ 小学校、中学校および高等学校における環境教育の推進
- ⑭ 住民を対象とした環境教育の実施
- ⑮ クリーン指導員の組織活動の強化
- ⑯ 指定ごみ袋の適正料金の維持(県内自治体の状況などの把握)
- ⑰ 分別排出、排出日および時間の厳守の周知徹底
- ⑱ 広報などに「ごみ排出量」を掲載する(ごみ排出量の『見える化』)

【ごみの資源化に関する取り組み】

- ① 草木類の資源化の推進
- ② 5種分別収集の継続実施・徹底
- ③ 資源化物の分別排出徹底の指導
- ④ ごみ分別マニュアルの見直し
- ⑤ 集団回収の普及啓発
- ⑥ 新たな分別品目(資源化品目など)の検討
- ⑦ 生ごみ処理機などの購入助成制度の継続・強化
- ⑧ 生ごみ処理機および生ごみ堆肥化(段ボールコンポストなど)に関する情報提供(パンフレットなどの作成、配布)
- ⑨ 生ごみ堆肥化の情報収集

【その他の取り組み】

- ① 町役場などの公共施設における再生品の使用促進(グリーン購入)
- ② ごみ不法投棄防止および公害防止の普及啓発(看板設置・パトロールの強化)
- ③ 環境保全対策事業の推進
- ④ 環境美化地域モデル事業の推進
- ⑤ ちゅら島環境美化清掃活動の推進
- ⑥ 美化運動推進・支援
- ⑦ 放置自動車の適正処理の指導
- ⑧ 在宅医療廃棄物の排出などについての関係機関との協議・検討
- ⑨ 収集・運搬体制の効率化の検討
- ⑩ エコアクション21などの環境経営システムの導入・実施などの検討
- ⑪ 「ちやたん健康福祉まつり」などのイベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置するなどの普及啓発活動を推進する

5-2 住民の役割

住民は、今までのライフスタイルを見直し、ごみの発生・排出抑制(リデュース・リフューズ)に努めるとともに、再使用(リユース)を積極的に行い、再利用(リサイクル)への取組(分別排出・回収、再生品の利用など)に協力することが必要となります。

具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

住民における取り組み

【発生・排出抑制(リフューズ・リデュース)】

- ① 日用品の購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出を抑制する
- ② 物品の購入に当たっては、計画的に行う
- ③ 日常消費する食材などについては、必要な量を購入する
- ④ 過剰包装を断る
- ⑤ 生活用品などでよく利用するものは、使い捨て製品の使用・購入を控える
- ⑥ 再利用(詰め替え)可能な容器の製品を選定
- ⑦ 生ごみの水切り排出の実施

【再使用・再生利用(リユース・リサイクル)】

- ① 日常で使用する製品などは、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択するなど、「グリーン購入」に努める
- ② 再生資源を用いた製品の使用
- ③ フリーマーケット、バザーなどの利活用
- ④ 生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極活用
- ⑤ 各リサイクル法の規定を遵守し、循環型社会の構築に協力するとともに、自治体などが実施する廃棄物の分別排出・回収に協力する

【その他の取り組み】

- ① 草木類の適正排出の実施
- ② 指定ごみ袋の使用
- ③ 暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守
- ④ 北谷町や沖縄県などの実施するごみ処理に関する各種施策への協力

5-3 事業者の役割

事業者は、事業活動によるごみの発生抑制(リデュース)に努めるとともに、排出者責任(発生した廃棄物を排出者が適正に処理・リサイクルに関する責任を負うという考え方)および拡大生産者責任(生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方)に基づき、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)を積極的に実践していくことが必要となります。

具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

事業者における取り組み

【ごみの排出抑制に関する取り組み】

- ① 無駄なコピー・印刷を行わない(事務処理のペーパーレス化)
- ② ばら売り、量り売りの推進
- ③ 食品などの適正量の仕入れ
- ④ 従業員の環境意識の向上や環境教育の充実
- ⑤ 「廃棄物減量計画(仮称)」の作成(多量排出事業者)

【ごみの資源化に関する取り組み】

- ① 紙などの資源化物の分別排出
- ② 再生紙などのリサイクル製品の使用
- ③ 食品廃棄物の資源化の実施
- ④ 生ごみ堆肥などの積極活用

【環境経営などの取り組み】

- ① 地域の環境活動に積極的に参加
- ② 環境配慮型製品を優先的に選択(グリーン購入)
- ③ 地域密着型環境ビジネスの構築
- ④ エコアクション21などへの取り組み、環境経営システムの充実化

【製造段階でのごみの排出抑制への取り組み】

- ① 設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮
- ② 原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制
- ③ 再生材料をできるだけ使用
- ④ リサイクルが容易な商品の開発・製造

【販売段階でのごみの排出抑制への取り組み】

- ① 販売時に過剰包装をしない
- ② 環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発
- ③ 飲食店などでの使い捨て製品の使用を抑制
- ④ リターナブル容器製品、詰め替え製品などの耐久性に優れた製品の積極販売
- ⑤ 食品トレイ、発泡スチロールなどの資源化物回収システムの整備
- ⑥ 製造・販売した商品の修理体制を整備
- ⑦ 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法などの周知の促進

6. ごみの分別区分

ごみの分別区分については、現状の分別区分を維持することとします。

現状の分別区分において「資源ごみ」として分別対象となっていない資源化できる可能性のあるもの(紙パック・段ボール以外の紙製容器包装、プラスチック製容器包装、古布類、生ごみ、廃食用油など)については、倉浜衛生施設組合および関係市(沖縄市、宜野湾市)と連携し、資源化を行う可能性について協議を行います。

表 2-16 家庭系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目	出し方
① 燃やせるごみ	野菜・残飯などの生ごみ、再生の効かない紙くず、玩具類、プラスチック類・カセットテープ・ビデオテープ、発砲スチロール、革・靴などの革ゴム製品	指定ごみ袋 (有料)
② 燃やせないごみ	耐熱ガラス・薬品のびん、陶磁器・食器類、時計・眼鏡、刃物類、ハンガー、鍋・フライパン、傘、電池(マンガン・アルカリのみ)	指定ごみ袋 (有料)
③ 有害ごみ	蛍光灯、ライター(ガスは抜くこと)、水温計・湿度計・血圧計など(水銀を使用したもの)	透明袋 (無料)
④ 粗大ごみ	家具類(タンス・こたつ・食卓・机・イス・タタミカーペット・ジュウタン)、布団・座布団・マットレスなど、自転車・ストーブなど	申し込み制 粗大ごみ処理券貼付 (有料)
⑤ 資源ごみ	びん類(生きビン・雑ビン)、空き缶(スチール・アルミ)、ペットボトル、古紙類(新聞紙・チラシ・段ボール・雑誌)、草木類	透明袋 (無料) ※草木類は、申し込み制

表 2-17 事業系ごみの分別区分

分別区分	対象となるごみの主な品目
① 可燃ごみ	生ごみ、再生の効かない紙類、ペットボトルを除くプラスチック類
② 不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類
③ 資源ごみ	空きビン(飲料用)、空き缶(飲料用)、ペットボトル、古紙類(新聞紙・チラシ・段ボール・雑誌)

7. 収集・運搬計画

7-1 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬については、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」は委託業者により行っており、事業所より排出される「事業系ごみ」は許可業者による収集・運搬を行っています。

今後も、これまでの体制で、ごみの収集・運搬を行っていきます。

7-2 収集対象区域

収集対象区域は、北谷町全域(米軍施設内は除く)とします。

7-3 収集方式

収集方式については、家庭系ごみは門口収集方式により行っており、事業系ごみは事業者と許可業者との契約により収集を行っています。

今後もこれまでの収集方式により、適切な収集を行っていきます。

8. 中間処理計画

8-1 「燃やせるごみ」の処理

「燃やせるごみ」の処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

「燃やせるごみ」は、同組合の『エコトピア池原(熱回収施設)』において熔融処理が行われています。

今後も、現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

8-2 「燃やせないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の処理

「燃やせないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」の処理は、倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

「燃やせないごみ」、「有害ごみ」、「粗大ごみ」は、同組合の『エコループ池原(リサイクルセンター)』において破碎・選別処理などが行われています。

今後も、現体制を維持し、倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

8-3 「資源ごみ」の処理

「資源ごみ」の処理は、北谷町および倉浜衛生施設組合が処理主体となって行っています。

「資源ごみ」のうち [缶類]、[びん類]、[ペットボトル]、[古紙類] は、同組合の『エコループ池原(リサイクルセンター)』において選別・圧縮処理が行われています。

[草木類]については、『北谷町草木類資源化処理施設』において、減量および堆肥化が行われています。

今後も、現体制を維持し、本町および倉浜衛生施設組合による処理を継続します。

9. 最終処分計画

中間処理により発生する「溶融飛灰」および「破碎残渣」は、倉浜衛生施設組合『エコボウル倉浜(最終処分場)』にて埋立処分が行われています。

今後も、『エコボウル倉浜(最終処分場)』において最終処分を継続します。

当該施設の延命化(埋立容量の確保)のために、特に「燃やさないごみ」、「粗大ごみ」について有価物などの【リユース(再使用)】、【リサイクル(再資源化)】を推進し、埋立対象物の減量化に努めていきます。

10. 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震などの大規模災害の発生時は、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。

このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「北谷町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制などの確立および災害廃棄物を一時的に仮置きするための仮置場の確保などを図ります。

また、別途「災害廃棄物処理計画(仮称)」の策定について検討します。

「災害廃棄物処理計画(仮称)」に記載する内容の検討事項は以下のとおりです。

10-1 災害廃棄物対策に係る組織体制

大規模災害時に大量に発生する廃棄物(以下、災害廃棄物という。仮設トイレなどのし尿も含む。)の処理に関する事務を実施するため、関係機関と調整し、災害廃棄物対策組織の整備を検討します。

10-2 災害廃棄物処理フローの検討

災害廃棄物の排出方法、収集・運搬ルート、仮置場での中間処理、既存廃棄物処理施設での処理、最終処分などに係る災害廃棄物処理フローを検討します。

10-3 仮置場の確保と配置計画など

仮置場は、大規模災害時に発生した「がれき」などの廃棄物の撤去・処理・処分

を円滑に実施するための暫定的な貯留場所のことで、町内の適切な場所に仮置場の確保および配置を行う必要があります。

なお、仮置場の選定にあたっては、避難場所との重複が無いように関係機関などと十分に調整を行う必要があります。

また、仮置場における災害廃棄物の分別方法、処理内容について検討します。

さらに、公共下水道や各家庭の浄化槽などの被災によりトイレの使用が制限されることも想定されることから、被災者などの生活に支障が生じないよう適切な場所に、適切な数の仮設トイレの設置の検討を行います。

10-4 仮置場での「がれき」などの中間処理

災害廃棄物(「がれき」など)の効率的な運搬、処理、処分を行うために、仮置場における重機などによる災害廃棄物の分別、破碎などの処理について検討します。

10-5 仮設トイレなどのし尿処理

仮設トイレの管理およびし尿の収集・運搬を行うために、消毒剤、消臭剤などの確保、収集・運搬体制の確保について検討します。

10-6 関係機関との協力体制の確保

災害時および災害後は、町単独での対応が困難になるものと想定されるため、周辺市町村などとの協定などの締結により、相互に協力・支援する体制について検討します。

10-7 災害廃棄物処理に係る環境保全対策

上記の各項目の検討にあたっては、悪臭対策、粉じん対策、汚水の発生防止など環境保全に十分留意します。

第3章 生活排水処理基本計画

1. し尿処理の状況

1-1 し尿処理体制

生活排水は、各家庭の台所や風呂などから排出される「生活雑排水」と、トイレから排出される「し尿排水」とに分けられます。以下に北谷町のそれぞれの処理体系を示します。

(1) 生活雑排水

各家庭の台所などより排出される生活雑排水は、公共下水道に接続している世帯、合併処理浄化槽を使用している世帯については、し尿処理場(宜野湾清水苑)や終末処理場(みずクリン宜野湾)において、汚水などを処理した後に河川や海域に放流されます。

汲み取り世帯および単独処理浄化槽使用世帯の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に放流されており、河川や海域の水質汚濁の原因となっています。

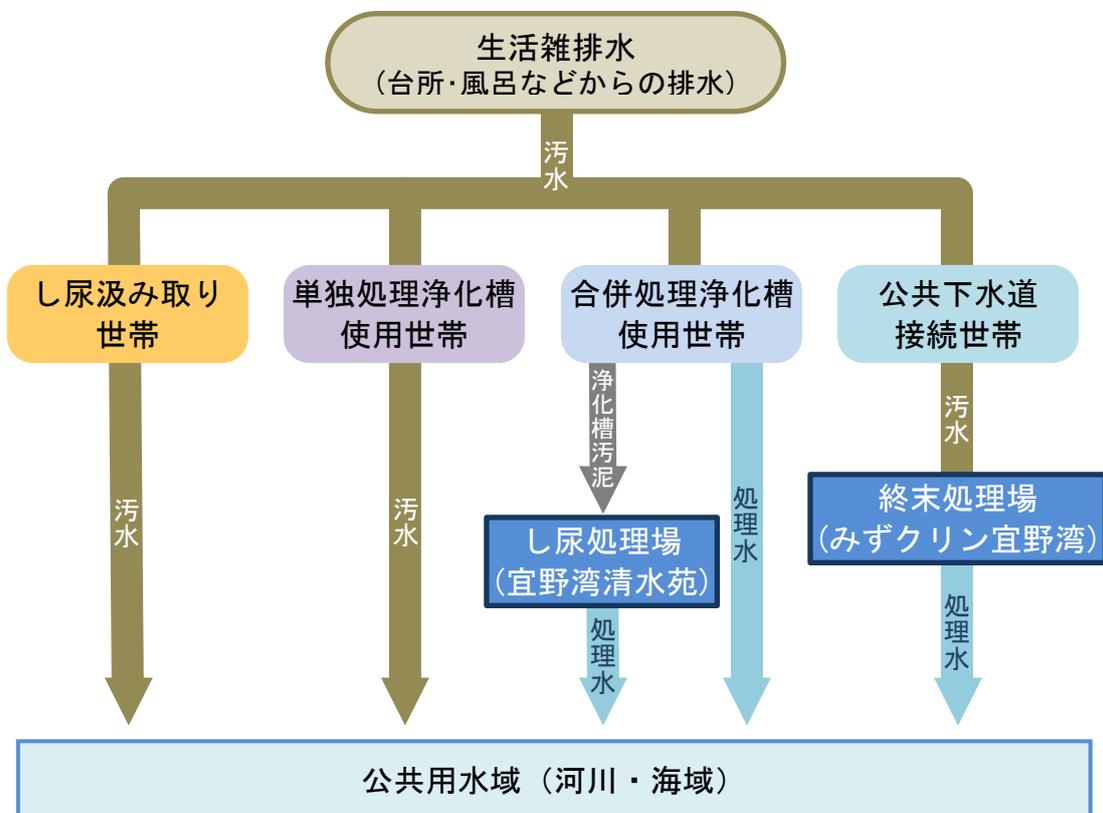


図 3-1 北谷町の生活雑排水処理体制(平成 24 年度現在)

(2) し尿排水

汲み取り世帯から排出されるし尿および浄化槽使用世帯から排出される浄化槽汚泥は、し尿処理場(宜野湾清水苑)にて適正に処理された後、河川などの公共用水域に放流されます。

また、公共下水道使用世帯から排出されるし尿は、終末処理場(みずクリン宜野湾)にて適正に処理された後に公共用水域へ放流されます。

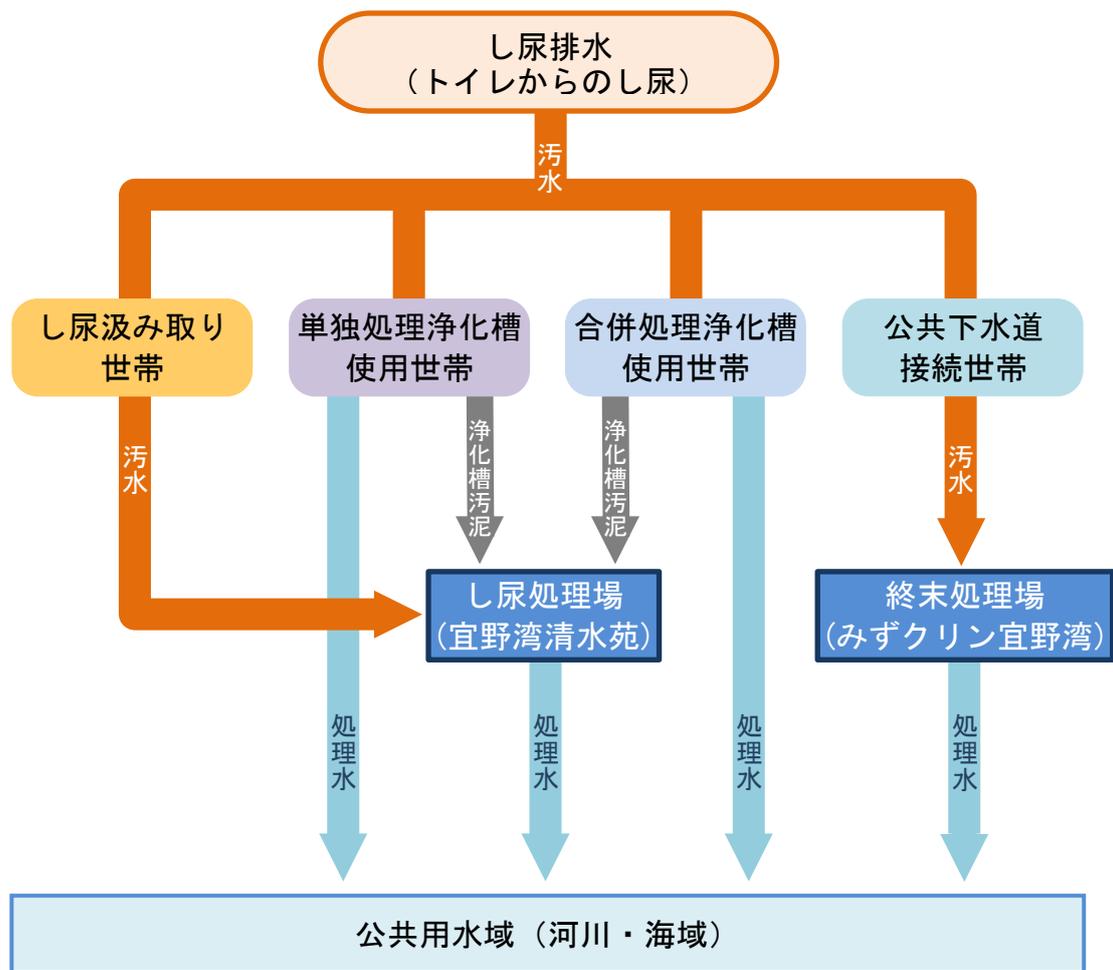


図 3-2 北谷町のし尿排水処理体制(平成 24 年度現在)

1-2 施設整備状況

(1) し尿処理場

汲み取り世帯から収集されたし尿および浄化槽使用世帯から収集された浄化槽汚泥は、『倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑』へ搬入され、適切に処理された後に公共用水域へ放流されます。

以下に施設の概要を示します。



図 3-3 倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑 施設外観

表 3-1 宜野湾清水苑の概要

施設名称	倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑
所在地	宜野湾市伊佐4丁目9番6号
竣工	昭和52年2月
処理能力	130 kL/日
処理方式	活性汚泥法、加圧浮上法、オゾン脱色法、ろ過処理

※資料: 倉浜衛生施設組合ホームページ、宜野湾清水苑パンフレット

(2) 浄化センター(下水道)

本町の下水は、『みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)』において適切に処理された後に公共水域へ放流されます。

みずクリン宜野湾では、浦添市、宜野湾市、沖縄市、北谷町、嘉手納町、北中城村、読谷村の7市町村から1日に約97,590m³(平成23年度実績)の下水を受け入れています。

以下に施設の概要を示します。



図 3-4 みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター) 施設外観

表 3-2 みずクリン宜野湾(宜野湾浄化センター)の概要

施設名称	みずクリン宜野湾 (宜野湾浄化センター)
所在地	宜野湾市伊佐3丁目12番1号
供用開始	昭和45年7月
処理能力	最大 118,000 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法、生物脱臭装置

※資料：沖縄県 土木建築部 下水道管理事務所ホームページ

1-3 し尿処理量

(1) し尿処理場

平成23年度のし尿処理量は、し尿が94キロリットル、浄化槽汚泥が105キロリットルとなっており、下水道未接続世帯は695世帯となっています。

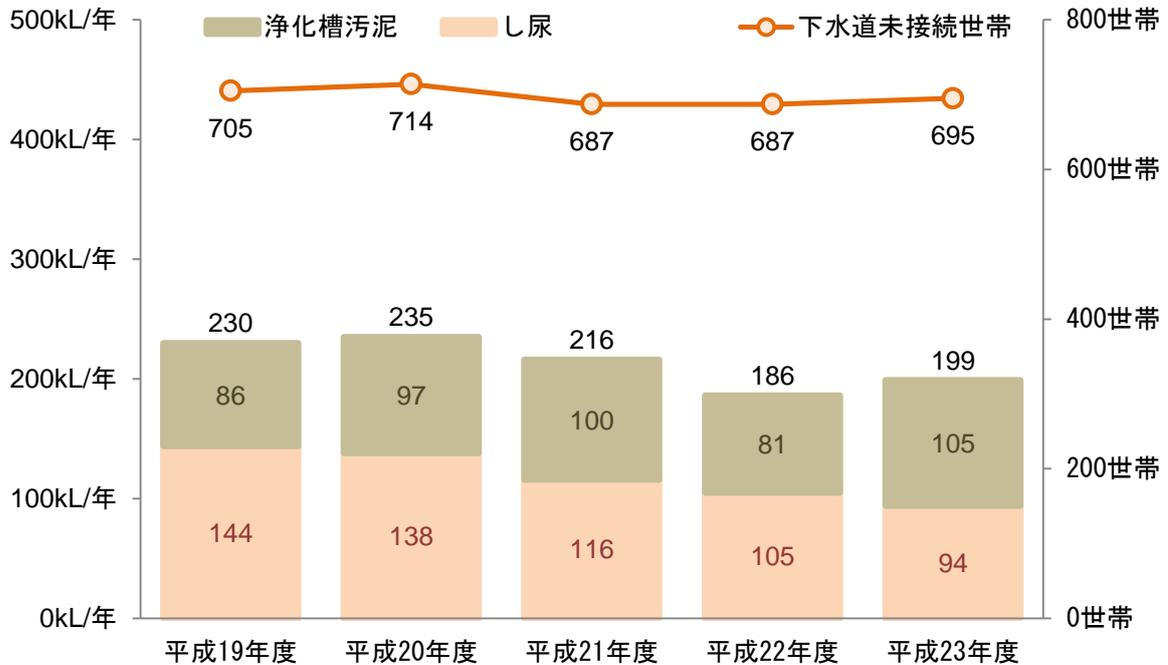


図 3-5 北谷町のし尿処理量と下水道未接続世帯の推移

表 3-3 北谷町のし尿処理量と下水道未接続世帯の推移

年 度	し尿処理量			下水道未接続世帯			
	し尿 処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥 処理量 (kL/年)	合計 (kL/年)	汲み取り (世帯)	浄化槽 (世帯)	不明 (世帯)	合計 (世帯)
平成 19 年度	144 (63%)	86 (37%)	230 (100%)	213 (30%)	378 (54%)	114 (16%)	705 (100%)
平成 20 年度	138 (59%)	97 (41%)	235 (100%)	212 (30%)	370 (52%)	132 (18%)	714 (100%)
平成 21 年度	116 (54%)	100 (46%)	216 (100%)	190 (28%)	473 (69%)	24 (3%)	687 (100%)
平成 22 年度	105 (56%)	81 (44%)	186 (100%)	198 (29%)	472 (69%)	17 (2%)	687 (100%)
平成 23 年度	94 (47%)	105 (53%)	199 (100%)	189 (27%)	482 (70%)	24 (3%)	695 (100%)

※資料：一般廃棄物処理事業実態調査(環境省、北谷町)

下水道の整備状況(北谷町 施設管理課 下水道係)

※()は、構成割合

1-4 生活排水処理の課題

(1) 収集・運搬に係る課題

公共下水道の整備に伴い、水洗化人口が増加しており、今後は「し尿」および「浄化槽汚泥」の収集・運搬量は減少していくことが想定されます。

しかし、公共下水道の未整備地域については、今後も各家庭の合併処理浄化槽による処理を行うものとするところから、し尿および浄化槽汚泥の収集・運搬は当面必要となります。

今後は、し尿および浄化槽汚泥の収集量の減少により、収集・運搬効率が低下することが想定されることから、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となります。

(2) 施設整備に係る課題

公共下水道の整備に伴い、水洗化人口が増加しており、今後は「し尿」および「浄化槽汚泥」の排出量は減少していくことが想定されます。

しかし、公共下水道の未整備地域については、今後も各家庭の合併処理浄化槽などによる処理を行うものとするところから、し尿および浄化槽汚泥の処理は当面必要となります。

今後は、し尿および浄化槽汚泥の排出量の減少により、倉浜衛生施設組合の宜野湾清水苑の処理効率の低下が想定されることから、当該施設の効率的な運転、維持管理について検討していくことが必要となります。

(3) 公共下水道に係る課題

公共下水道の整備済地域において、当該施設への接続を行っていない、「汲み取り世帯」、「単独処理浄化槽世帯」および「合併処理浄化槽世帯」が存在します。

「汲み取り世帯」および「単独処理浄化槽世帯」から排出される生活雑排水(台所、風呂などの排水)については、汚水のまま河川などの公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、公共下水道への未接続世帯については、意識啓発活動などにより、公共下水道への接続を働きかけていく必要があります。

(4) 合併処理浄化槽に係る課題

公共下水道の未整備地域において、「汲み取り世帯」や「単独処理浄化槽世帯」が存在します。

これらの家庭から排出される生活雑排水(台所、風呂などの排水)については、汚水のまま河川などの公共用水域に排水され、水質汚濁の原因となっています。

今後は、このような家庭について、意識啓発活動などにより、合併処理浄化槽への切替を働きかけていく必要があります。

(5) 浄化槽の適正管理に係る課題

浄化槽の設置者において、浄化槽の保守点検や清掃、定期検査の維持管理が適正に実施されていない事例がみられます。

このような浄化槽については、生活排水を十分に浄化する能力を維持できていない可能性があり、その排水により公共用水域の水質汚濁の原因となっている可能性があります。

今後は、このような家庭について、意識啓発活動などにより、浄化槽の適正な維持管理の実施を働きかけていく必要があります。

(6) 災害時のし尿処理に関する課題

災害時は、くみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害で水没したり、槽内に雨水・土砂が流入したりするため、公衆衛生上の観点から被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となります。

災害時に迅速かつ適正な処理を図るため「北谷町地域防災計画」に基づき、収集・運搬体制や処理体制、各種関係機関との連絡体制の確立が必要となるため、「北谷町地域防災計画」を補完し、さらに具体的な災害廃棄物の処理について定める「災害廃棄物処理計画(仮称)」の策定が求められます。

以下に災害時のし尿処理に関する主な課題を示します。

<災害時のし尿処理に関する主な課題>

- 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- 「災害廃棄物処理計画(仮称)」を策定する必要がある。

2. 生活排水処理の将来量について

北谷町は、町内全域(米軍施設内は除く)が公共下水道の整備区域に指定されており、本町の下水道処理人口普及率(下水道を利用できる人口÷総人口)は、98.3%(平成23年度末)となっています。

今後は、公共下水道の整備済地域での未接続世帯への下水道接続促進、公共下水道の未整備地域への整備推進などにより、「し尿」および「浄化槽汚泥」の排出量は減少していくと想定されます。

しかし、本町では「汲み取り世帯」、「単独処理浄化槽世帯」および「合併処理浄化槽世帯」について、実態の把握が不十分であるため、生活排水処理量について将来予測を行うのが困難な状況にあります。

今後は、『公共下水道の整備済地域』および『公共下水道の未整備地域』における「汲み取り世帯」、「単独処理浄化槽世帯」および「合併処理浄化槽世帯」の詳細な実態調査を実施し、個々の地域特性に応じた生活排水処理を推進していく必要があります。

汲み取り世帯からの「し尿」、単独処理浄化槽および合併処理浄化槽からの「浄化槽汚泥」の処理は、し尿処理事業として、環境省が所管しており、本町では「保健衛生課 環境係」が担当しています。

また、公共下水道事業については、国土交通省が所管しており、本町では「施設管理課 下水道係」が担当しています。

「汲み取り世帯、単独処理浄化槽世帯および合併処理浄化槽世帯の実態調査」および「個々の地域特性に応じた生活排水処理の推進」は、し尿処理事業と公共下水道事業の密な連携が不可欠であるため、各担当課間の連携を推進していく必要があります。

表 3-4 市町村別 下水道処理人口普及率(下水道を利用できる人口÷総人口)

市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率	市町村名	普及率
那覇市	89.1%	国頭村	—	北谷町	98.3%	北大東村	—
宜野湾市	92.1%	大宜味村	2.6%	北中城村	53.9%	伊平屋村	—
石垣市	28.0%	東村	—	中城村	35.1%	伊是名村	—
浦添市	98.0%	今帰仁村	—	西原町	31.1%	久米島町	59.8%
名護市	61.1%	本部町	62.0%	与那原町	63.7%	八重瀬町	—
糸満市	60.3%	恩納村	—	南風原町	56.3%	多良間村	—
沖縄市	95.7%	宜野座村	—	渡嘉敷村	30.7%	竹富町	8.2%
豊見城市	68.2%	金武町	—	座間味村	63.8%	与那国町	—
うるま市	67.5%	伊江村	—	粟国村	—	沖縄県全体	67.1%
宮古島市	15.2%	読谷村	21.1%	渡名喜村	—		
南城市	19.7%	嘉手納町	100.0%	南大東村	—		

※資料：「平成23年度末の下水道整備状況について」国土交通省 平成24年8月31日 報道発表資料

※「100.0%」は、下水道処理人口普及率の四捨五入の結果100.0%となっています。

※「—」は、下水道事業に未着手の市町村を示しています。

3. 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、「行政」、「住民」、「事業者」のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要になります。

具体的には、以下の様な事項に取り組む必要があります。

北谷町における取り組み

【生活排水の施設整備に関する取り組み】

- ① 『非水洗化(汲み取り)世帯』および『浄化槽使用(合併処理浄化槽・単独処理浄化槽)世帯』の実態調査
- ② 公共下水道の整備済地域での下水道未接続世帯への下水道接続促進
- ③ 公共下水道の整備推進

【生活排水の適正管理に関する取り組み】

- ① 浄化槽の適正管理指導
- ② 事業者への適正排水の指導および監視

【生活排水に係る資源化に関する取り組み】

- ① 各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥などへの資源化の検討

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み】

- ① 町の広報、ホームページなどを活用した生活排水処理対策の啓発
- ② 生活排水処理対策の意識啓発の広報活動(ポスター・パンフレットなどの作成、配布)
- ③ 河川、排水路などの清掃活動の実施
- ④ 廃食用油からの石鹼作り指導
- ⑤ 生活排水処理対策などに関する講演会などの開催
- ⑥ 水生生物観察会などの開催

住民における取り組み

【生活排水の施設整備に関する取り組み】

- ① 公共下水道への接続(公共下水道の整備済地域)
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(公共下水道の未整備地域)

【生活排水の適正管理に関する取り組み】

- ① 調理くず・廃食用油の適正処理(排水として流さない)
- ② 米のとぎ汁を植木などへの散水へ利用する
- ③ アクリルたわしの利用
- ④ 洗剤、石鹼は適量を使用する
- ⑤ 洗濯排水などをベランダなどから排水しない
- ⑥ 無洗米の使用

【生活排水に係る資源化に関する取り組み】

- ① お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する
- ② 雨水、中水の積極利用

【生活排水処理対策の啓発普及に関する取り組み】

- ① 町や沖縄県の実施する生活排水処理に関する各種施策への協力

事業者における取り組み

【事業排水の施設整備に関する取り組み】

- ① 公共下水道への接続(公共下水道の整備済地域)
- ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(公共下水道の未整備地域)

【事業排水の適正管理に関する取り組み】

- ① 適正な排水管理、処理(水質汚濁防止法の遵守)
- ② 調理くず・廃食用油の適正処理(排水として流さない)

【事業排水に係る資源化に関する取り組み】

- ① 雨水、中水の積極利用

4. し尿および浄化槽汚泥の処理計画

4-1 収集・運搬計画

公共下水道などの整備に伴い、水洗化人口が増加する一方、「し尿」および「浄化槽汚泥」の収集・運搬量の減少が予想され、収集・運搬効率の低下が想定されます。

今後は、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となるものと考えられます。

(1) 収集運搬の主体

「し尿」および「浄化槽汚泥」の収集・運搬については、許可業者による収集・運搬を行います。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、北谷町全域(米軍施設内は除く)とします。

(3) 収集運搬の方法

本町における今後の「し尿」および「浄化槽汚泥」の排出量は、減少していくことが想定されます。

これらより、当該排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集・運搬体制を確立するため、適宜検討を行います。

4-2 中間処理計画

(1) 合併処理浄化槽

公共下水道の未整備地域では、単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への切り替えを推進します。

また、非水洗化(汲み取り)世帯に対しては合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発を行っていきます。

(2) 公共下水道

公共下水道の整備を推進し、また、当該整備済地域内の住民に対し、公共下水道への接続を推進します。

(3) 汚泥等処理施設

本町では、「汲み取り世帯」および「浄化槽使用世帯」から排出される「し尿」および「浄化槽汚泥」は、『倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑』において処理を行っています。

今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

しかし、今後は「し尿」および「浄化槽汚泥」の排出量の減少により、当該施設の処理効率の低下が想定されることから、当該施設の効率的な運転、適切な維持管理について検討を行います。

4-3 最終処分計画

「し尿」および「浄化槽汚泥」の処理後の処理残渣(汚泥)は、『倉浜衛生施設組合 エコトピア池原(熱回収施設)』において、熔融処理を行っています。

今後も、当該施設による処理を継続していくものとします。

資料編

I. 北谷町の概要

(1) 北谷町の位置

北谷町は、沖縄本島の中部に位置し、県都である那覇市から北東へ約15kmに位置し、面積は13.78km²となっています。

本町は、北側を嘉手納町、南側を宜野湾市、東側を沖縄市および北中城村と接し、西側は東シナ海に面しています。

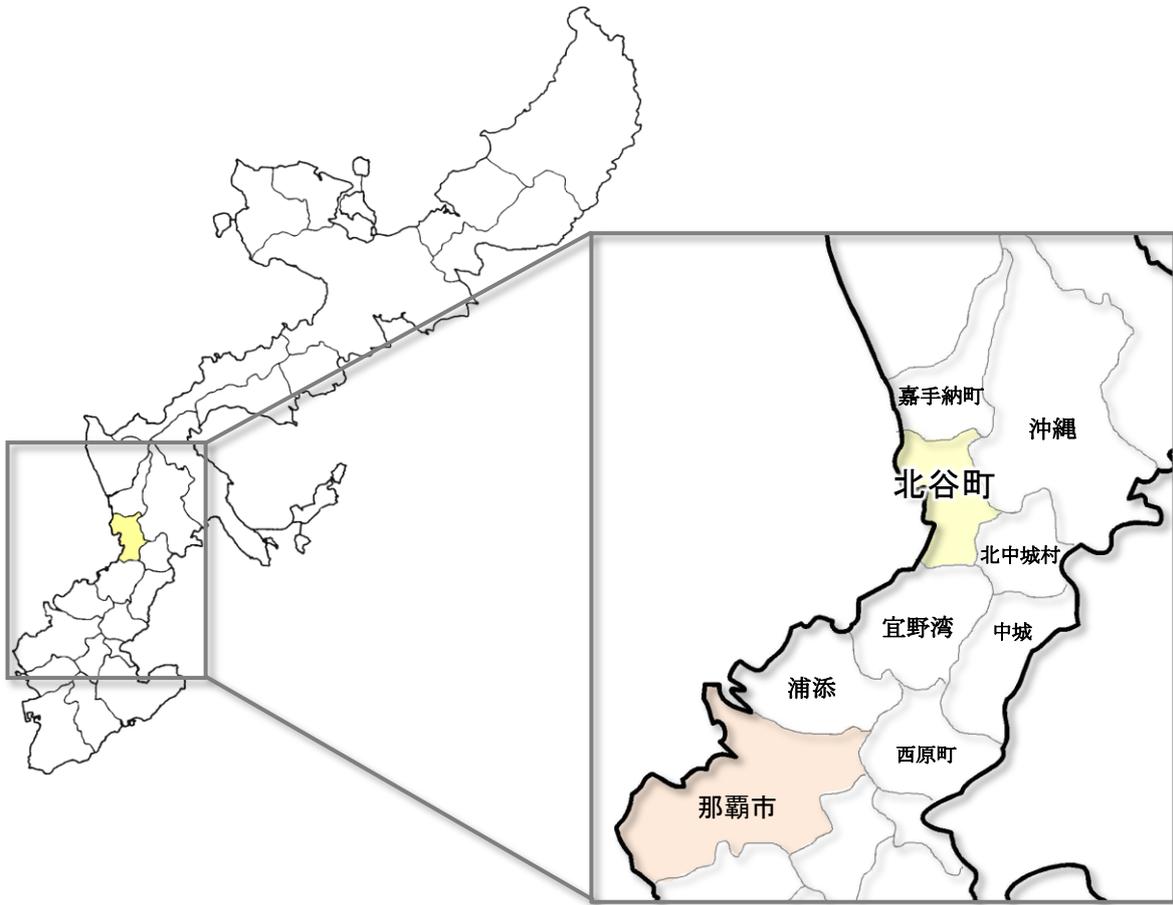


図 1-1 位置図

(2) 北谷町の地理的、地形的特性など

北谷町には、西海岸側に「国道 58 号」が南北に縦断しており、「県道 23 号線」、「県道 24 号線」および「県道 130 号線が」東西に横断しています。

本町の地形は、東シナ海に面した海岸低地、内陸部に広がる台地、丘陵地の 3 つに大別されます。

また、本町には、「普天間川」、「白比川」、の 2 つの二級河川が流れています。

町域には、米軍施設の「嘉手納飛行場」、「キャンプ桑江」および「キャンプ瑞慶覧」があり、町域の約 53%を米軍施設が占めています。

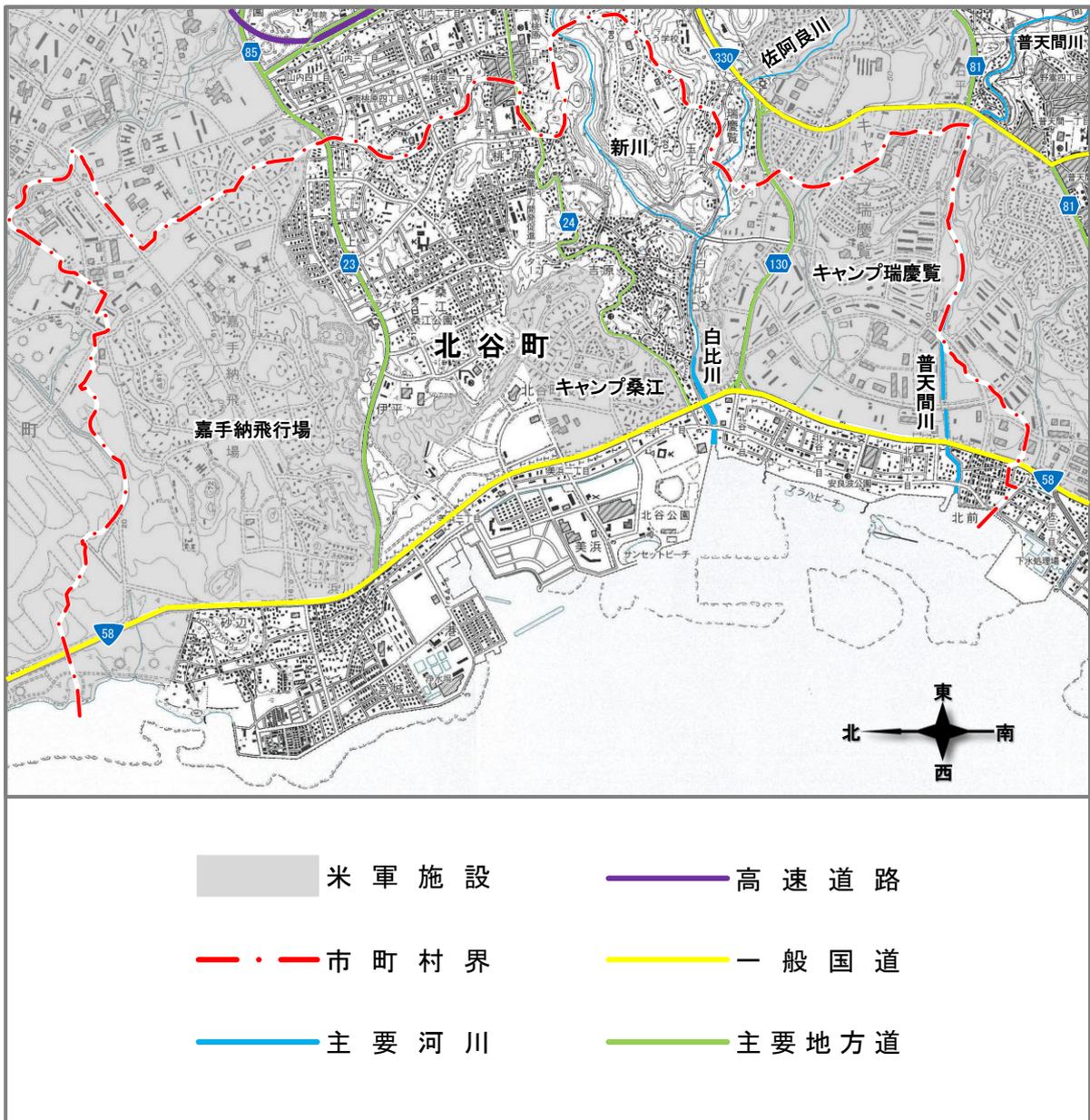


図 1-2 北谷町概要図

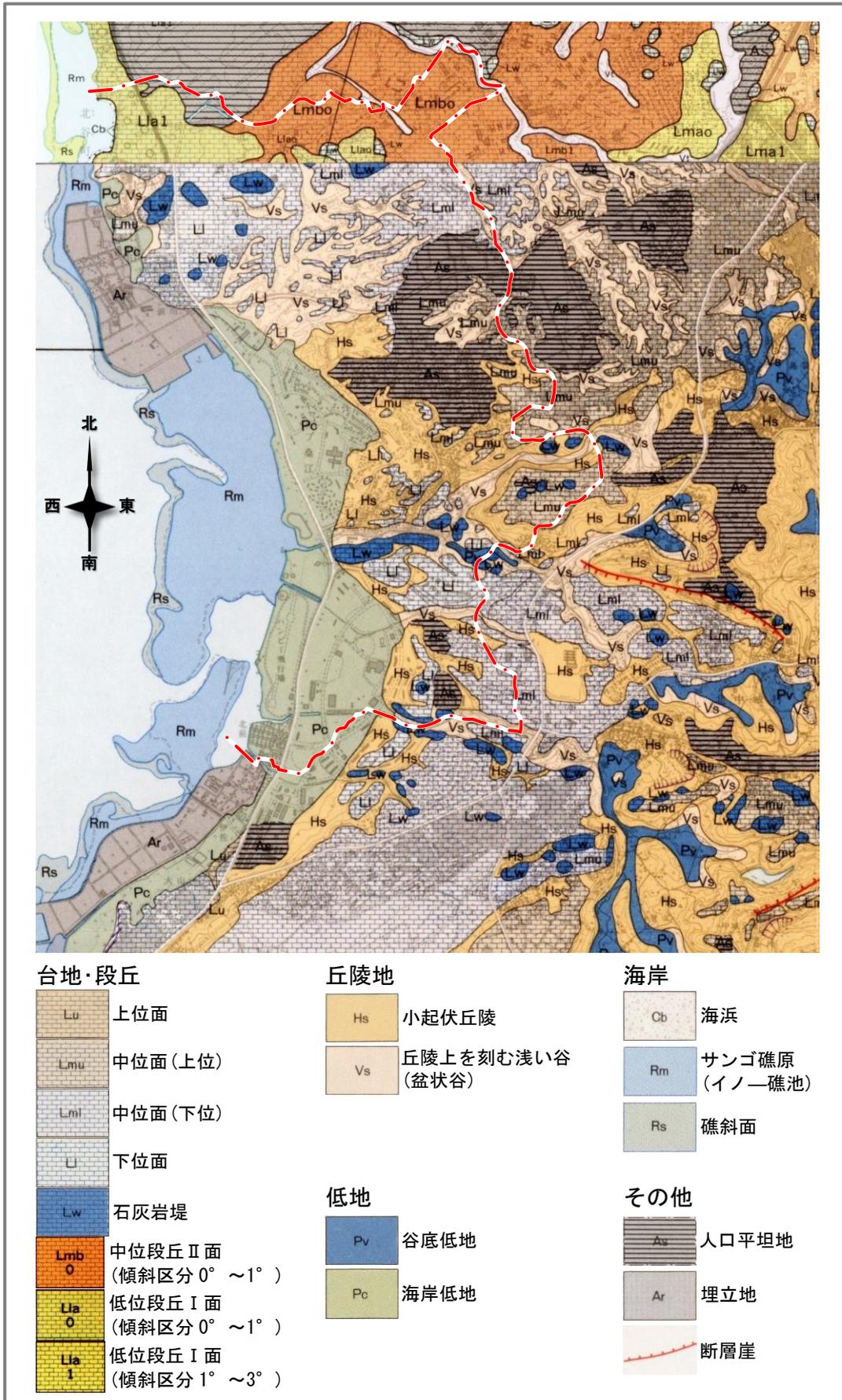


図 1-3 地形分類図

資料：土地分類基本調査図「地形分類図」沖縄中南部(昭和58年) 沖縄本島中北部(平成4年)

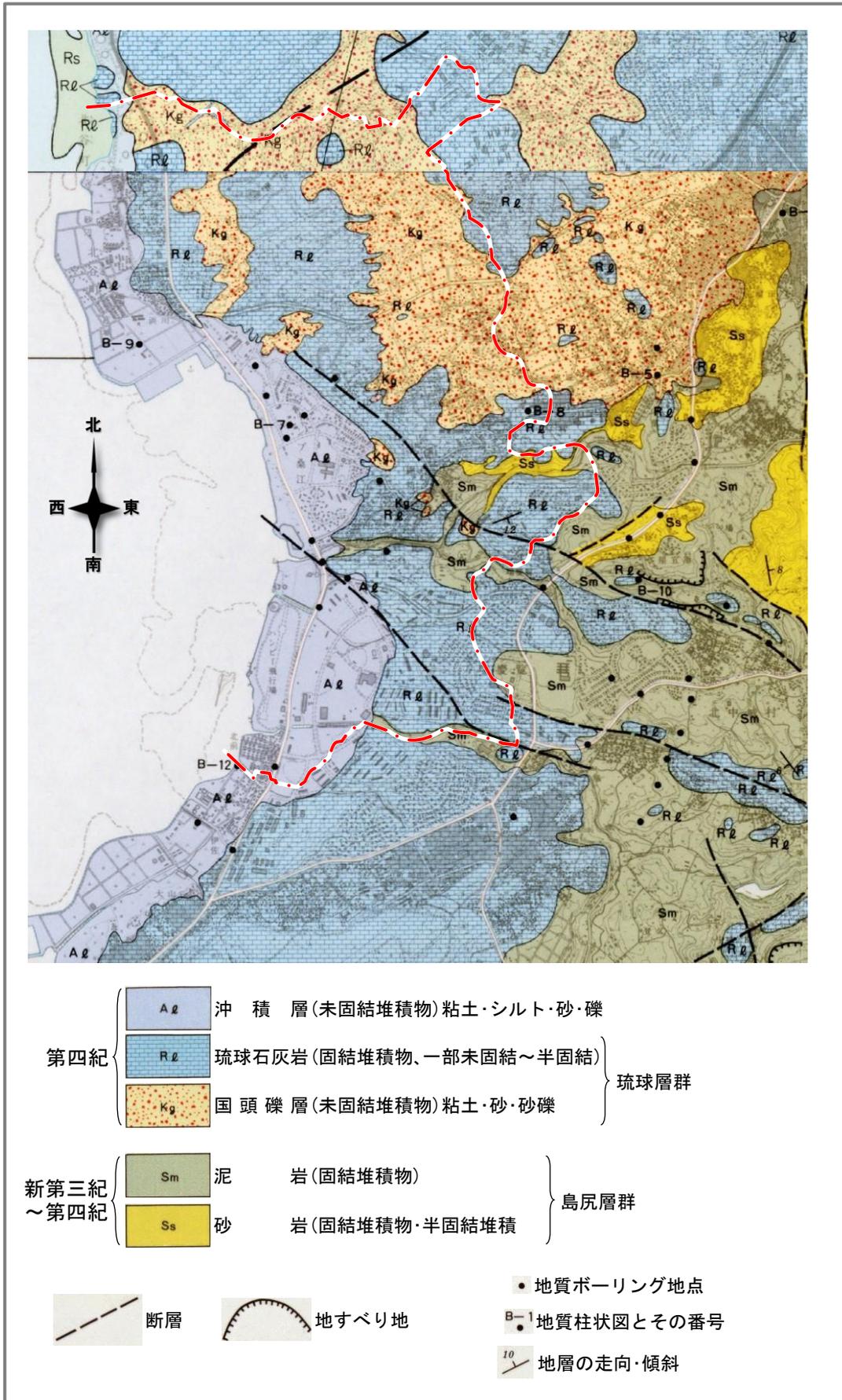


図 1-4 表層地質図

資料：土地分類基本調査図「表層地質図」沖縄中南部(昭和 58 年) 沖縄本島中北部(平成 4 年)

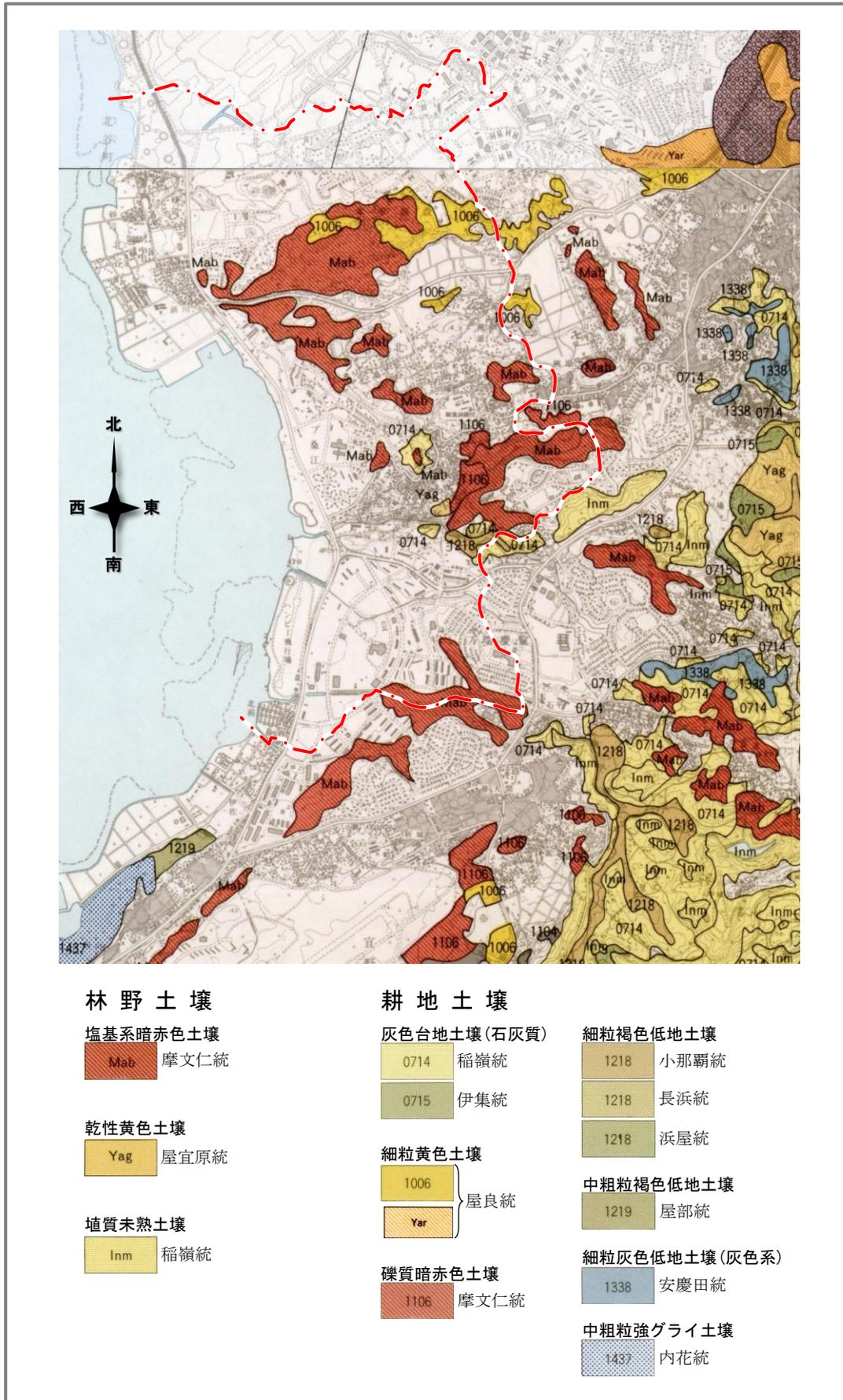


図 1-5 土壤図

資料：土地分類基本調査図「土じょう図」沖縄中南部(昭和 58 年) 沖縄本島中北部(平成 4 年)

(3) 北谷町の人口、世帯

平成 23 年度における北谷町の人口は、2,7775 人となっており、世帯数は 10,704 世帯となっています。

平成 19 年度から平成 23 年度までの推移を見ると、「人口」および「世帯数」は増加傾向にありますが、「1 世帯当たりの人員」は減少傾向にあり、世帯分離による核家族化が進行していることが推測されます。

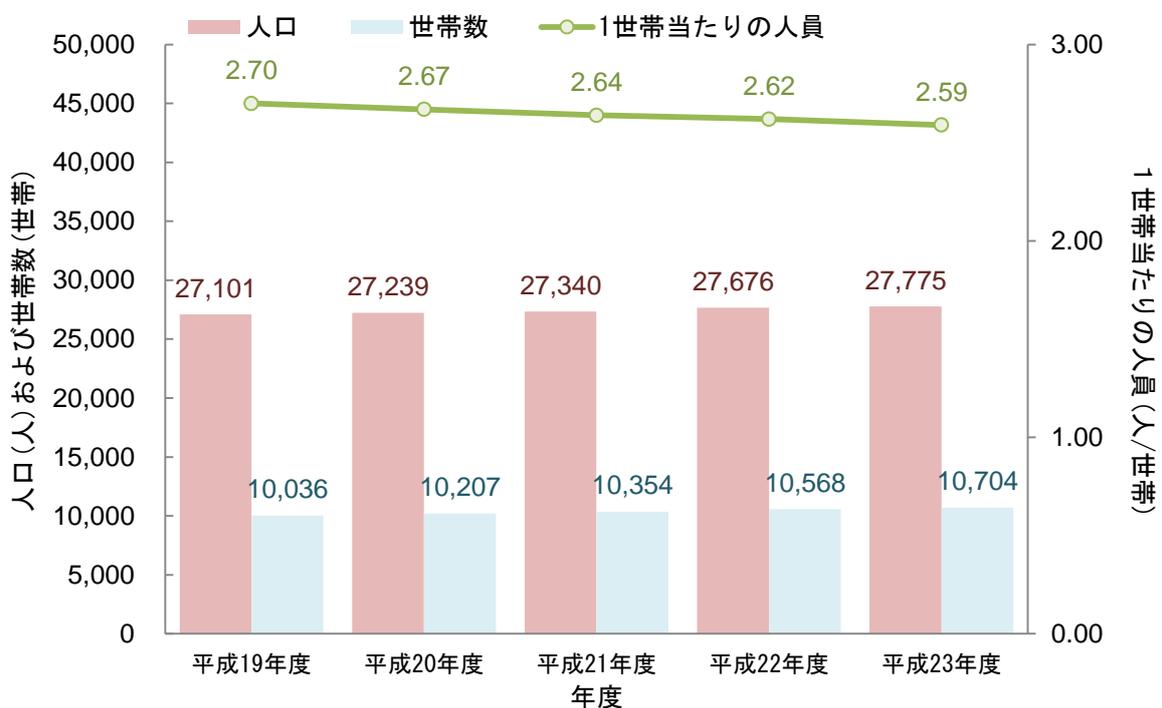


図 1-6 北谷町の「人口」および「世帯数」の推移

表 1-1 北谷町の「人口」および「世帯数」の推移

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人口 (人)	27,101	27,239	27,340	27,676	27,775
世帯数 (世帯)	10,036	10,207	10,354	10,568	10,704
1 世帯当たりの人員 (人/世帯)	2.70	2.67	2.64	2.62	2.59

※資料：住民基本台帳法による世帯人口表(北谷町ホームページ)

※各年度の値は、3 月末の値です。

表 1-2 行政区別人口および世帯数の推移

行政区	項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
上勢区	人口	4,046人	4,028人	4,088人	4,165人	4,116人
	世帯数	1,390世帯	1,396世帯	1,435世帯	1,469世帯	1,451世帯
	1世帯当たりの人員	2.91人/世帯	2.89人/世帯	2.85人/世帯	2.84人/世帯	2.84人/世帯
桃原区	人口	1,919人	1,955人	1,933人	1,926人	1,909人
	世帯数	669世帯	684世帯	682世帯	696世帯	700世帯
	1世帯当たりの人員	2.87人/世帯	2.86人/世帯	2.83人/世帯	2.77人/世帯	2.73人/世帯
栄口区	人口	2,728人	2,725人	2,682人	2,714人	2,771人
	世帯数	1,009世帯	1,021世帯	1,022世帯	1,029世帯	1,047世帯
	1世帯当たりの人員	2.70人/世帯	2.67人/世帯	2.62人/世帯	2.64人/世帯	2.65人/世帯
桑江区	人口	3,181人	3,217人	3,233人	3,228人	3,274人
	世帯数	1,071世帯	1,107世帯	1,129世帯	1,141世帯	1,165世帯
	1世帯当たりの人員	2.97人/世帯	2.91人/世帯	2.86人/世帯	2.83人/世帯	2.81人/世帯
謝苺区	人口	2,410人	2,358人	2,363人	2,370人	2,367人
	世帯数	929世帯	924世帯	919世帯	933世帯	937世帯
	1世帯当たりの人員	2.59人/世帯	2.55人/世帯	2.57人/世帯	2.54人/世帯	2.53人/世帯
北玉区	人口	1,094人	1,092人	1,098人	1,079人	1,066人
	世帯数	406世帯	412世帯	420世帯	418世帯	422世帯
	1世帯当たりの人員	2.69人/世帯	2.65人/世帯	2.61人/世帯	2.58人/世帯	2.53人/世帯
宇地原区	人口	1,273人	1,257人	1,276人	1,257人	1,221人
	世帯数	531世帯	529世帯	543世帯	529世帯	520世帯
	1世帯当たりの人員	2.40人/世帯	2.38人/世帯	2.35人/世帯	2.38人/世帯	2.35人/世帯
北前区	人口	2,471人	2,483人	2,496人	2,508人	2,510人
	世帯数	1,107世帯	1,105世帯	1,111世帯	1,116世帯	1,143世帯
	1世帯当たりの人員	2.23人/世帯	2.25人/世帯	2.25人/世帯	2.25人/世帯	2.20人/世帯
宮城区	人口	3,859人	3,919人	3,922人	4,089人	4,192人
	世帯数	1,354世帯	1,414世帯	1,439世帯	1,540世帯	1,618世帯
	1世帯当たりの人員	2.85人/世帯	2.77人/世帯	2.73人/世帯	2.66人/世帯	2.59人/世帯
砂辺区	人口	2,560人	2,606人	2,638人	2,747人	2,676人
	世帯数	1,000世帯	1,023世帯	1,050世帯	1,084世帯	1,048世帯
	1世帯当たりの人員	2.56人/世帯	2.55人/世帯	2.51人/世帯	2.53人/世帯	2.55人/世帯
美浜区	人口	1,560人	1,599人	1,611人	1,593人	1,673人
	世帯数	570世帯	592世帯	604世帯	613世帯	653世帯
	1世帯当たりの人員	2.74人/世帯	2.70人/世帯	2.67人/世帯	2.60人/世帯	2.56人/世帯
合計	人口	27,101人	27,239人	27,340人	27,676人	27,775人
	世帯数	10,036世帯	10,207世帯	10,354世帯	10,568世帯	10,704世帯
	1世帯当たりの人員	2.70人/世帯	2.67人/世帯	2.64人/世帯	2.62人/世帯	2.59人/世帯

※資料：住民基本台帳法による世帯人口表(北谷町ホームページ)

※各年度の値は、3月末日の値です。

(4) 北谷町の産業

北谷町の事業所数は、1,329 事業所で、最も多い産業は「卸売業, 小売業」となっており、次いで「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」となっています。

表 1-3 北谷町の事業所数

(単位：事業所)

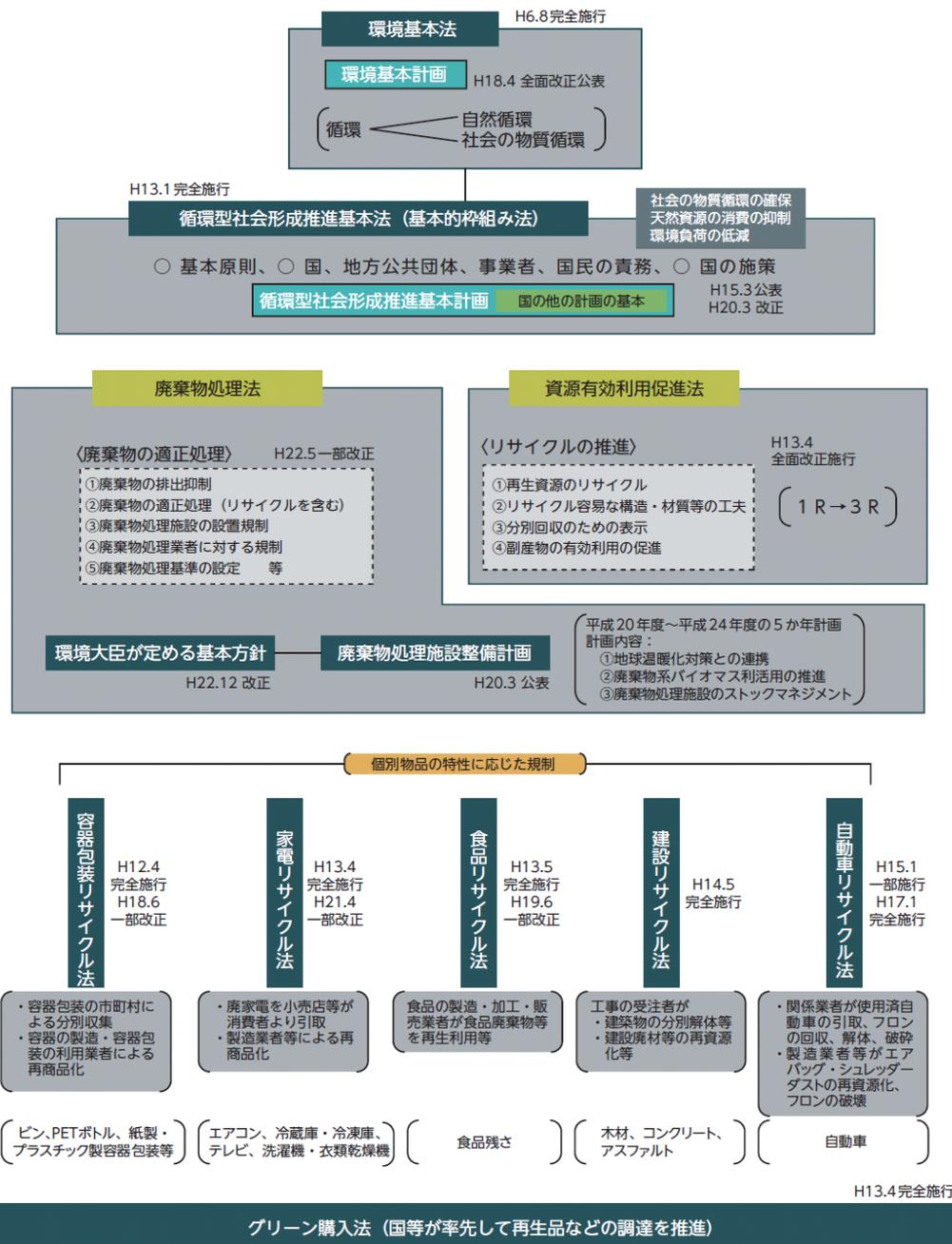
産業分類	平成 21 年	平成 24 年
全産業	1,400	1,329
農林漁業	1	1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0
建設業	88	71
製造業	33	22
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
情報通信業	19	14
運輸業, 郵便業	21	19
卸売業, 小売業	383	368
金融業, 保険業	20	21
不動産業, 物品賃貸業	149	149
学術研究, 専門・技術サービス業	45	36
宿泊業, 飲食サービス業	249	249
生活関連サービス業, 娯楽業	179	167
教育, 学習支援業	58	57
医療, 福祉	72	72
複合サービス事業	6	5
サービス業 (他に分類されないもの)	77	78

※資料：経済センサス

II. 関係法令

循環型社会の形成の推進に係る法令

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、「循環型社会形成推進基本法」が公布されています。また、循環型社会の形成を推進するため下図に示す法令に基づき、各種施策が実施されています。



※資料：環境省

図 2-1 循環型社会の形成の推進に係る法体系

(1) 廃棄物処理法

① 廃棄物処理法の概要

正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和 45 年の第 64 回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立しています。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものでしたが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されています。

表 2-1 廃棄物処理法の概要

目的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物
	○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う。	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う。
処理業 （収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない。	
罰則	○不法投棄・不法焼却の場合、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人によるものは、3億円以下の罰金）	

※資料：「循環型社会白書(平成 18 年版)」環境省編

目的	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る	
廃棄物の分類	廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
国の役割	一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 （家庭から排出されるごみ等）	産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック类等
廃棄物処理に係る主な規制	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町村 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない 市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>市町村長</p> <p>→ 一般廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可 報告徴収及び立入検査 改善命令 措置命令等 <p>→ 一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可 報告徴収及び立入検査 改善命令等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>都道府県知事</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を自ら処理しなければならない 運搬されるまでの間の保管基準の遵守 産業廃棄物処理基準の遵守 委託に係る責任 委託基準の遵守 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>産業廃棄物処理業者</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域ごとに許可を受けなければならない 産業廃棄物処理基準の遵守 再委託の原則禁止 名義貸しの禁止 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>都道府県知事</p> <p>← 報告徴収及び立入検査</p> <p>← 改善命令</p> <p>← 措置命令等</p> <p>← 許可</p> <p>← 報告徴収及び立入検査</p> <p>← 改善命令</p> <p>← 措置命令等</p> <p>← 許可</p> <p>← 報告徴収及び立入検査</p> <p>← 改善命令等</p> </div>

※資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図2-2 廃棄物処理法のしくみ

② 廃棄物の分類

廃棄物処理法では“廃棄物”を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）」と定義しています。

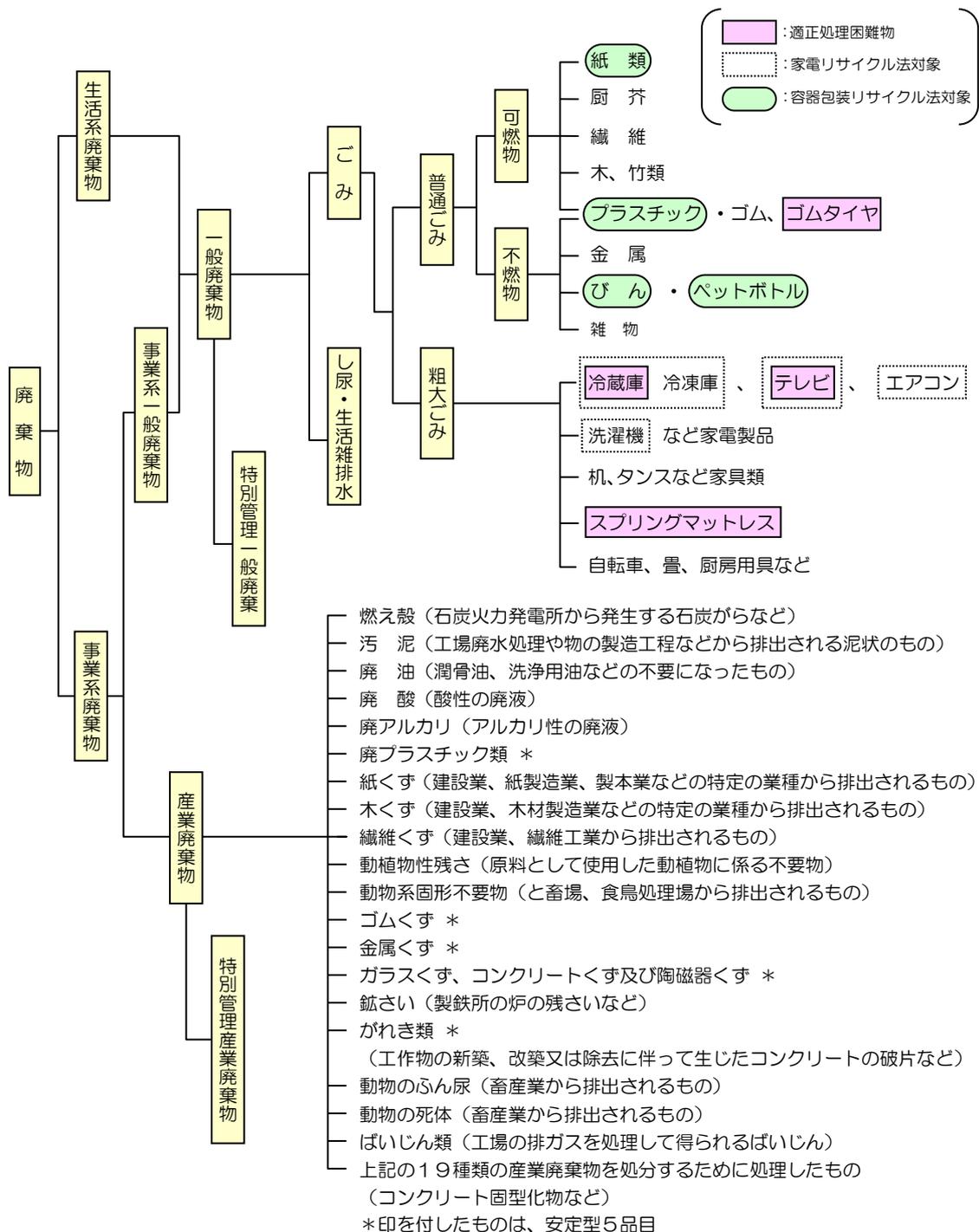


図 2-3 廃棄物の分類

③ 関係者の責務

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めています。

表 2-2 廃棄物処理法に係る関係者の責務

国民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事業者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市町村	… ① 一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ② 廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ① 市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ② 廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ① 廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ② 廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

④ 一般廃棄物の区分と市町村の役割

一般廃棄物とは、法律上は、「廃棄物処理法第2条第2項」により、「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、その一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられ、さらに「ごみ」は、その排出形態により、一般家庭から人の日常生活に伴って発生する生活系一般廃棄物と事業所等から排出される事業系一般廃棄物とがあります。「生活排水」は、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの生活雑排水とに分けられます。

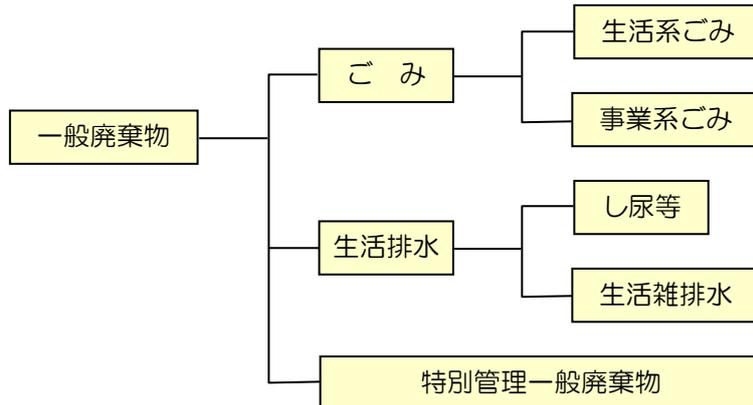


図 2-4 廃棄物の分類

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項があります。

- 一般廃棄物処理事業の実施(第4条第1項)
- 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発(第4条第4項)
- 一般廃棄物処理計画の策定(第6条第1項)
- 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施(第6条の2第1項)
- 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示(第6条の2第5項)
- 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可(第7条第1、6項)

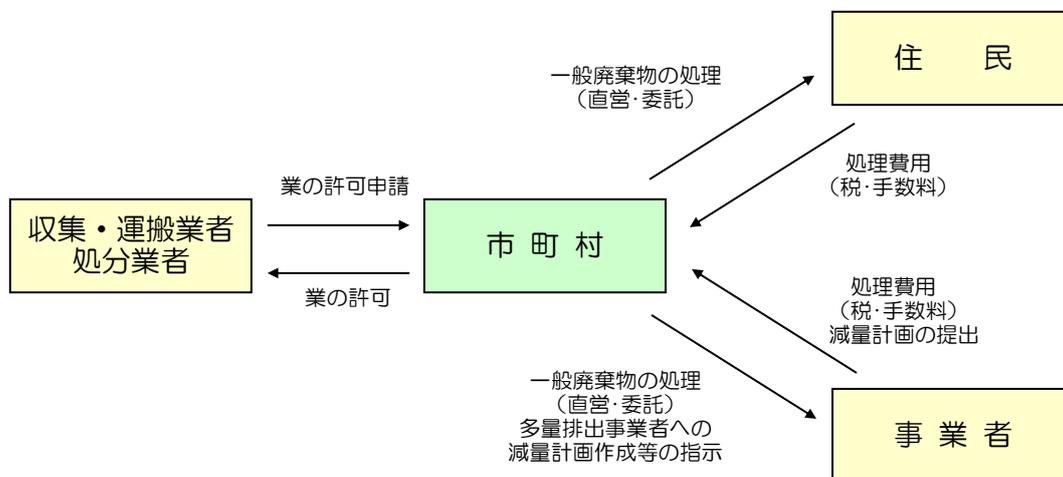


図 2-5 一般廃棄物処理における市町村の主な役割

⑤ 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた6種類と政令で定められた14種類の合計20種類の廃棄物のことです。

表 2-3 産業廃棄物の種類

	種 類	内 容
法 律	1.燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ
	2.汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかすなど
	3.廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジなど
	4.廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類など、すべての酸性廃液
	5.廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	6.廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
政 令	7.紙 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず
	8.木 く ず	建設業（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）、木材または木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片、おがくず、バーグ類
	9.織 維 く ず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、衣類やその他の繊維製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	10.動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣のあらなど
	11.動物系固形不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	12.ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	13.金 属 く ず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	14.ガラスくず、コンクリートくず（工作物以外）、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずなど
	15.鉱 さ い	高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューボラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かすなど
	16.が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	17.動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
	18.動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
	19.ば い じん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または上記1～18に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
	20.そ の 他	上記1～19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの

※資料：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、施行令第2条」

⑥ 適正処理困難物などの種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第6条の3の規定を設けています。

廃棄物処理法第6条の3の規定は、市町村では適正な処理を行うことが困難な廃棄物のうち、①現に市町村が処理を行っている、②市町村の処理設備、技術に照らし全国各地で適正な処理が困難である、という要件を満たすものについて、環境大臣が指定を行い、市町村は指定された一般廃棄物となる前の製品の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て適正な処理を確保しようとするものであり、平成6年1月に廃タイヤ、廃大型冷蔵庫(250リットル以上)、廃大型テレビ(25インチ以上)、廃スプリングマットレスの4品目が指定されています。

これら4品目についてその適正な処理が困難な市町村にあつては、事業者に対し処理に当たって必要な協力を要請することができます。

その協力要請の内容は以下のとおりです。

- ① 消費者が新規に製品を購入した際に、販売店等において指定された一般廃棄物を引き取ることとし、市町村以外の処理システム（収集運搬業者、中間処理業者等に事業者が処理を委託する場合を含む。）において処理する。
- ② 粗大ごみとして排出された場合や一般のごみに混入して排出された場合には、市町村が引き取ることとし、市町村は、上記①の処理システムにおいて処理を行っている者に指定された一般廃棄物の処理を委託することができる。

⑦ 特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成3年7月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与える恐れがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされています。

それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」と区分されています。

【特別管理一般廃棄物】

特別管理一般廃棄物としては、下表の廃棄物が指定されています。

表 2-4 特別管理一般廃棄物一覧

主な分類	概 要
PCBを使用した部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品
ばいじん	ごみ処理施設において発生したもの
ばいじん、燃えがら、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である一般廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの
感染性一般廃棄物	病院等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれもしくは付着しているおそれのあるもの

【特別管理産業廃棄物】

特別管理産業廃棄物としては、下表の廃棄物が指定されています。

表 2-5 特別管理一般廃棄物一覧

主な分類	概 要	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	病院等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれもしくは付着しているおそれのあるもの	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布されもしくは染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くずもしくは繊維くず、PCBが付着・封入されたプラスチック類もしくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くずもしくはがれき類
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	鉱さい	重金属等を含むもの
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	ばいじん、燃えがら	重金属等、ダイオキシン類を含むもの
	廃油	有機塩素化合物等を含むもの
	汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、ダイオキシン類を含むもの

⑧ 感染性廃棄物の種類

感染性産業廃棄物とは、「医療関係機関等から生ずる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」のことであります。

以下に、医療関係機関などから発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示します。

表 2-6 医療関係機関などから発生する主な廃棄物

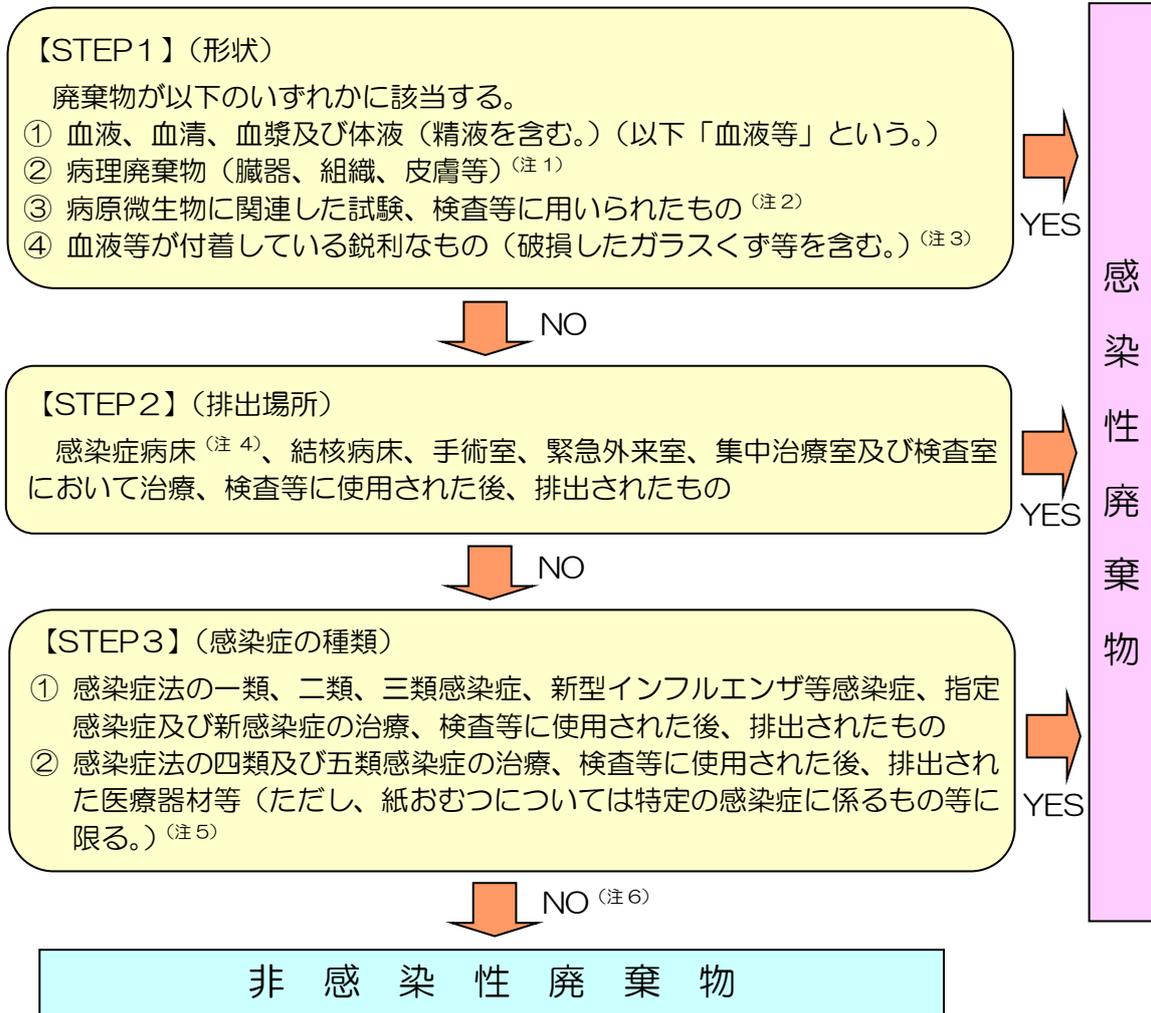
種 類	例
産業廃棄物	燃え殻
	焼却灰
	汚 泥
	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃 油
	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃 酸
	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ
	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類
	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず
	天然ゴムの器具類、ティスポーザブルの手袋等
	金属くず
	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず
	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	コンクリートくず
	陶磁器くず
	ばいじん
	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物	紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

表 2-7 感染性廃棄物の判断基準

<p>1 形状の観点</p> <p>(1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）</p> <p>(2) 手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）</p> <p>(3) 血液等が付着した鋭利なもの</p> <p>(4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの</p> <p>2 排出場所の観点</p> <p>感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>3 感染症の種類</p> <p>(1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの</p> <p>(2) 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ティスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）</p> <p>通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当性について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師・歯科医師・獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。</p> <p>なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。</p>

※資料：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 21 年 5 月）

図 2-6 感染性廃棄物の判断フロー



- (注) 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・ 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・ 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）
- (注1) ホルマリン漬臓器等を含む。
- (注2) 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- (注3) 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- (注4) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- (注5) 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
 なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。
- (注6) 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

(2) 環境基本法

「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとし、平成5年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっています。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしています。

(3) 循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に公布され、平成13年1月に施行されています。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

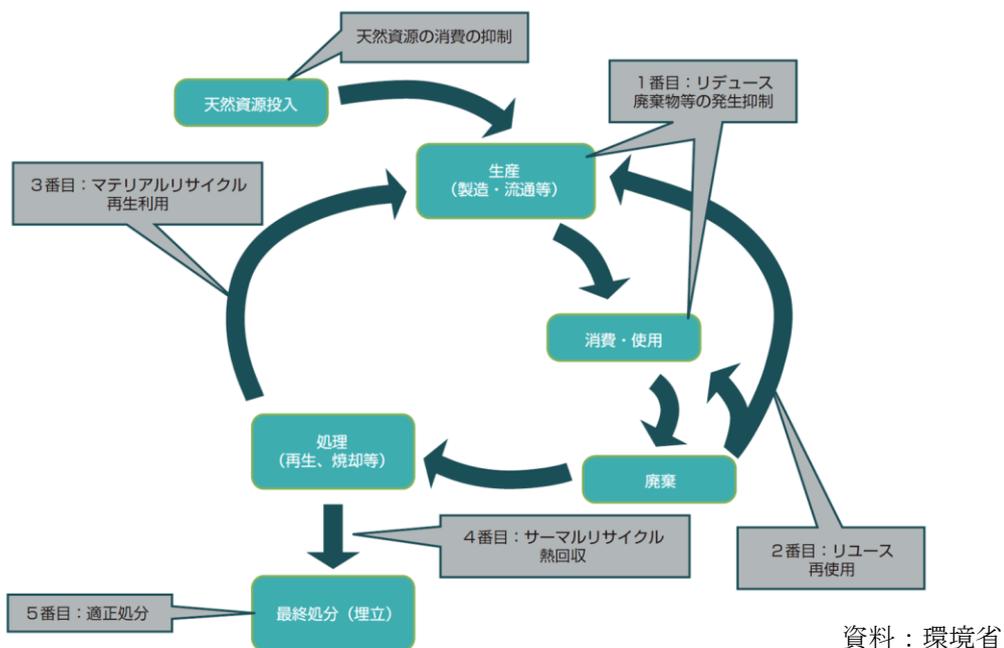


図 2-7 循環型社会の姿

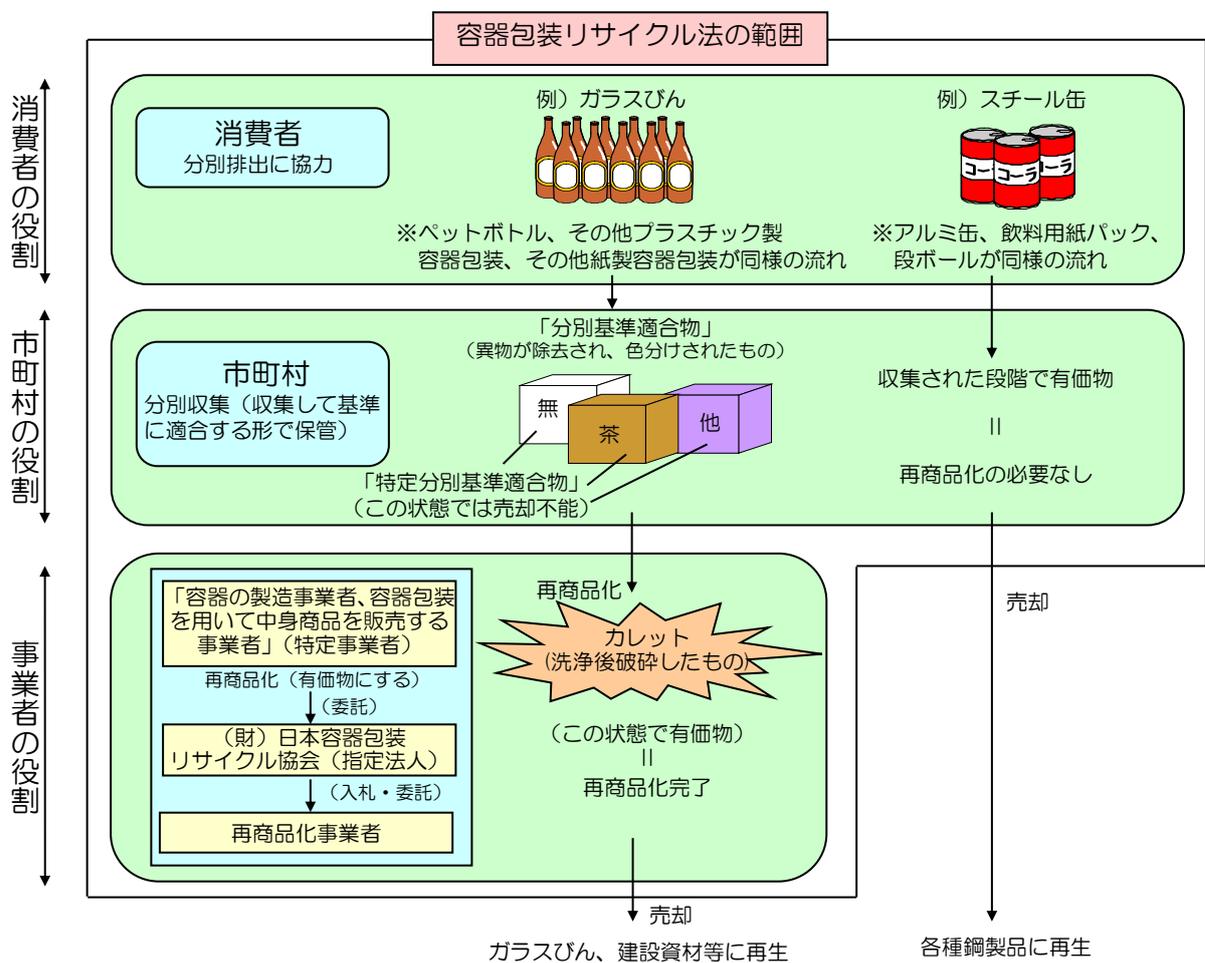
表 2-8 循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要	
1. 形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示	「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
2. 法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義	法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。
3. 処理の「優先順位」を初めて法定化	①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。
4. 国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化	<p>循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、</p> <p>(1) 事業者・国民の「排出者責任」を明確化。</p> <p>(2) 生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。</p>
5. 政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定	<p>循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。</p> <p>(1) 原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。</p> <p>(2) 計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。</p> <p>(3) 計画は、政府一丸となった取組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。</p> <p>(4) 計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。</p> <p>(5) 計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記。</p> <p>(6) 国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。</p>
6. 循環型社会の形成のための国の施策を明示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物等の発生抑制のための措置 ○ 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置 ○ 「拡大生産者責任」を踏まえた措置(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価) ○ 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

(4) 容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7年に成立した法律です。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図 2-8 容器包装リサイクル法に基づく役割分担と容器包装廃棄物の流れ

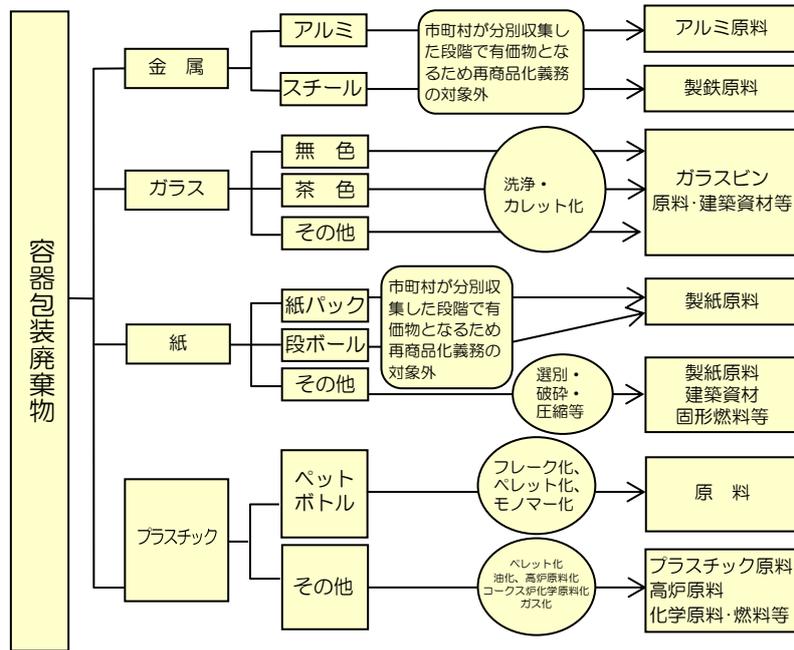


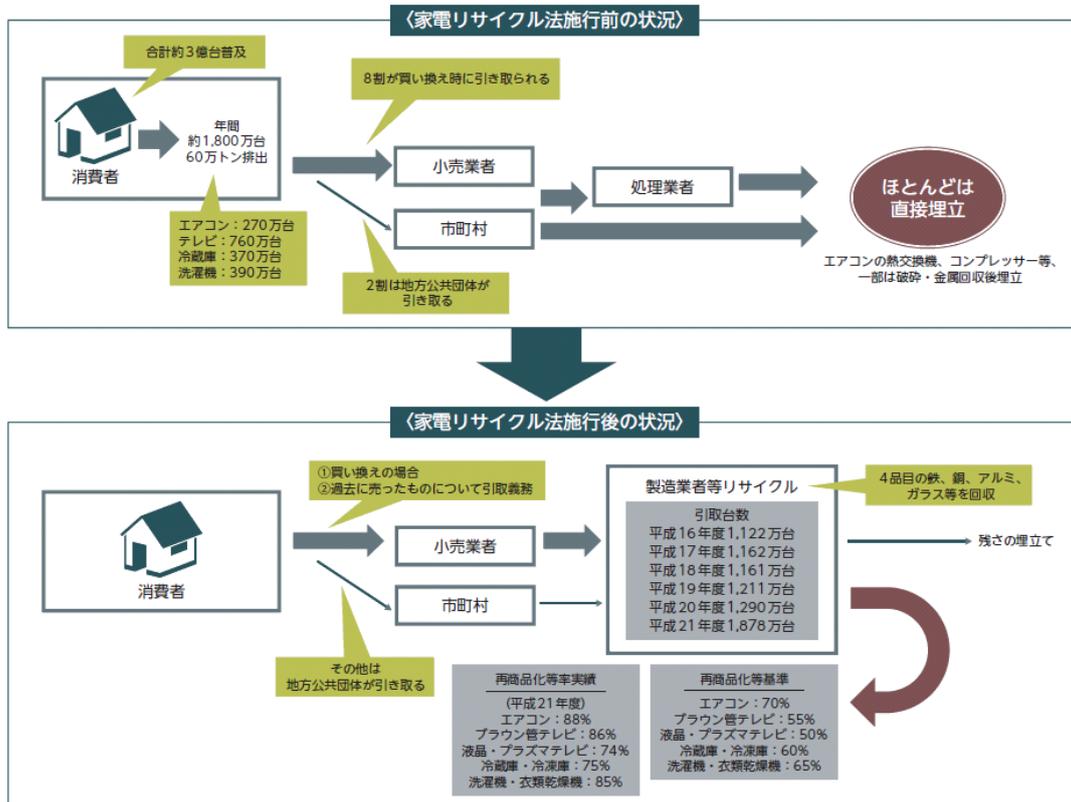
図 2-9 容器包装の再商品化の方法

(5) 家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成10年に成立した法律です。

家庭から排出される廃家電製品については、基本的に市町村が収集し、処理を行ってきましたが、特に家庭用エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の4品目については、リサイクルをする必要性が特に高いにもかかわらず、市町村等によるリサイクルが困難でした。このため、これらの4品目について特定家庭用機器廃棄物と定められ、製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられています。

なお、平成21年4月1日より、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加されています。



※資料：環境省、経済産業省

図 2-10 廃家電処理の状況

(6) 建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成12年に成立した法律です。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけています。

また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けています。

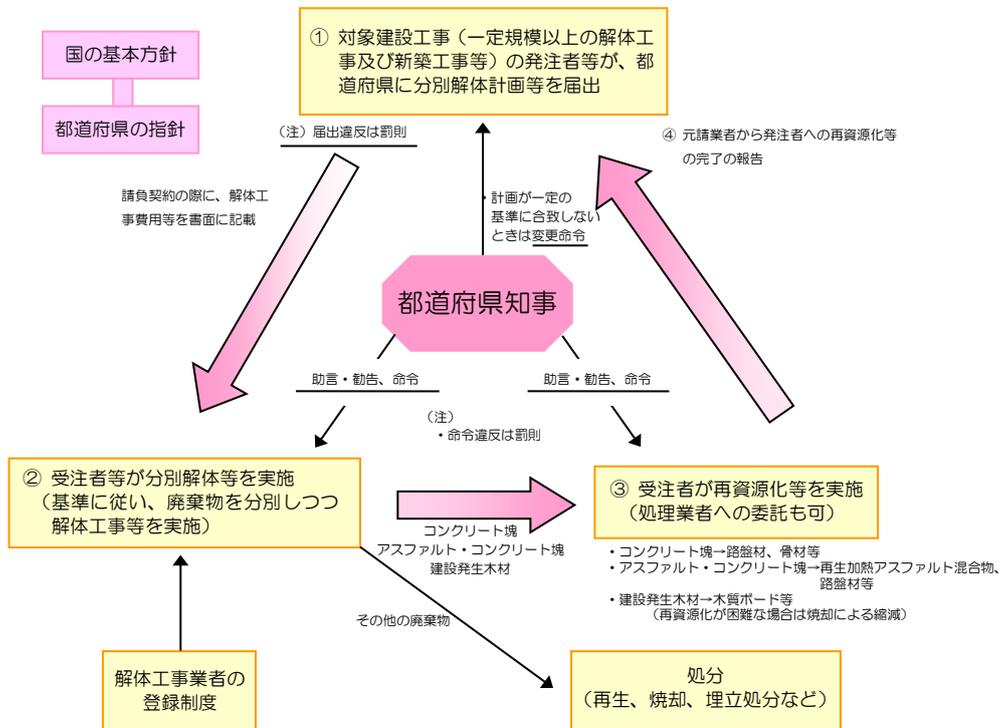
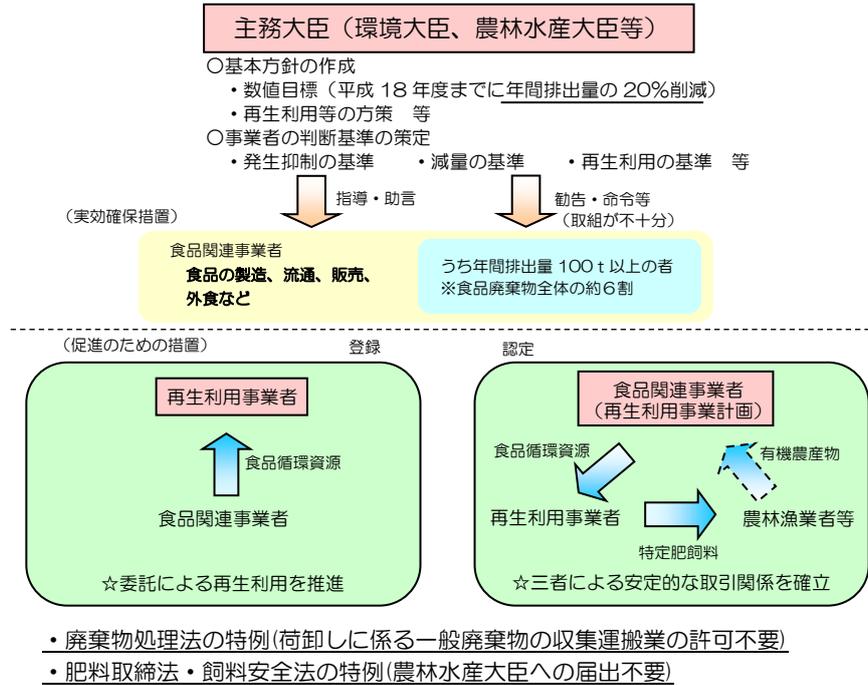


図 2-11 建設リサイクル法の概要

(7) 食品リサイクル法

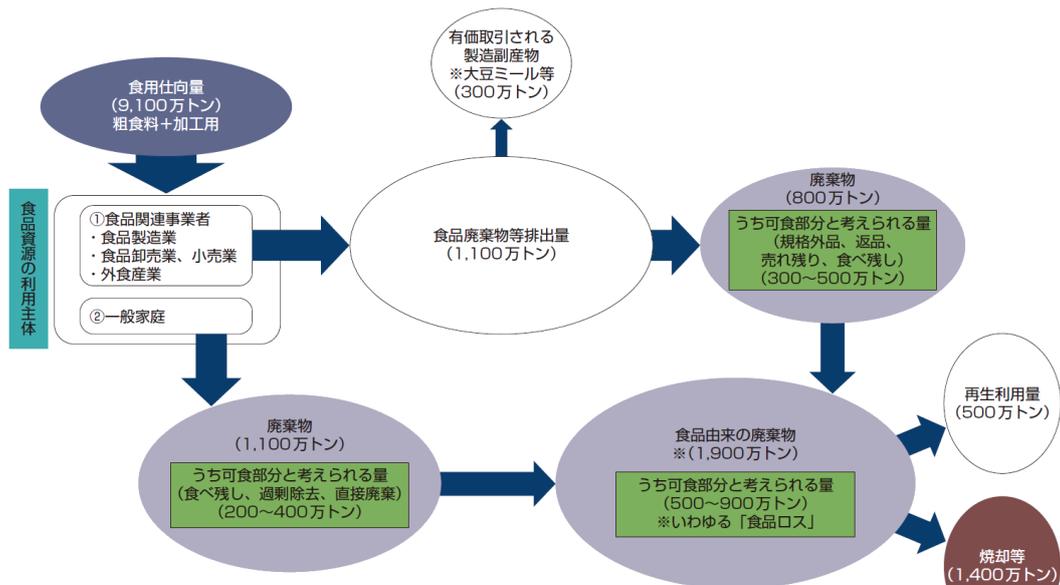
正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成12年に成立した法律です。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図2-12 食品リサイクル法の仕組み



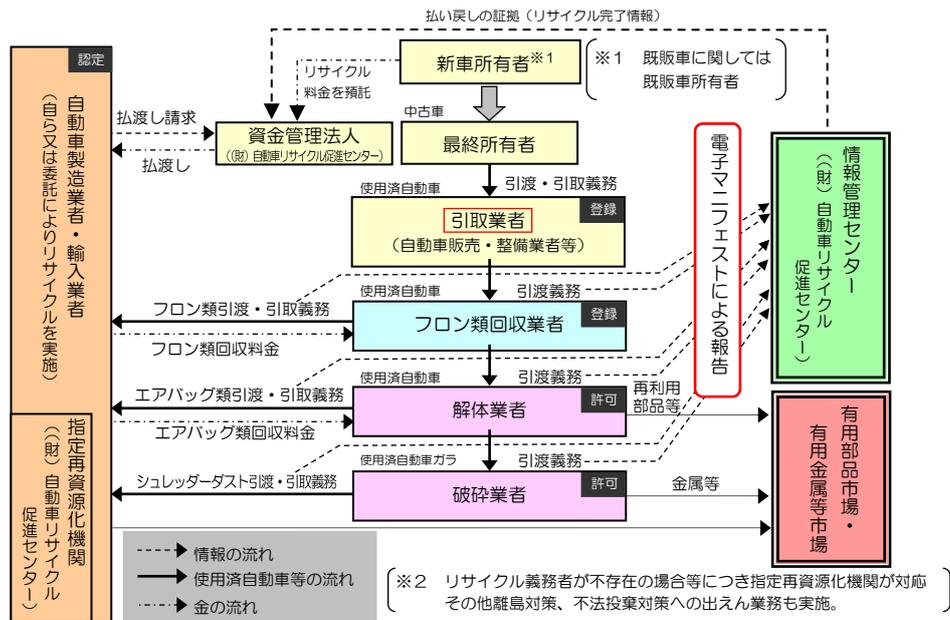
資料：「平成17年度食料需給表」（農林水産省大臣官房）
 「平成18年度食品循環資源の再生利用等実態調査報告（平成17年度実績）」（農林水産省統計部）
 「平成17年度食品ロス統計調査」（農林水産省統計部）
 「一般廃棄物の排出及び処理状況、産業廃棄物の排出及び処理状況等」（平成17年度実績、環境省試算）を基に農林水産省において試算の上、作成

図 2-13 食品廃棄物などの発生の流れ

(8) 自動車リサイクル法

正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、平成14年に成立した法律です。

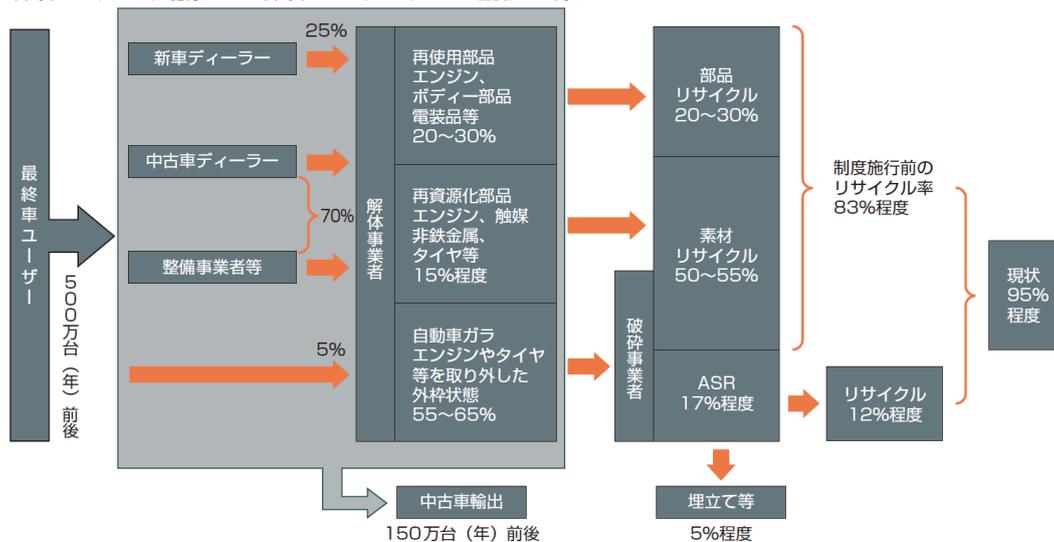
この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしている。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図 2-14 自動車リサイクル法の仕組み

自動車リサイクル法の施行により、自動車のリサイクル率は95%程度にまで向上



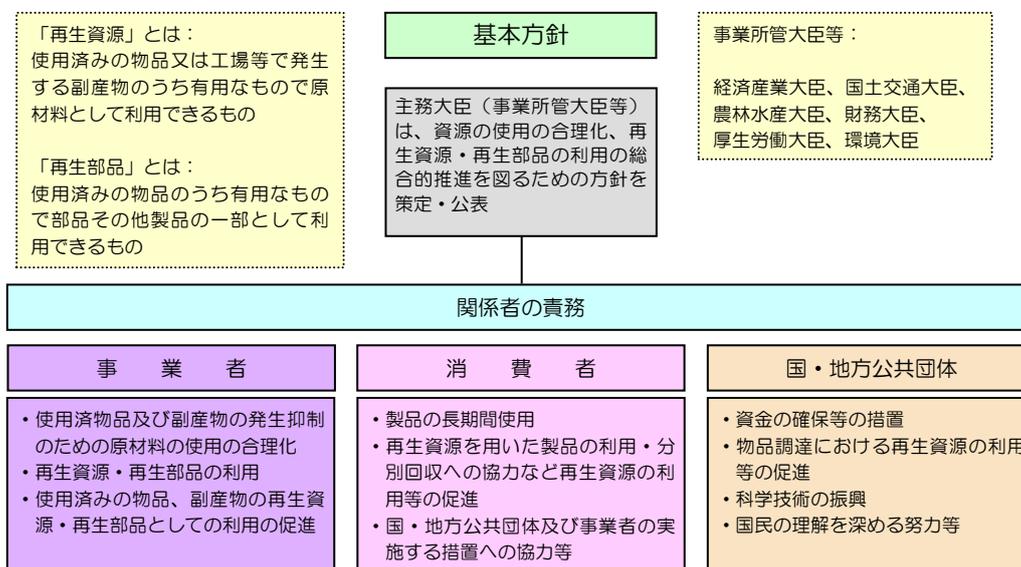
資料：10年1月の産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会報告書「自動車リサイクル制度の施行状況の評価検討に関する報告書」による

図 2-15 使用済自動車処理のフロー（平成20年度）

(9) 資源有効利用促進法

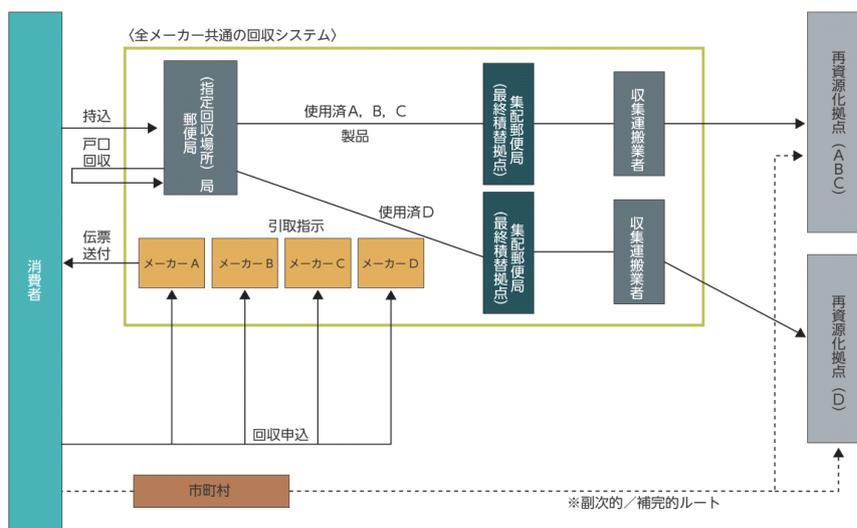
正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成3年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成12年に成立した法律です。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取り組みの促進を図っています。



資料：「循環型社会白書（平成18年版）」環境省編

図 2-16 資源有効利用促進法の概要



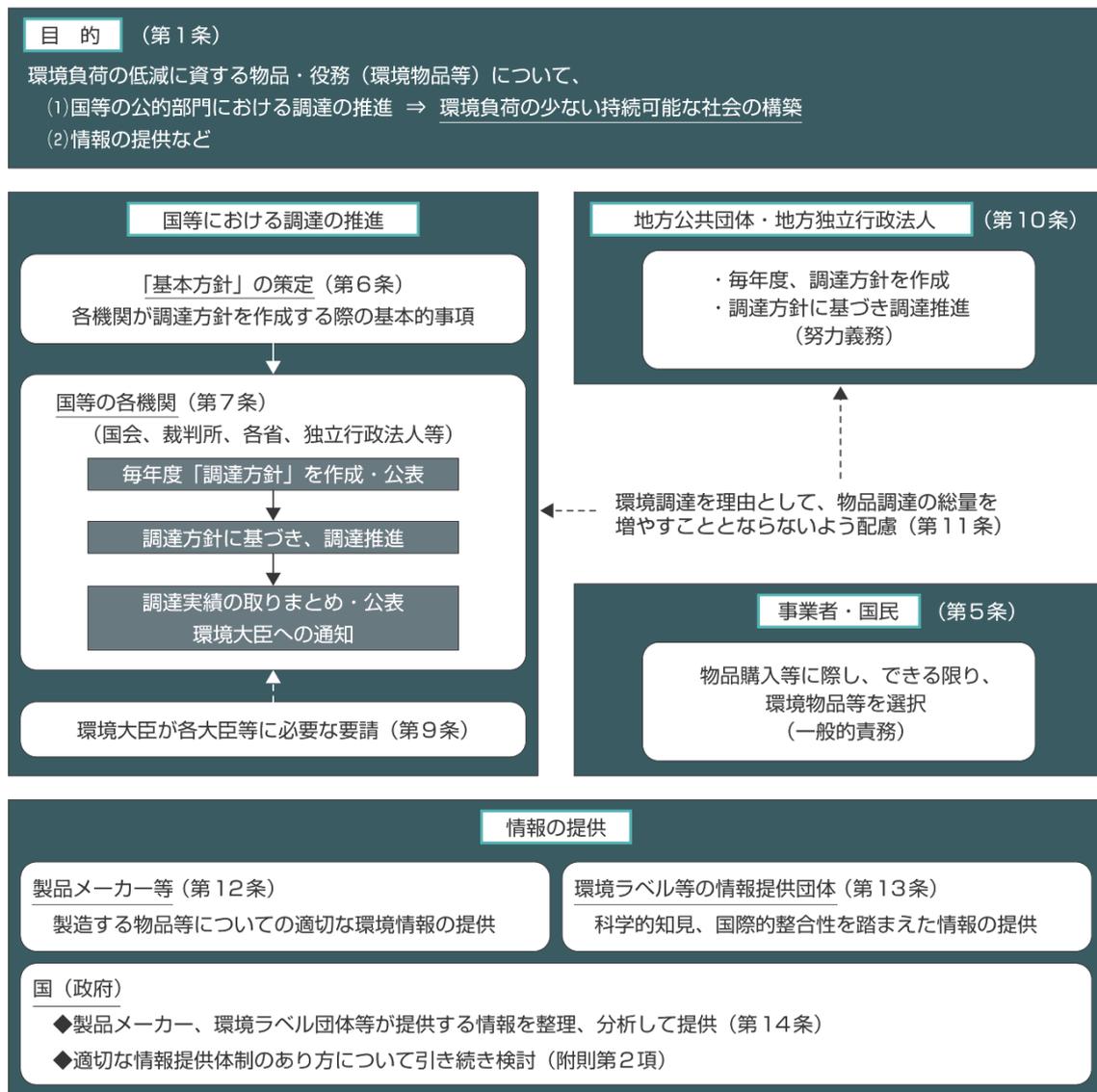
資料：環境省

図 2-17 家庭系パソコン回収の基本的仕組み

(10) グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成12年に成立した法律です。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としています。



資料：環境省

図 2-18 グリーン購入法の仕組み

Ⅲ. 一般廃棄物処理施設の整備状況

(1) 沖縄県内の「ごみ焼却施設」整備状況

沖縄県内の市町村および一部事務組合において整備されている「ごみ焼却施設」は、平成25年3月現在沖縄本島に13施設、離島に20施設、沖縄県全体では30施設となっています。

表 3-1 沖縄県内の「ごみ焼却施設」整備状況(本島)

	実施主体 [施設名称]	構成市町村	規模	処理方式	着工年月
		所在地	炉の形態		竣工年月
本島	1 名護市 [名護市環境センター]	名護市	40t/日	機械化パッチ	S51. 11
		名護市字茂佐1710-3	20 t / 8 h × 2 基		S52. 12
	2 国頭村 [国頭村環境センター]	国頭村	15t/日	機械化パッチ	S57. 9
		国頭村字辺土名山地名原479-1外13	7.5 t / 8 h × 2 基		S58. 3
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合 [環境美化センター]	本部町、今帰仁村	40t/日	機械化パッチ	H 7. 9
		本部町字北里182	20 t / 8 h × 2 炉		H10. 3
	4 中部北環境施設組合 [美島環境クリーンセンター]	うるま市、恩納村	166t/日	直接熔融	H14. 2
		うるま市具志川字栄野比1211-6	83 t / 24 h × 2 基		H16. 9
	5 金武地区消防清掃組合 [金武地区清掃センター]	金武町、宜野座村	20t/日	機械化パッチ	S59. 2
		宜野座村字漢那2536-23	10 t / 8 h × 2 基		S60. 12
	6 比謝川行政事務組合 [環境美化センター]	嘉手納町、読谷村	70t/日	準連続	H 7. 2
		嘉手納町字久得242-1	35 t / 16 h × 2 炉		H10. 3
	7 倉浜衛生施設組合 [エコトピア池原]	沖縄市、宜野湾市、北谷町	309t/日	全連続	S55. 10
沖縄市字池原3394		103 t / 24 h × 3 炉		S57. 3	
8 中城村北中城村清掃事務組合 [中城青葉苑]	中城村、北中城村	40t/日	全連続	H12. 12	
	中城村字伊舎堂当原787外	20 t / 24 h × 2 基		H15. 5	
9 那覇市・南風原町環境施設組合 [那覇・南風原クリーンセンター]	那覇市、南風原町	450t/日	全連続	H15. 2	
	南風原町字新川650	150 t / 24 h × 3 基		H18. 3	
10 浦添市 [浦添市クリーンセンター]	浦添市	150t/日	全連続	S55. 10	
	浦添市字勢理客555-25	75 t / 24 h × 2 基		S57. 12	
11 東部清掃施設組合 [清掃工場]	西原町、与那原町、南城市(佐敷)	98t/日	全連続	S58. 4	
	与那原町字板良敷1612	49 t 16 h × 2 炉		S60. 3	
12 島尻消防清掃組合 [島尻環境美化センター]	南城市、八重瀬町	40t/日	機械化パッチ	S51. 8	
	南城市玉城字奥武字和城原996	20 t / 8 h × 2 炉		S55. 3	
13 糸満市豊見城市清掃施設組合 [糸豊環境美化センター]	糸満市、豊見城市	200t/日	全連続	H 7. 12	
	糸満市字東里74-1	100 t / 24 h × 2 炉		H10. 3	

※資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県 環境生活部 環境整備課

表 3-2 沖縄県内の「ごみ焼却施設」整備状況(離島)

	実施主体 [施設名称]	構成市町村	規模	処理方式	着工年月
		所在地	炉の形態		竣工年月
離 島	1 伊江村 [伊江村 E&C センター]	伊江村	7t/日	機械化バッチ	H14. 10
		伊江村字東江上カダ原2788外	7 t /8 h ×1 炉		H16. 2
	2 久米島町 [久米島クリーンセンター]	久米島町	20t/日	機械化バッチ	S63. 10
		久米島町字阿嘉297-133	10 t /8 h ×2 基		H 2. 3
	3 渡嘉敷村 渡嘉敷グリーンセンター	渡嘉敷村	4t/日	機械化バッチ	H10. 9
		渡嘉敷村字渡嘉敷1845	4 t /8 h ×1 炉		H11. 7
	4 座間味村 [阿嘉島クリーンセンター]	座間味村 (阿嘉島)	3t/日	機械化バッチ	H 9. 4
		座間味村阿嘉島地内	3 t /8 h ×1 炉		H10. 3
	5 座間味村 [座間味村クリーンセンター]	座間味村	4t/日	ガス化熔融	H14. 12
		座間味村字座間味牧治地内	4 t /8 h ×1 炉		H15. 8
	6 粟国村 [粟国村ごみ処理施設]	粟国村	3t/日	機械化バッチ	H15. 6
		粟国村草戸原2334	3 t /8 h ×1 炉		H16. 3
	7 渡名喜村 [渡名喜村ごみ焼却施設]	渡名喜村	2t/日	ガス化熔融	H14. 3
		渡名喜村高田地内	2 t /8 h ×1 炉		H15. 3
	8 南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村	3t/日	機械化バッチ	H10. 12
		南大東村字池之沢1-1	3 t /8 h ×1 炉		H12. 5
	9 北大東村 [うふあがりクリーンセンター]	北大東村	2t/日	機械化バッチ	H12. 12
		北大東村字南211-1	2 t /8 h ×1 炉		H14. 3
	10 宮古島市 [ごみ処理施設 平良工場]	宮古島市	60t/日	准連続	S51. 9
		宮古島市平良字西仲宗根565-1	30 t /16 h ×2 基		S52. 7
11 多良間村 [クリーンセンターたらま]	多良間村	3t/日	機械化バッチ	H11. 9	
	多良間村字仲筋1624-2	3 t /8 h ×1 炉		H12. 5	
12 石垣市 [石垣市クリーンセンター]	石垣市	80t/日	准連続	H 7. 3	
	石垣市字平得大俣1273-439	40 t /16 h ×2 炉		H 9. 10	
13 伊平屋村 [伊平屋村クリーンセンター]	伊平屋村	3t/日	機械化バッチ +廃熔融	H16. 1	
	伊平屋村田茂原地内	3 t /8 h ×1 炉		H17. 5	
14 竹富町 [波照間島ごみ焼却施設]	竹富町(波照間島)	0.4t/日	ガス化燃焼	H16. 1	
	竹富町字波照間島4969-1	0.4 t /8 h ×1 炉		H17. 5	
15 竹富町 [黒島ごみ焼却施設]	竹富町(黒島)	0.4t/日	ガス化燃焼	H16. 1	
	竹富町字黒島2601	0.4 t /8 h ×1 炉		H17. 5	
16 竹富町 [竹富島ごみ焼却施設]	竹富町(竹富島)	0.4t/日	ガス化燃焼	H18. 9	
	竹富町字竹富878	0.4 t /8 h ×1 炉		H19. 3	
17 竹富町 [小浜島ごみ焼却施設]	竹富町(小浜島)	0.5t/日	ガス化燃焼	H18. 9	
	竹富町字波照間4969-1	0.5 t /8 h ×1 炉		H19. 3	
18 竹富町 [鳩間島ごみ焼却施設]	竹富町(鳩間島)	0.4t/日	ガス化燃焼	H20. 11	
	竹富町字鳩間地内	0.4 t /8 h ×1 炉		H21. 5	
19 竹富町 [西表島ごみ焼却施設]	竹富町(西表島)	1.5t/日	ガス化燃焼	H21. 12	
	竹富町字高那地内	1.5 t /8 h ×1 炉		H23. 1	
20 伊是名村	伊是名村	3t/日	機械化バッチ	H22. 7	
	伊是名村字勢理客3630	3 t /8 h ×1 炉		H24. 1	

※資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県 環境生活部 環境整備課

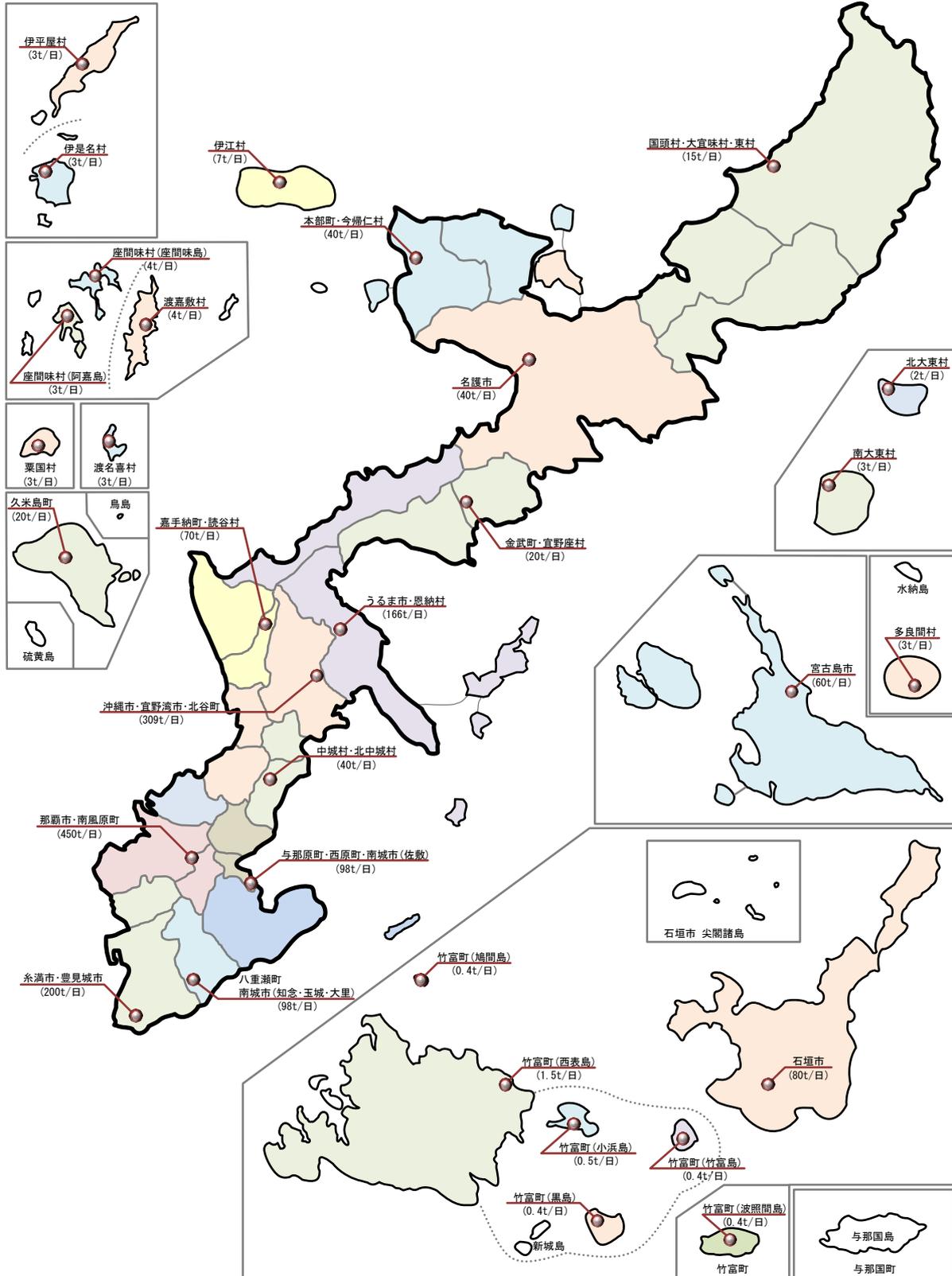


図 3-1 沖縄県内の「ごみ焼却施設」整備状況

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県 環境生活部 環境整備課

(2) 沖縄県内の「最終処分場」整備状況

沖縄県内の市町村および一部事務組合において整備されている「管理型一般廃棄物最終処分場」は、平成25年3月現在20施設となっています。

表 3-3 沖縄県内の「最終処分場」整備状況

	実施主体 [施設名称]	埋立 場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地 面積 (m ²)	全体 容量 (m ³)
1	恩納村 [恩納村一般廃棄物最終処分場]	山間	不燃ごみ・粗大ごみ・焼却残渣	H 3	12,300	100,000
2	伊江村 [伊江村一般廃棄物最終処分場]	平地	可燃ごみ・不燃ごみ・直般ごみ	H 3	25,382	72,400
3	宮古島市 [平良一般廃棄物最終処分場]	平地	破碎ごみ・焼却残渣	H 6	10,600	81,000
4	宮古島市 [川満一般廃棄物最終処分場]	平地	粗大ごみ・破碎ごみ・焼却残渣	H 9	7,000	52,000
5	名護市 [名護一般廃棄物最終処分場]	山間	不燃ごみ・直般ごみ・粗大ごみ 焼却残渣	H 7	20,000	185,000
6	倉浜衛生施設組合 [一般廃棄物最終処分場]	平地	破碎ごみ・焼却残渣	H 9	38,000	400,000
7	石垣市 [石垣市一般廃棄物最終処分場]	平地	不燃ごみ・資源ごみ・直搬ごみ 粗大ごみ・破碎ごみ・焼却残渣	H11	15,200	140,000
8	粟国村 [粟国村一般廃棄物処理施設]	平地	不燃ごみ・粗大ごみ・破碎ごみ 焼却残渣	H12	6,000	15,000
9	渡嘉敷村 [渡嘉敷グリーンセンター]	平地	破碎ごみ・焼却残渣	H14	3,000	15,000
10	多良間村 [多良間村一般廃棄物最終処分場]	平地	不燃ごみ・粗大ごみ・破碎ごみ 焼却残渣	H14	3,000	10,000
11	久米島町 [久米島町一般廃棄物最終処分場]	山間	不燃ごみ・粗大ごみ・破碎ごみ 焼却残渣	H16	5,000	25,000
12	国頭地区行政事務組合 [やんばる美化センター]	山間	不燃ごみ・粗大ごみ・焼却残渣	H18	7,200	45,000
13	竹富町 [竹富町リサイクルセンター]	平地	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 焼却残渣	H18	4,300	22,000
14	伊是名村 [伊是名村環境美化センター]	平地	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 焼却残渣	H18	2,500	11,000
15	与那国町 [与那国町リサイクルセンター]	平地	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 焼却残渣・その他	H19	3,000	11,000
16	那覇市・南風原町環境施設組合 [那覇エコアイランド]	海面	処理飛灰・選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	93,500
17	比謝川行政事務組合 [一般廃棄物最終処分場]	平地	焼却残渣・処理飛灰・破碎ごみ	H20	15,650	155,000
18	本部町今帰仁村清掃施設組合 [一般廃棄物最終処分場]	山間	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ 焼却残渣	H21	88,000	67,000
19	北大東村 [一般廃棄物最終処分場]	平地	不燃ごみ・粗大ごみ・焼却残渣	H21	900	2,000
20	南大東村 [南大東村エコセンター]	平地	焼却残渣・破碎不燃物	H21	1,406	4,500

※資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県 環境生活部 環境整備課

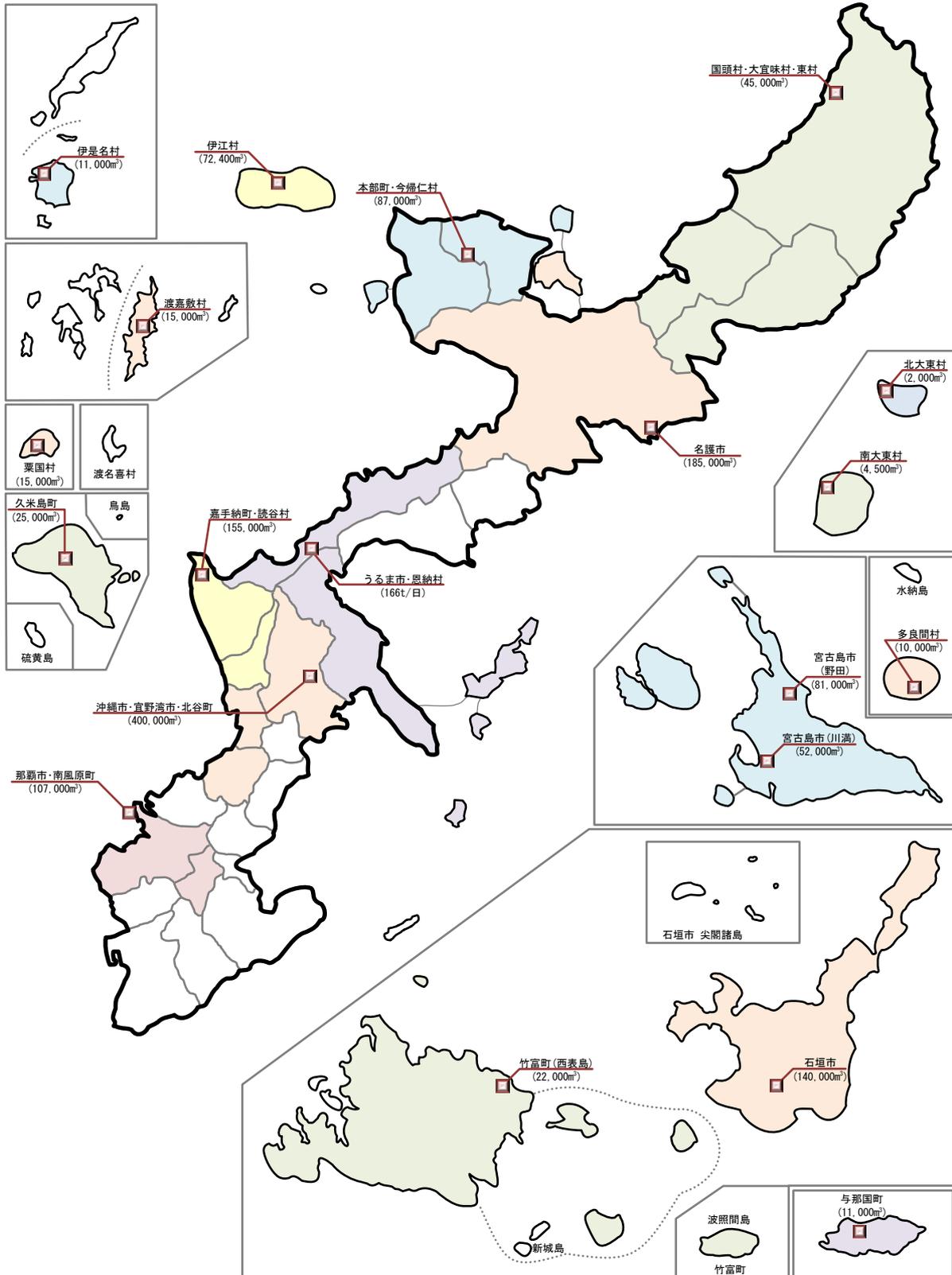


図 3-2 沖縄県内の「最終処分場」整備状況

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県 環境生活部 環境整備課

(3) 沖縄県内の「し尿処理施設」整備状況

沖縄県内の市町村および一部事務組合において整備されている「し尿処理施設」は、平成25年3月現在12施設となっています。

表 3-4 沖縄県内の「し尿処理施設」整備状況

実施主体		構成市町村	規模 (kL/日)	処理方式	着工年月	竣工年月
1	石垣市	石垣市	25	嫌消	S46.6	S47.6
2	名護市	名護市	40	二段活	S47.8	S48.3
3	東部清掃施設組合	南城市(佐敷)、与那原町 西原町	30	嫌消	S48.8	S49.1
4	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	〃	S49.9	S50.5
5	倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	〃	S51.3	S52.2
6	中城村北中城村 清掃事務組合	中城村、北中城村	30	〃	S52.2	S53.2
7	中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、読谷村	80	二段活 (低希釈)	S53.3	S55.6
8	糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市、豊見城市	65	〃	S55.12	S57.3
9	宮古島市(伊良部)	宮古島市(伊良部)	10	好気性 (低希釈)	S56.1	S58.3
10	多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	S57.11	S58.3
11	宮古島市	宮古島市	30	好気性 (高負荷)	S60.4	S61.3
12	島尻消防・清掃組合	南城市(玉城、大里、知念) 八重瀬町	30	二段活 (低希釈)	S61.2	S62.9

※資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県 環境生活部 環境整備課

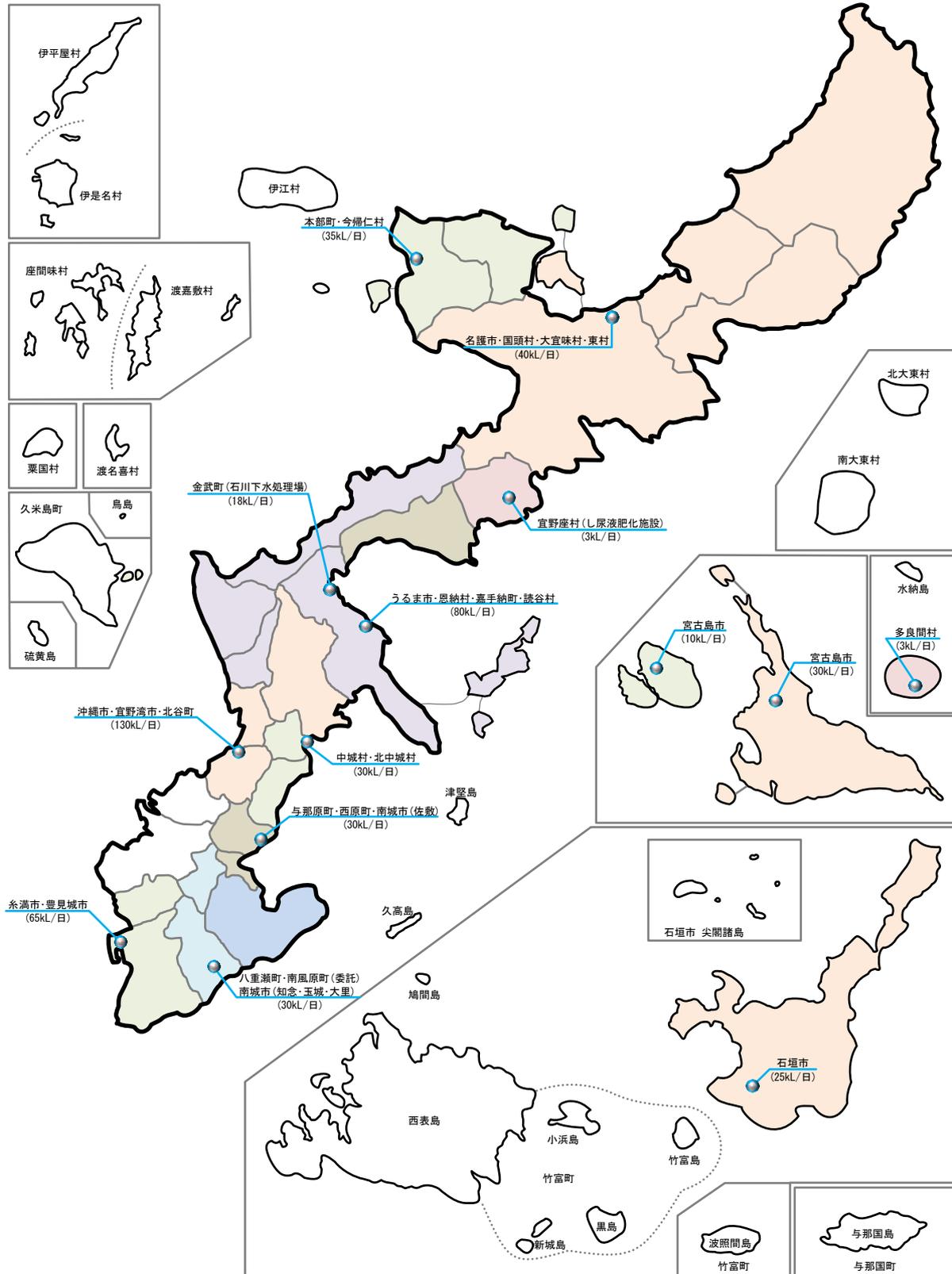


図 3-3 沖縄県内の「し尿処理施設」整備状況

資料：「廃棄物対策の概要」沖縄県 環境生活部 環境整備課

IV. ごみ排出量の予測

(倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画 平成24年10月 抜粋)

(1) 人口の将来予測

人口の将来予測は、10年間の実績値(平成14～23年度 各年度3月末日の住民基本台帳人口+外国人登録者)の実績値をもとにトレンド法により予測を行い、各予測式の平均値が採用されています。

また、キャンプ桑江北側地区の開発人口として、北谷町一般廃棄物処理基本計画(平成19年3月)の推計人口を用いています。

表4-1 「人口」の将来予測結果

(単位：人)

年 度	実績値	トレンド法						開発人口	将来人口
		一次式	指数式	べき乗式	対数式	二次式	平均値		
平成14年度	26,461	—	—	—	—	—	—	—	
平成15年度	26,758	—	—	—	—	—	—	—	
平成16年度	26,964	—	—	—	—	—	—	—	
平成17年度	27,134	—	—	—	—	—	—	—	
平成18年度	27,272	—	—	—	—	—	—	—	
平成19年度	27,342	—	—	—	—	—	—	—	
平成20年度	27,515	—	—	—	—	—	—	—	
平成21年度	27,607	—	—	—	—	—	—	—	
平成22年度	27,959	—	—	—	—	—	—	—	
平成23年度	28,252	—	—	—	—	—	—	—	
平成24年度	—	28,427	28,434	28,392	28,387	28,455	28,419	920	29,339
平成25年度	—	28,603	28,617	28,527	28,517	28,664	28,586	1,840	30,426
平成26年度	—	28,778	28,801	28,658	28,642	28,879	28,752	2,760	31,512
平成27年度	—	28,954	28,987	28,784	28,762	29,099	28,917	2,852	31,769
平成28年度	—	29,129	29,174	28,906	28,877	29,325	29,082	2,944	32,026
平成29年度	—	29,305	29,361	29,024	28,989	29,556	29,247	3,036	32,283
平成30年度	—	29,480	29,551	29,139	29,096	29,793	29,412	3,128	32,540
平成31年度	—	29,656	29,741	29,250	29,201	30,036	29,577	3,220	32,797
平成32年度	—	29,831	29,932	29,358	29,301	30,284	29,741	3,312	33,053
平成33年度	—	30,007	30,125	29,464	29,399	30,538	29,907	3,404	33,311
平成34年度	—	30,182	30,319	29,566	29,494	30,797	30,072	3,496	33,568
平成35年度	—	30,358	30,515	29,666	29,586	31,062	30,237	3,588	33,825
平成36年度	—	30,533	30,711	29,763	29,676	31,333	30,403	3,680	34,083
平成37年度	—	30,709	30,909	29,858	29,763	31,609	30,570	3,772	34,342
平成38年度	—	30,884	31,108	29,951	29,848	31,891	30,736	3,864	34,600

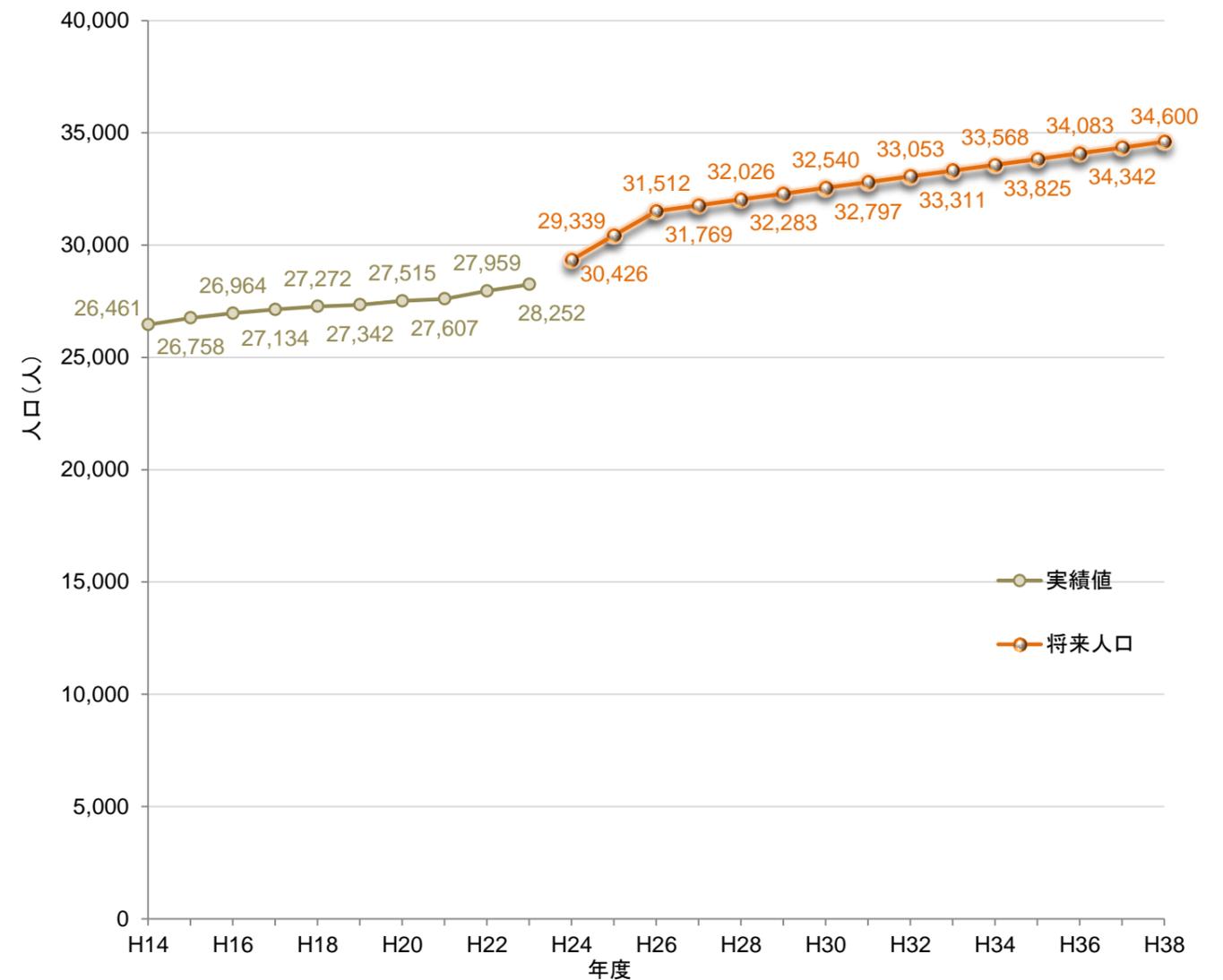


図4-1 人口の将来予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画」(平成24年10月)抜粋

(2) 事業所数の将来予測

事業所数は、平成9年度から18年度の実績値をもとにトレンド法により予測が行われています。

予測に用いた事業所数の実績値は、平成8年度、11年度、13年度、16年度、18年度のみ把握されているため、その他の年度の事業所数については、補間されています。

また、二次式の予測結果が、大きく減少傾向を示しているため、二次式を除いた各予測式の平均値が採用されています。

表4-2「事業所数」の将来予測結果

(単位：事業所)

事業所数	実績値	補間値	トレンド法					将来事業所数
			一次式	指数式	べき乗式	対数式	二次式	
平成8年度	1,176	—	—	—	—	—	—	—
平成9年度	—	1,208	—	—	—	—	—	—
平成10年度	—	1,240	—	—	—	—	—	—
平成11年度	1,272	—	—	—	—	—	—	—
平成12年度	—	1,346	—	—	—	—	—	—
平成13年度	1,419	—	—	—	—	—	—	—
平成14年度	—	1,430	—	—	—	—	—	—
平成15年度	—	1,441	—	—	—	—	—	—
平成16年度	1,452	—	—	—	—	—	—	—
平成17年度	—	1,434	—	—	—	—	—	—
平成18年度	1,416	—	—	—	—	—	—	—
平成19年度	—	—	1,443	1,445	1,437	1,436	1,390	1,440
平成20年度	—	—	1,470	1,474	1,457	1,454	1,354	1,464
平成21年度	—	—	1,496	1,504	1,477	1,472	1,307	1,487
平成22年度	—	—	1,523	1,535	1,496	1,489	1,250	1,511
平成23年度	—	—	1,550	1,566	1,514	1,505	1,182	1,534
平成24年度	—	—	1,577	1,598	1,532	1,521	1,103	1,557
平成25年度	—	—	1,604	1,630	1,549	1,536	1,014	1,580
平成26年度	—	—	1,631	1,663	1,566	1,550	915	1,603
平成27年度	—	—	1,657	1,697	1,582	1,564	805	1,625
平成28年度	—	—	1,684	1,732	1,598	1,577	685	1,648
平成29年度	—	—	1,711	1,767	1,614	1,590	554	1,671
平成30年度	—	—	1,738	1,803	1,629	1,602	412	1,693
平成31年度	—	—	1,765	1,840	1,643	1,614	260	1,716
平成32年度	—	—	1,792	1,877	1,658	1,626	97	1,738
平成33年度	—	—	1,818	1,915	1,672	1,637	-76	1,761
平成34年度	—	—	1,845	1,954	1,686	1,648	-259	1,783
平成35年度	—	—	1,872	1,994	1,699	1,659	-454	1,806
平成36年度	—	—	1,899	2,034	1,712	1,669	-658	1,829
平成37年度	—	—	1,926	2,076	1,725	1,679	-873	1,852
平成38年度	—	—	1,952	2,118	1,738	1,689	-1,099	1,874

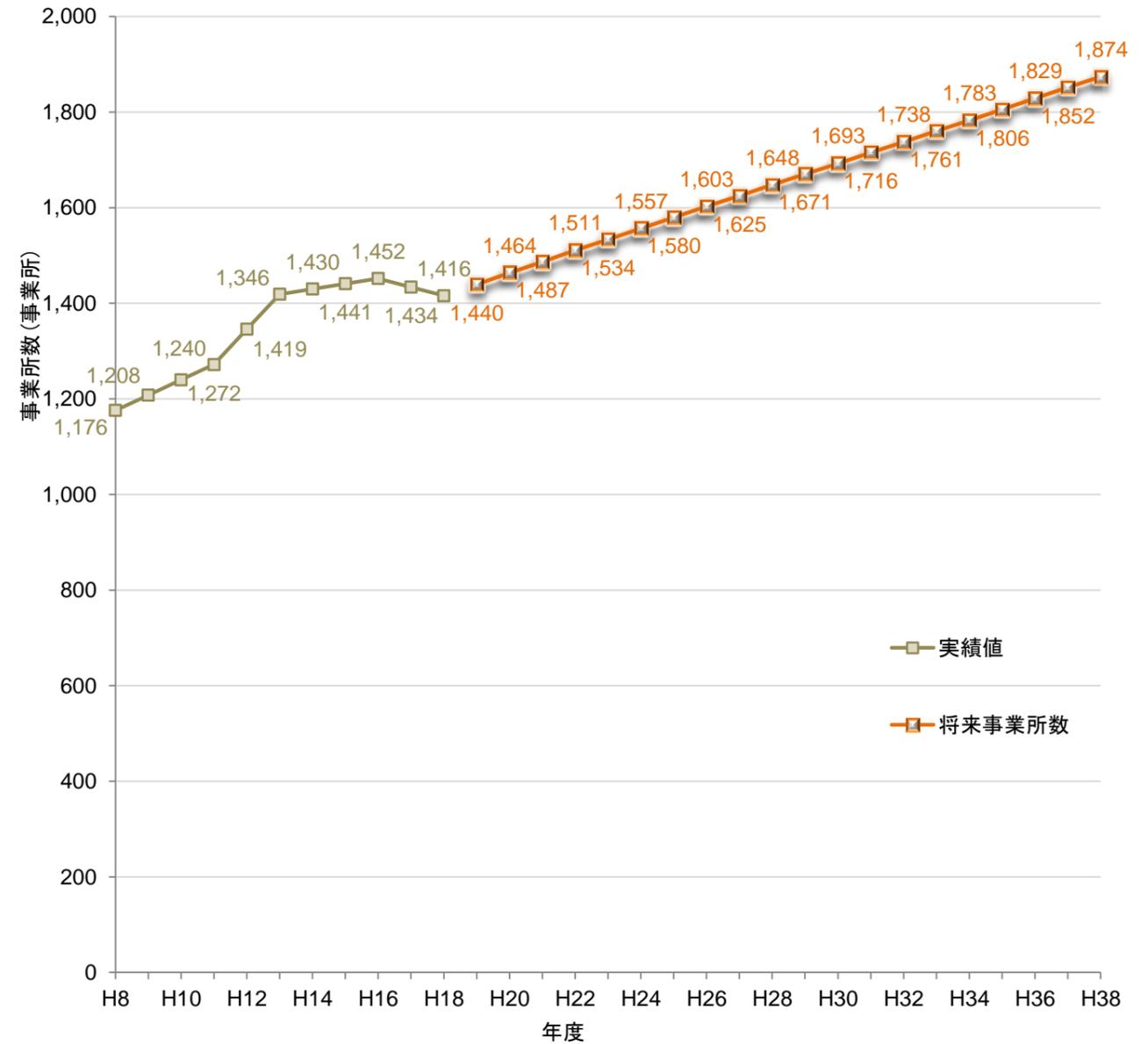


図4-2「事業所数」の将来予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画」（平成24年10月）抜粋

(3) 家庭系ごみの排出原単位(1人1日当たりの排出量)の将来予測

家庭系ごみの排出原単位(1人1日当たりの排出量)は、平成18年度から23年度の実績値のうち、推移が安定している平成20年度から23年度の実績値をもとにトレンド法により予測が行われています。

予測結果では、二次式が、大きく増加傾向を示しているため、二次式を除いた各予測式の平均値が採用されています。

表4-3「家庭系ごみ」の排出原単位 予測結果 (単位：g/人・日)

家庭系ごみ 排出原単位	実績値	トレンド法					予測結果
		一次式	指数式	べき乗式	対数式	二次式	
平成18年度	553.1	—	—	—	—	—	—
平成19年度	623.8	—	—	—	—	—	—
平成20年度	590.5	—	—	—	—	—	—
平成21年度	594.4	—	—	—	—	—	—
平成22年度	586.8	—	—	—	—	—	—
平成23年度	598.1	—	—	—	—	—	—
平成24年度	—	599.6	599.6	599.5	599.5	607.0	599.6
平成25年度	—	601.1	601.2	600.8	600.8	619.6	601.0
平成26年度	—	602.7	602.7	602.0	602.0	636.0	602.4
平成27年度	—	604.2	604.2	603.3	603.2	656.0	603.7
平成28年度	—	605.7	605.8	604.4	604.4	679.7	605.1
平成29年度	—	607.2	607.3	605.6	605.5	707.1	606.4
平成30年度	—	608.7	608.9	606.7	606.6	738.2	607.7
平成31年度	—	610.3	610.4	607.7	607.6	773.1	609.0
平成32年度	—	611.8	612.0	608.8	608.6	811.6	610.3
平成33年度	—	613.3	613.5	609.8	609.6	853.8	611.6
平成34年度	—	614.8	615.1	610.7	610.6	899.7	612.8
平成35年度	—	616.3	616.7	611.7	611.5	949.3	614.1
平成36年度	—	617.9	618.3	612.6	612.4	1,002.7	615.3
平成37年度	—	619.4	619.8	613.5	613.3	1,059.7	616.5
平成38年度	—	620.9	621.4	614.4	614.1	1,120.4	617.7

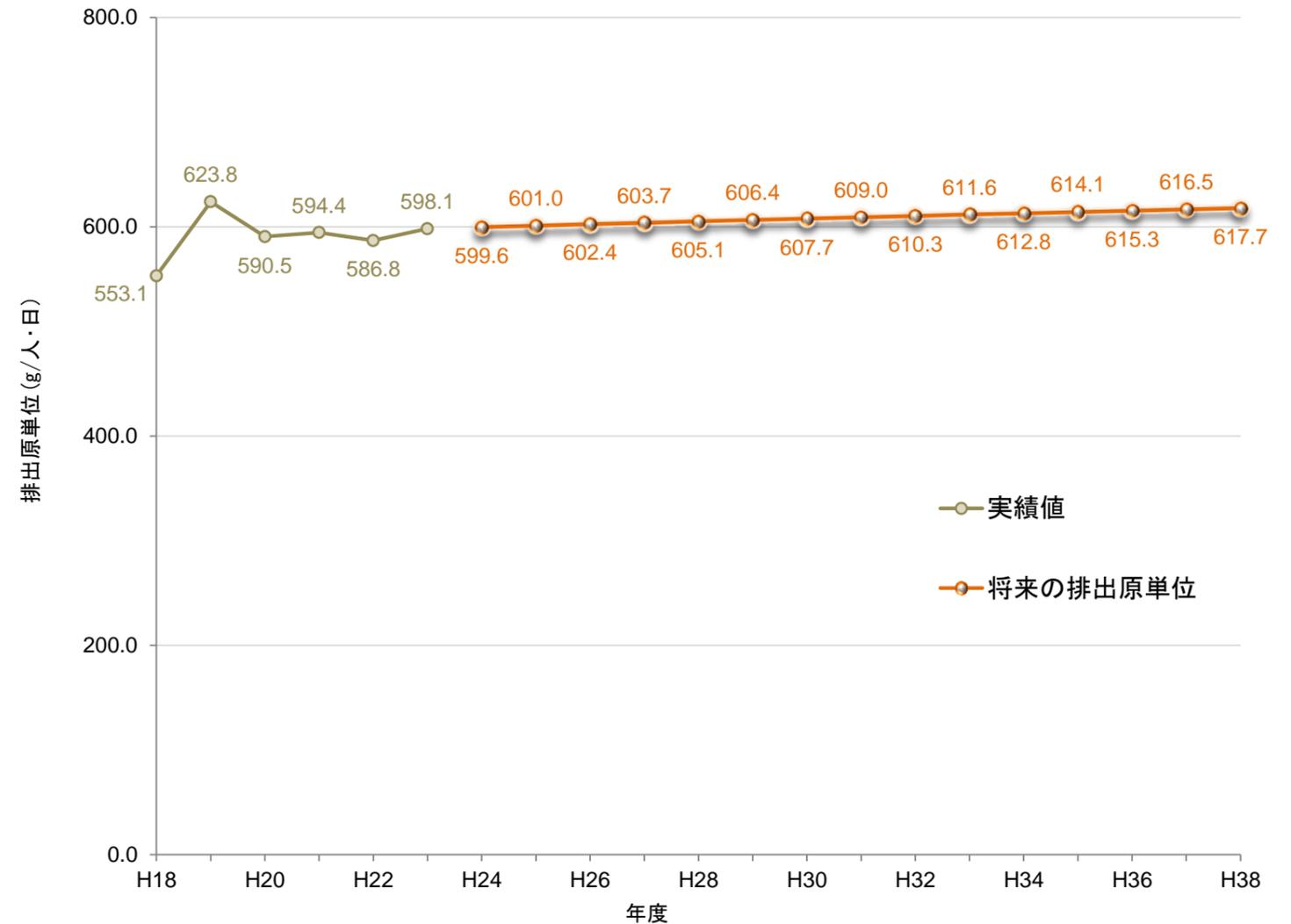


図4-3「家庭系ごみ」の排出原単位 予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画」(平成24年10月)抜粋

(4) 事業系ごみの排出原単位(1事業所当たりの排出量)の将来予測

事業系ごみの排出原単位(1事業所当たりの排出量)は、平成18年度から23年度の実績値のうち、推移が安定している平成20年度から23年度の実績値をもとにトレンド法により予測が行われています。

予測結果では、各予測式の平均値が採用されています。

表4-4「事業系ごみ」の排出原単位 将来予測結果

(単位：t/事業所)

事業系ごみ 排出原単位	実績値	トレンド法					予測結果
		一次式	指数式	べき乗式	対数式	二次式	
平成18年度	3.76	—	—	—	—	—	—
平成19年度	3.92	—	—	—	—	—	—
平成20年度	3.56	—	—	—	—	—	—
平成21年度	3.58	—	—	—	—	—	—
平成22年度	3.50	—	—	—	—	—	—
平成23年度	3.52	—	—	—	—	—	—
平成24年度	—	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50	3.50
平成25年度	—	3.48	3.48	3.48	3.48	3.48	3.48
平成26年度	—	3.46	3.46	3.47	3.47	3.46	3.47
平成27年度	—	3.44	3.44	3.45	3.45	3.44	3.45
平成28年度	—	3.42	3.42	3.44	3.44	3.42	3.43
平成29年度	—	3.40	3.40	3.42	3.42	3.40	3.41
平成30年度	—	3.38	3.38	3.41	3.41	3.38	3.40
平成31年度	—	3.36	3.36	3.39	3.39	3.36	3.38
平成32年度	—	3.34	3.35	3.38	3.38	3.34	3.36
平成33年度	—	3.32	3.33	3.37	3.37	3.32	3.35
平成34年度	—	3.30	3.31	3.36	3.35	3.30	3.33
平成35年度	—	3.28	3.29	3.35	3.34	3.28	3.32
平成36年度	—	3.26	3.27	3.33	3.33	3.26	3.30
平成37年度	—	3.24	3.25	3.32	3.32	3.24	3.28
平成38年度	—	3.22	3.23	3.31	3.30	3.22	3.27

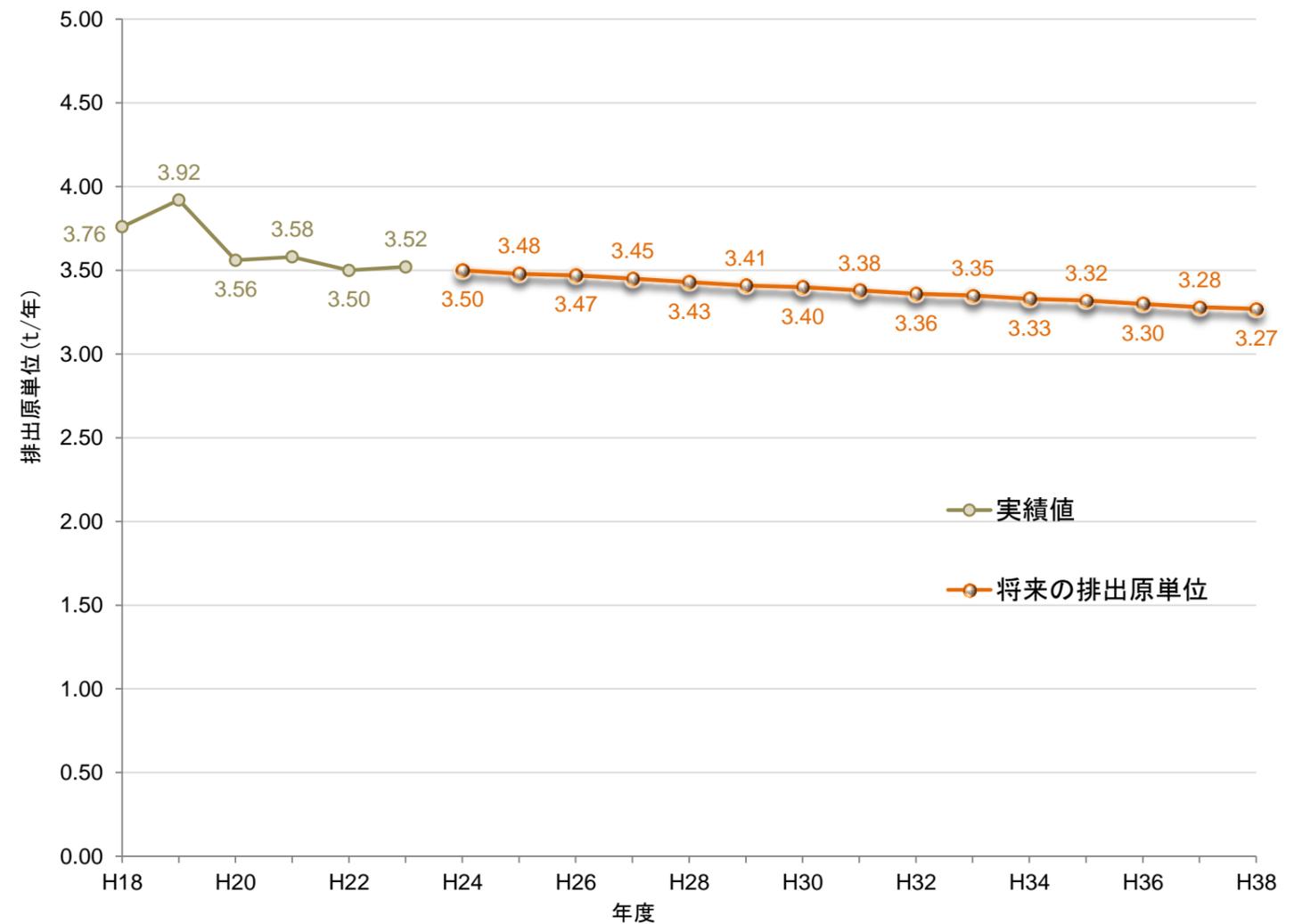


図4-4「事業系ごみ」の排出原単位 将来予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画」(平成24年10月)抜粋

(5) ごみ排出量の将来予測

ごみ排出量は、予測を行った「人口」および「事業所数」にそれぞれの「排出原単位」を乗じて予測が行われています。

表 4-5 「ごみ排出量」の将来予測結果

ごみ排出量 将来予測	家庭系ごみの排出量			事業系ごみの排出量			集団 回収 (t)	ごみ総 排出量 (t)
	人口 (人)	排出 原単位 (g/人・日)	家庭系 (t)	事業所数 (事業所)	排出 原単位 (t/事業所)	事業系 (t)		
平成 18 年度	27,272	553.1	5,506	1,416	3.76	5,326	4	10,836
平成 19 年度	27,342	623.8	6,225	1,440	3.92	5,647	8	11,880
平成 20 年度	27,515	590.5	5,930	1,464	3.56	5,214	19	11,163
平成 21 年度	27,607	594.4	5,990	1,487	3.58	5,329	9	11,328
平成 22 年度	27,959	586.8	5,988	1,511	3.50	5,294	0	11,282
平成 23 年度	28,252	598.1	6,168	1,534	3.52	5,393	0	11,561
平成 24 年度	29,339	599.6	6,421	1,557	3.50	5,450	0	11,871
平成 25 年度	30,426	601.0	6,674	1,580	3.48	5,498	0	12,172
平成 26 年度	31,512	602.4	6,929	1,603	3.47	5,562	0	12,491
平成 27 年度	31,769	603.7	7,000	1,625	3.45	5,606	0	12,606
平成 28 年度	32,026	605.1	7,073	1,648	3.43	5,653	0	12,726
平成 29 年度	32,283	606.4	7,145	1,671	3.41	5,698	0	12,843
平成 30 年度	32,540	607.7	7,218	1,693	3.40	5,756	0	12,974
平成 31 年度	32,797	609.0	7,290	1,716	3.38	5,800	0	13,090
平成 32 年度	33,053	610.3	7,363	1,738	3.36	5,840	0	13,203
平成 33 年度	33,311	611.6	7,436	1,761	3.35	5,899	0	13,335
平成 34 年度	33,568	612.8	7,508	1,783	3.33	5,937	0	13,445
平成 35 年度	33,825	614.1	7,582	1,806	3.32	5,996	0	13,578
平成 36 年度	34,083	615.3	7,655	1,829	3.30	6,036	0	13,691
平成 37 年度	34,342	616.5	7,728	1,852	3.28	6,075	0	13,803
平成 38 年度	34,600	617.7	7,801	1,874	3.27	6,128	0	13,929

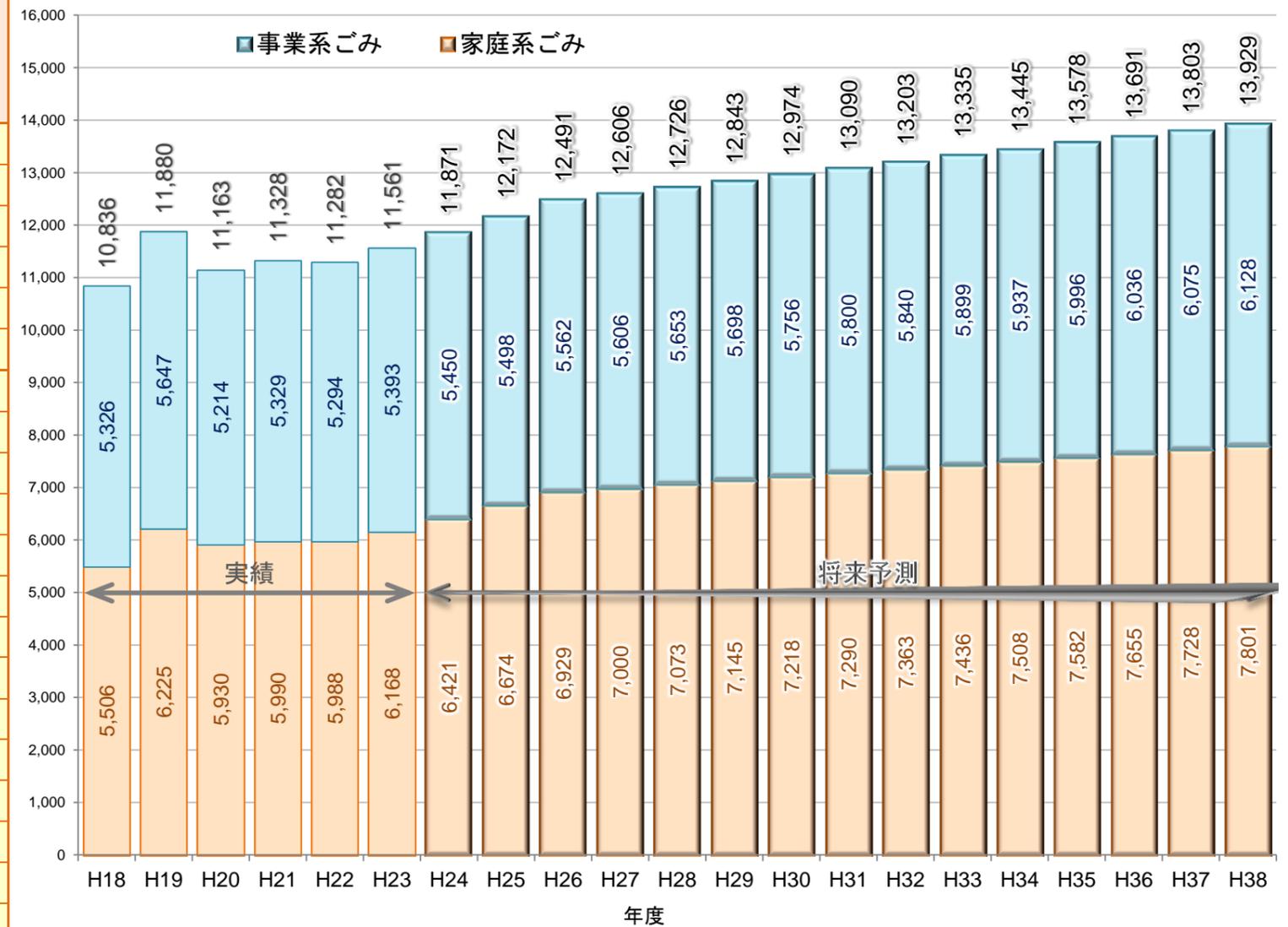


図 4-5 「ごみ排出量」の将来予測結果

※資料：倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画」(平成 24 年 10 月) 抜粋

V. 北谷町の減量化目標値(詳細資料)

北谷町の減量化目標値については、「倉浜衛生施設組合 ごみ処理基本計画」(平成24年10月)において、国、沖縄県の減量化目標値を踏まえ設定されています。「排出量」の目標の設定は、倉浜衛生施設組合管内(沖縄市、宜野湾市、北谷町)の人口や事業所が増加傾向にあることから、排出量を指標とした評価が難しいため、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」の排出原単位を指標としています。

『倉浜衛生施設組合』の一般廃棄物の減量化目標値 【排出抑制の目標】

- ・平成27年度の「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」の排出原単位を平成20年度と同程度に抑制する。
- ・倉浜衛生施設組合ごみ処理基本計画の目標年次である平成38年度までは平成27年度の排出原単位を維持する。

表 5-1 倉浜衛生施設組合 人口 (単位:人)

年度	沖縄市	宜野湾市	北谷町	合計 ①
平成14年度	129,865	88,190	26,461	244,516
平成15年度	131,394	88,670	26,758	246,822
平成16年度	130,967	89,427	26,964	247,358
平成17年度	132,079	89,967	27,134	249,180
平成18年度	133,067	90,924	27,272	251,263
平成19年度	133,874	91,498	27,342	252,714
平成20年度	134,494	92,210	27,515	254,219
平成21年度	135,348	92,994	27,607	255,949
平成22年度	136,171	93,368	27,959	257,498
平成23年度	137,587	94,715	28,252	260,554
平成24年度	138,373	95,390	29,339	263,102
平成25年度	139,160	96,061	30,426	265,647
平成26年度	139,947	96,731	31,512	268,190
平成27年度	140,737	97,398	31,769	269,904
平成28年度	141,529	98,065	32,026	271,620
平成29年度	142,324	98,730	32,283	273,337
平成30年度	143,122	99,396	32,540	275,058
平成31年度	143,925	100,061	32,797	276,783
平成32年度	144,731	100,727	33,053	278,511
平成33年度	145,543	101,394	33,311	280,248
平成34年度	146,359	102,062	33,568	281,989
平成35年度	147,181	102,730	33,825	283,736
平成36年度	148,008	103,400	34,083	285,491
平成37年度	148,841	104,073	34,342	287,256
平成38年度	149,680	104,747	34,600	289,027

表 5-2 倉浜衛生施設組合「家庭系ごみ」の排出量(現状)

沖縄市 (t/年)	宜野湾市 (t/年)	北谷町 (t/年)	合計 (t/年) ②	排出原単位 (g/人・日) ③
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
28,192	16,947	5,506	50,645	552.2
28,022	16,829	6,225	51,076	553.7
27,085	16,274	5,930	49,289	531.2
28,598	16,658	5,990	51,246	548.5
27,865	16,941	5,988	50,794	540.4
29,034	17,569	6,168	52,771	554.9
29,162	17,670	6,421	53,253	554.5
29,298	17,770	6,674	53,742	554.3
29,428	17,865	6,929	54,222	553.9
29,563	17,964	7,000	54,527	553.5
29,698	18,062	7,073	54,833	553.1
29,834	18,159	7,145	55,138	552.7
29,970	18,259	7,218	55,447	552.3
30,106	18,356	7,290	55,752	551.9
30,243	18,456	7,363	56,062	551.5
30,381	18,553	7,436	56,370	551.1
30,525	18,652	7,508	56,685	550.7
30,664	18,752	7,582	56,998	550.4
30,809	18,852	7,655	57,316	550.0
30,950	18,952	7,728	57,630	549.7
31,097	19,051	7,801	57,949	549.3

表 5-3 倉浜衛生施設組合「家庭系ごみ」の排出量 目標値

排出原単位 (g/人・日) ④	排出量 (t/年) ⑤	削減量 (t/年) ⑥
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
554.9	—	—
549.0	52,722	531
543.1	52,660	1,082
537.1	52,576	1,646
531.2	52,331	2,196
531.2	52,664	2,169
531.2	52,997	2,141
531.2	53,330	2,117
531.2	53,665	2,087
531.2	54,000	2,062
531.2	54,337	2,033
531.2	54,674	2,011
531.2	55,013	1,985
531.2	55,353	1,963
531.2	55,695	1,935
531.2	56,039	1,910

③ = (② ÷ ①) ÷ 365 日 × 1,000,000

⑤ = ① × ④ × 365 日 ÷ 1,000,000

⑥ = ② - ⑤

※資料：倉浜衛生施設組合「ごみ処理基本計画」(平成24年10月)抜粋

表 5-4 「家庭系ごみ」の【削減量】目標値

年 度	目標値【削減量】(t/年) ⑦		
	沖縄市	宜野湾市	北谷町
平成 24 年度	291	176	64
平成 25 年度	590	358	134
平成 26 年度	894	542	210
平成 27 年度	1,191	723	282
平成 28 年度	1,175	714	280
平成 29 年度 (中間年)	1,159	705	277
平成 30 年度	1,144	697	276
平成 31 年度	1,127	687	273
平成 32 年度	1,112	679	271
平成 33 年度	1,096	669	268
平成 34 年度 (目標年)	1,083	662	266
平成 35 年度	1,068	653	264
平成 36 年度	1,055	646	262
平成 37 年度	1,040	636	259
平成 38 年度	1,025	628	257

表 5-5 「家庭系ごみ」の【排出量】目標値

目標値【排出量】(t/年) ⑧			
沖縄市	宜野湾市	北谷町	合計
28,871	17,494	6,357	52,722
28,708	17,412	6,540	52,660
28,534	17,323	6,719	52,576
28,372	17,241	6,718	52,331
28,523	17,348	6,793	52,664
28,675	17,454	6,868	52,997
28,826	17,562	6,942	53,330
28,979	17,669	7,017	53,665
29,131	17,777	7,092	54,000
29,285	17,884	7,168	54,337
29,442	17,990	7,242	54,674
29,596	18,099	7,318	55,013
29,754	18,206	7,393	55,353
29,910	18,316	7,469	55,695
30,072	18,423	7,544	56,039

表 5-6 「家庭系ごみ」の【排出原単位】目標値

北谷町の目標値 家庭系ごみ【排出原単位】 ⑨
593.6 g/人・日
588.9 g/人・日
584.2 g/人・日
579.4 g/人・日
581.1 g/人・日
582.9 g/人・日
584.5 g/人・日
586.2 g/人・日
587.8 g/人・日
589.5 g/人・日
591.1 g/人・日
592.7 g/人・日
594.3 g/人・日
595.9 g/人・日
597.4 g/人・日

⑦：表 5-3⑥を沖縄市・宜野湾市・北谷町のごみ排出割合の実績値により按分。

⑧：表 5-2 の排出量(現状)から表 5-4 削減量を引いた値。

⑨：表 5-5 の北谷町の排出量(目標)と表 5-1 将来人口より算出。

表 5-7 倉浜衛生施設組合 事業所数

(単位：事業所)

年度		沖縄市	宜野湾市	北谷町	合計 ⑩
実績値	平成 14 年度	6,675	4,200	1,430	12,305
	平成 15 年度	6,507	4,138	1,441	12,086
	平成 16 年度	6,340	4,075	1,452	11,867
	平成 17 年度	6,489	4,020	1,434	11,943
	平成 18 年度	6,638	3,965	1,416	12,019
	平成 19 年度	6,544	3,928	1,440	11,912
	平成 20 年度	6,455	3,894	1,464	11,813
	平成 21 年度	6,372	3,861	1,487	11,720
	平成 22 年度	6,294	3,831	1,511	11,636
	平成 23 年度	6,221	3,802	1,534	11,557
予測値	平成 24 年度	6,151	3,774	1,557	11,482
	平成 25 年度	6,085	3,748	1,580	11,413
	平成 26 年度	6,022	3,722	1,603	11,347
	平成 27 年度	5,962	3,698	1,625	11,285
	平成 28 年度	5,905	3,675	1,648	11,228
	平成 29 年度	5,850	3,653	1,671	11,174
	平成 30 年度	5,798	3,632	1,693	11,123
	平成 31 年度	5,748	3,612	1,716	11,076
	平成 32 年度	5,700	3,592	1,738	11,030
	平成 33 年度	5,653	3,573	1,761	10,987
	平成 34 年度	5,609	3,555	1,783	10,947
	平成 35 年度	5,566	3,537	1,806	10,909
	平成 36 年度	5,525	3,520	1,829	10,874
	平成 37 年度	5,485	3,504	1,852	10,841
	平成 38 年度	5,446	3,488	1,874	10,808

表 5-8 倉浜衛生施設組合「事業系ごみ」の排出量(現状)

沖縄市 (t/年)	宜野湾市 (t/年)	北谷町 (t/年)	合計 (t/年) ⑪	排出原単位 (t/事業所) ⑫
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
12,716	8,372	5,326	26,414	2.20
12,487	8,349	5,647	26,483	2.22
12,000	7,915	5,214	25,129	2.13
13,136	7,890	5,329	26,355	2.25
12,903	7,720	5,294	25,917	2.23
13,153	7,798	5,393	26,344	2.28
13,163	7,737	5,450	26,350	2.29
13,144	7,721	5,498	26,363	2.31
13,188	7,667	5,562	26,417	2.33
13,176	7,655	5,606	26,437	2.34
13,168	7,607	5,653	26,428	2.35
13,163	7,562	5,698	26,423	2.36
13,161	7,555	5,756	26,472	2.38
13,220	7,513	5,800	26,533	2.40
13,224	7,507	5,840	26,571	2.41
13,228	7,468	5,899	26,595	2.42
13,293	7,430	5,937	26,660	2.44
13,303	7,428	5,996	26,727	2.45
13,315	7,392	6,036	26,743	2.46
13,329	7,358	6,075	26,762	2.47
13,343	7,325	6,128	26,796	2.48

表 5-9 倉浜衛生施設組合「事業系ごみ」の排出量 目標値

排出原単位 (t/事業所) ⑬	排出量 (t/年) ⑭	削減量 (t/年) ⑮
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
2.28	—	—
2.24	25,720	630
2.21	25,223	1,140
2.17	24,623	1,794
2.13	24,037	2,400
2.13	23,916	2,512
2.13	23,801	2,622
2.13	23,692	2,780
2.13	23,592	2,941
2.13	23,494	3,077
2.13	23,402	3,193
2.13	23,317	3,343
2.13	23,236	3,491
2.13	23,162	3,581
2.13	23,091	3,671
2.13	23,021	3,775

平成 27 年度の排出原単位を平成 20 年度と同程度に抑制する。

平成 23 年度の実績値から平成 27 年度の目標値まで減少させる。

⑫：現状での排出原単位＝⑪倉浜衛生施設組合 ごみ排出量÷⑩倉浜衛生施設組合 事業所数

⑭：倉浜衛生施設組合 ごみ排出量(目標値)＝⑩将来事業所数×⑬排出原単位(目標値)

⑮：削減量(目標)＝⑪現状でのごみ排出量－⑭ごみ排出量(目標値)

表 5-10 「事業系ごみ」の【削減量】目標値

年 度	目標値 【削減量】(t/年) ⑩		
	沖縄市	宜野湾市	北谷町
平成 24 年度	315	185	130
平成 25 年度	568	334	238
平成 26 年度	895	521	378
平成 27 年度	1,196	695	509
平成 28 年度	1,252	723	537
平成 29 年度 (中間年)	1,307	750	565
平成 30 年度	1,383	793	604
平成 31 年度	1,465	833	643
平成 32 年度	1,532	869	676
平成 33 年度	1,588	897	708
平成 34 年度 (目標年)	1,667	932	744
平成 35 年度	1,738	970	783
平成 36 年度	1,783	990	808
平成 37 年度	1,829	1,009	833
平成 38 年度	1,880	1,032	863

表 5-11 「事業系ごみ」の【排出量】目標値

目標値【排出量】(t/年) ⑪			
沖縄市	宜野湾市	北谷町	合計
12,848	7,552	5,320	25,720
12,576	7,387	5,260	25,223
12,293	7,146	5,184	24,623
11,980	6,960	5,097	24,037
11,916	6,884	5,116	23,916
11,856	6,812	5,133	23,801
11,778	6,762	5,152	23,692
11,755	6,680	5,157	23,592
11,692	6,638	5,164	23,494
11,640	6,571	5,191	23,402
11,626	6,498	5,193	23,317
11,565	6,458	5,213	23,236
11,532	6,402	5,228	23,162
11,500	6,349	5,242	23,091
11,463	6,293	5,265	23,021

表 5-12 「事業系ごみ」の【排出原単位】目標値

北谷町の目標値 事業系ごみ【排出原単位】 ⑫
3.42 t/事業所
3.33 t/事業所
3.23 t/事業所
3.14 t/事業所
3.10 t/事業所
3.07 t/事業所
3.04 t/事業所
3.01 t/事業所
2.97 t/事業所
2.95 t/事業所
2.91 t/事業所
2.89 t/事業所
2.86 t/事業所
2.83 t/事業所
2.81 t/事業所

⑩：表 5-9⑨を沖縄市・宜野湾市・北谷町のごみ排出割合の実績値により按分。

⑪：表 5-8⑧の排出量(現状)から表 5-10 削減量を引いた値。

⑫：表 5-11 の北谷町の排出量(目標)と表 5-7 北谷町の事業所数の将来予測結果より算出。

北谷町一般廃棄物処理基本計画

平成 25 年 3 月

策定者



北谷町 住民福祉部 保健衛生課

〒901-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江 226 番地

TEL (098) 936-1234 代表

作成委託



株式会社
沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号

TEL (098) 862-5871 代表
